

令和4年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

I	市 税 及 び 計	一 般 会 計	
II	市 民 税		
III	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	
IV	軽 自 動 車 税		
V	市 た ば こ 税		
VI	特別土地保有税		
VII	入 湯 税		
VIII	事 業 所 税		
IX	滞 納 処 分		
X	口 座 振 替		
XI	税 外 収 入		
XII	徴 収 経 費		
XIII	税 務 機 構		
XIV	参 考		

目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 令和3年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 令和3年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和4年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 令和3年度市税税目別決算状況	8
	(5) 令和3年度市税決算の概要	10
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 森林環境譲与税に関する調	90
	（7） 利子割交付金に関する調	90
	（8） 配当割交付金に関する調	90
	（9） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（10） 法人事業税交付金に関する調	91
	（11） 地方消費税交付金に関する調	91
	（12） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（13） 環境性能割交付金に関する調	91
	（14） 地方特例交付金に関する調	91
	（15） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（16） 県税徴収交付金に関する調	91
	（17） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	110
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	111
XIV	参 考	113
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	114
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	118
	（3） 租税体系	119
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	120
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	122
	ア 所得控除	122
	イ 税額控除	124
	（6） 市税税率の変遷	126
	（7） 尼崎市の税制	128
	（8） 譲与税・交付金要領	130
	（9） 前納報奨金交付状況の推移	138

I 市 税 及 び 計
一 般 会 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口
平成25年度	449,236人	211,080世帯	50.27km ²	2.13人
26	447,597人	211,786世帯	50.27km ²	2.11人
27	446,125人	212,765世帯	50.27km ²	2.10人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km ²	2.05人
3	458,686人	222,032世帯	50.72km ²	2.07人
4	455,835人	222,605世帯	50.71km ²	2.05人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計	市 税 歳 入	一般会計に 占める割合 (イ)/(ア)	人口一人当たり 市税負担額
	歳入総額(ア)	総額(イ)		
平成24年度	189,300,007千円	77,454,095千円	40.9%	172,051円
25	190,688,358千円	76,679,351千円	40.2%	170,688円
26	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円
2	264,031,807千円	79,557,367千円	30.1%	176,214円
3	232,308,042千円	80,110,628千円	34.5%	174,652円

一平方キロメートル当たり		税務職員数	税務職員一人当たり		
人口	世帯数		人口	世帯数	面積
8,936人	4,199世帯	108人	4,160人	1,954世帯	0.4655km ²
8,904人	4,213世帯	111人	4,032人	1,908世帯	0.4529km ²
8,875人	4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km ²
8,910人	4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
8,887人	4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
8,886人	4,236世帯	120人	3,756人	1,790世帯	0.4227km ²
8,895人	4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²
8,901人	4,332世帯	125人	3,612人	1,758世帯	0.4058km ²
9,043人	4,378世帯	117人	3,920人	1,898世帯	0.4335km ²
8,989人	4,390世帯	113人	4,034人	1,970世帯	0.4488km ²

一世帯当たり 市税負担額	基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
368,440円	59,989,405千円	72,081,117千円	97.9%	98.7%	101.1%	99.4%
363,272円	58,317,020千円	71,377,177千円	100.7%	99.0%	97.2%	99.0%
367,787円	57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
364,061円	60,152,079千円	72,969,597千円	104.2%	99.4%	104.3%	102.2%
367,744円	60,155,905千円	73,395,909千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.6%
369,888円	62,174,711千円	73,872,070千円	97.9%	101.4%	103.4%	100.6%
368,797円	62,928,021千円	75,354,939千円	102.5%	100.6%	101.2%	102.0%
370,726円	64,856,521千円	76,971,245千円	99.6%	101.7%	103.1%	102.1%
362,061円	63,981,151千円	76,750,717千円	128.7%	98.7%	98.7%	99.7%
360,807円	66,932,746千円	81,810,794千円	88.0%	100.7%	104.6%	106.6%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	平成 29 年 度		平成 30 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	200,813,369	100.0%	205,885,923	100.0%
市 税	78,767,750	39.2%	79,238,902	38.5%
地 方 譲 与 税	768,808	0.4%	775,527	0.4%
利 子 割 交 付 金	131,754	0.1%	132,149	0.1%
配 当 割 交 付 金	474,105	0.2%	395,966	0.2%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	478,887	0.2%	313,846	0.1%
法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	-	-
地 方 消 費 税 交 付 金	7,666,290	3.8%	8,055,974	3.9%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	280,200	0.1%	341,742	0.2%
環 境 性 能 割 交 付 金	-	-	-	-
地 方 特 例 交 付 金	321,208	0.2%	384,750	0.2%
地 方 交 付 税	11,395,874	5.7%	12,190,178	5.9%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	66,272	0.0%	62,621	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	1,600,952	0.8%	1,509,019	0.7%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,744,570	3.4%	6,889,838	3.3%
国 庫 支 出 金	47,557,139	23.7%	47,098,493	22.9%
県 支 出 金	12,164,330	6.1%	11,527,129	5.6%
財 産 収 入	3,013,320	1.5%	2,645,787	1.3%
寄 付 金	233,027	0.1%	214,541	0.1%
繰 入 金	1,528,252	0.8%	963,655	0.5%
繰 越 金	646,152	0.3%	404,884	0.2%
諸 収 入	6,450,256	3.2%	6,604,856	3.2%
市 債	20,524,223	10.2%	26,136,066	12.7%

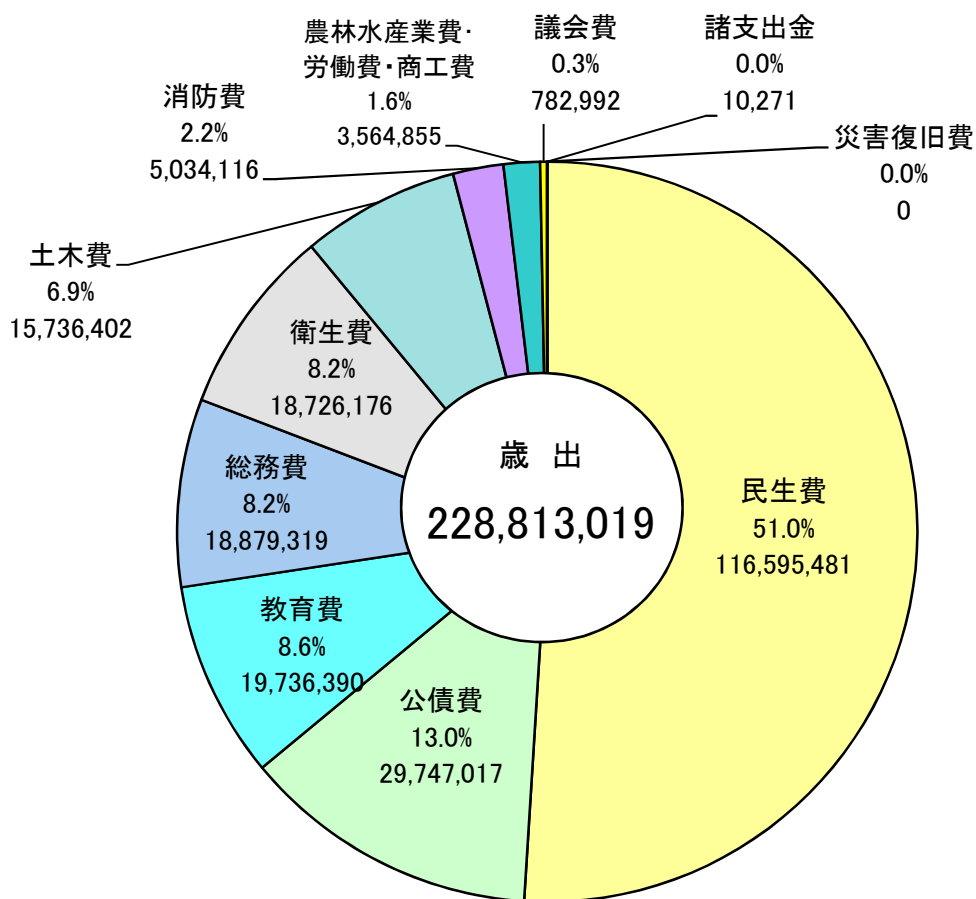
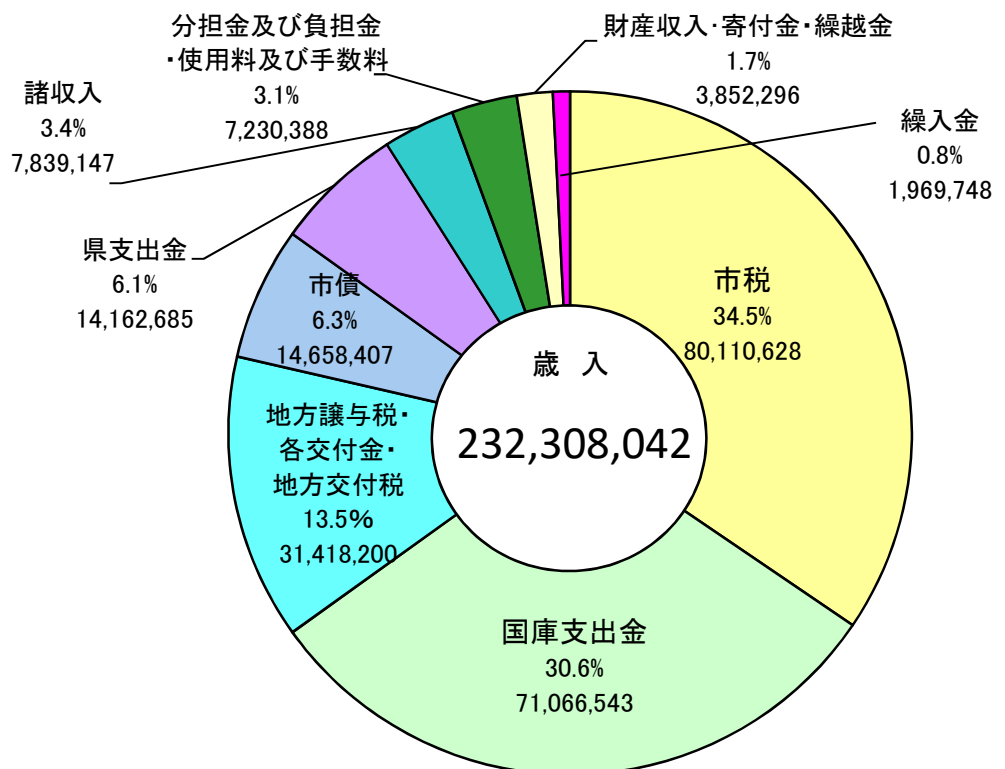
歳 出 総 額	200,419,083	100.0%	205,116,277	100.0%
議 会 費	782,600	0.4%	828,253	0.4%
総 務 費	15,986,266	8.0%	17,018,106	8.3%
民 生 費	100,745,850	50.3%	98,305,625	47.9%
衛 生 費	13,480,196	6.7%	13,204,833	6.5%
労 働 費	152,051	0.1%	164,175	0.1%
農 林 水 産 業 費	122,017	0.0%	116,341	0.1%
商 工 費	1,392,240	0.7%	1,389,347	0.7%
土 木 費	18,728,797	9.3%	20,573,811	10.0%
消 防 費	4,748,433	2.4%	4,906,269	2.4%
教 育 費	18,297,477	9.1%	16,688,898	8.1%
災 害 復 旧 費	-	-	30,264	0.0%
公 債 費	25,955,945	13.0%	31,863,262	15.5%
諸 支 出 金	27,211	0.0%	27,093	0.0%

(単位：千円)

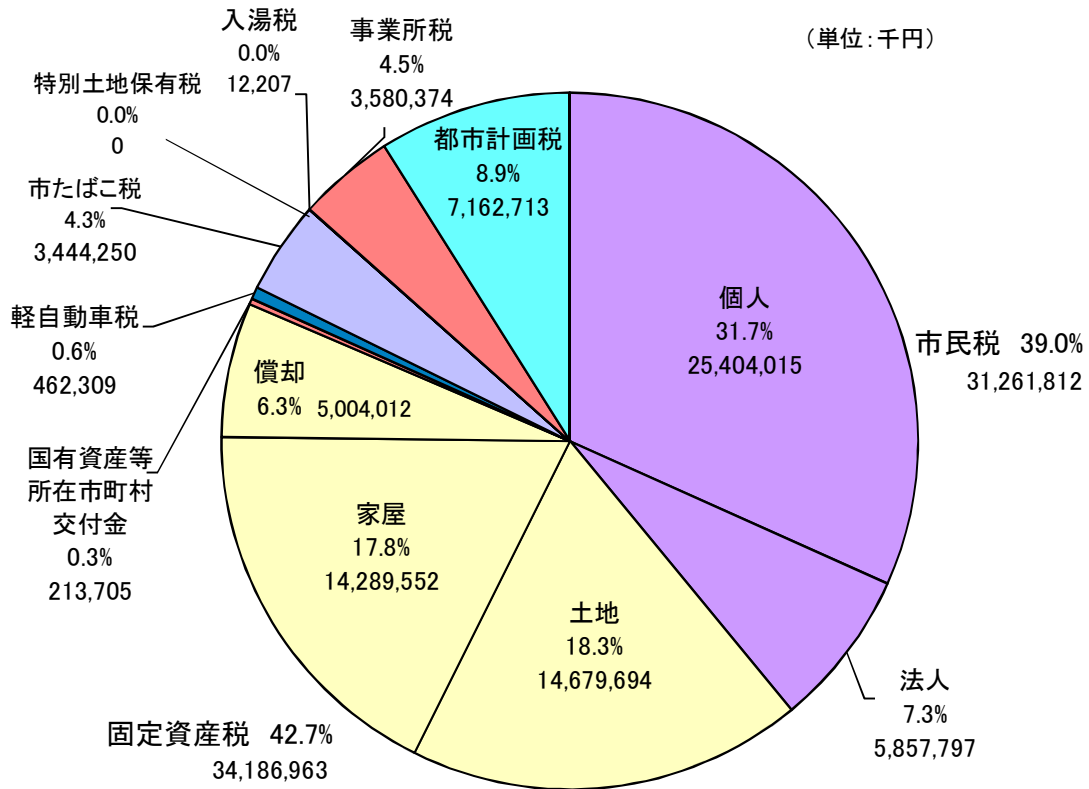
令和元年度		令和2年度		令和3年度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
205,121,933	100.0%	264,031,807	100.0%	232,308,042	100.0%
80,591,085	39.3%	79,557,367	30.1%	80,110,628	34.5%
785,900	0.4%	795,041	0.3%	808,861	0.3%
68,530	0.0%	73,373	0.0%	59,288	0.0%
444,120	0.2%	411,788	0.2%	602,326	0.3%
238,078	0.1%	478,104	0.2%	713,224	0.3%
-	-	654,466	0.2%	1,101,489	0.5%
7,757,202	3.8%	9,427,900	3.6%	10,313,226	4.4%
160,749	0.1%	48	0.0%	-	-
45,283	0.0%	91,334	0.0%	115,442	0.1%
936,996	0.5%	459,443	0.2%	1,263,150	0.5%
12,845,538	6.3%	12,499,119	4.7%	16,376,225	7.1%
63,270	0.0%	70,292	0.0%	64,969	0.0%
1,142,684	0.6%	697,767	0.3%	809,600	0.3%
6,799,270	3.3%	6,342,945	2.4%	6,420,788	2.8%
48,489,422	23.6%	104,475,676	39.6%	71,066,543	30.6%
12,658,709	6.2%	13,344,304	5.0%	14,162,685	6.1%
5,653,424	2.7%	2,409,494	0.9%	1,770,491	0.8%
46,007	0.0%	216,234	0.1%	308,364	0.1%
2,741,703	1.3%	224,220	0.1%	1,969,748	0.8%
769,646	0.4%	751,533	0.3%	1,773,441	0.8%
6,528,039	3.2%	9,399,630	3.6%	7,839,147	3.4%
16,356,278	8.0%	21,651,729	8.2%	14,658,407	6.3%
204,376,824	100.0%	262,258,366	100.0%	228,813,019	100.0%
814,071	0.4%	774,682	0.3%	782,992	0.3%
19,951,348	9.7%	67,785,167	25.8%	18,879,319	8.2%
101,148,539	49.5%	103,073,681	39.3%	116,595,481	51.0%
13,145,880	6.4%	14,212,722	5.4%	18,726,176	8.2%
157,322	0.1%	167,715	0.1%	350,558	0.2%
146,806	0.1%	145,143	0.1%	140,912	0.1%
1,832,617	0.9%	3,247,894	1.2%	3,073,385	1.3%
17,733,218	8.7%	20,387,733	7.8%	15,736,402	6.9%
4,858,555	2.4%	6,191,448	2.4%	5,034,116	2.2%
15,433,718	7.5%	17,143,759	6.5%	19,736,390	8.6%
174,829	0.1%	-	-	-	-
28,957,612	14.2%	29,107,852	11.1%	29,747,017	13.0%
22,309	0.0%	20,570	0.0%	10,271	0.0%

[図表1] 令和3年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

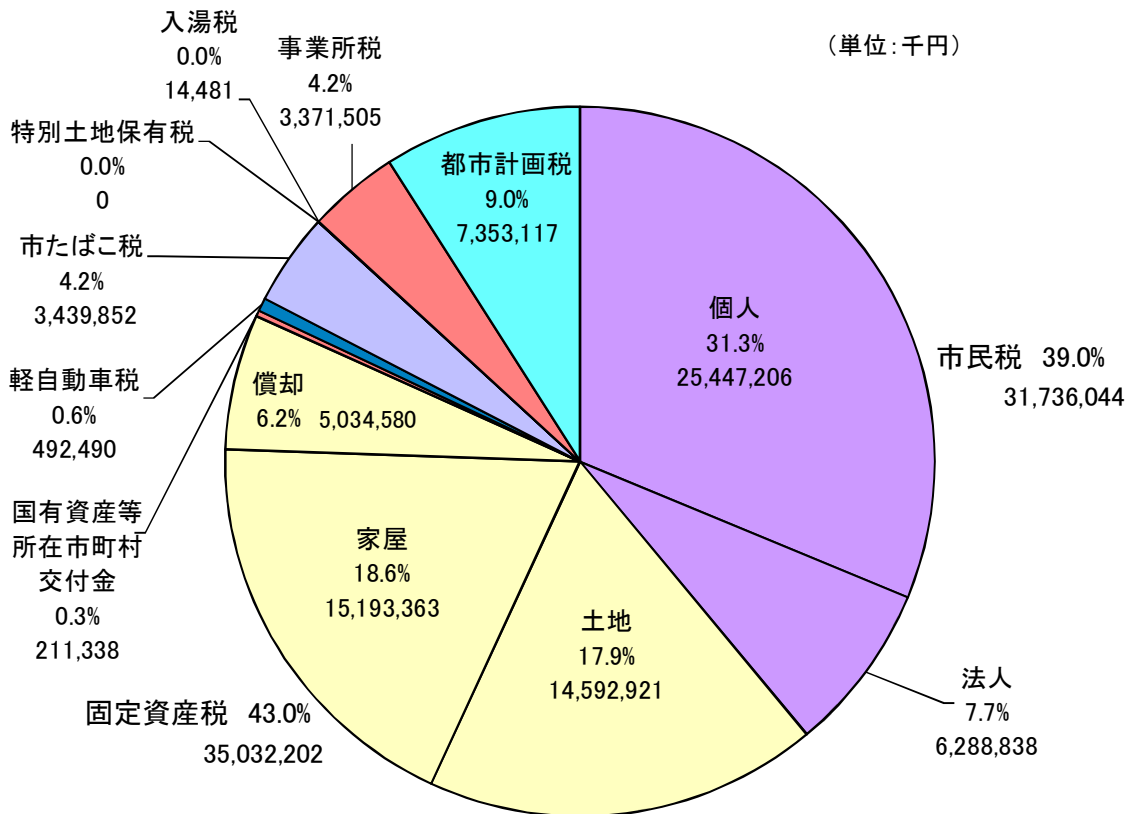
(単位:千円)



[図表2] 令和3年度市税決算額の税目別構成比



[図表3] 令和4年度市税当初予算額の税目別構成比



(4) 令和3年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位:円)

市税合計	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B=C+D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納入損額 E	実質収入未済額 F=A-C-E	収入率 B/A前年度	対予算		
									B-O	B/O	
現年課税分	79,438,706,000	82,141,220,865	80,101,159,933	80,101,159,933	9,467,665	115,223,473	1,924,837,459	97.5%	96.7%	671,921,598	100.8%
現年度分	78,224,098,000	79,513,326,378	78,928,119,143	78,918,990,358	9,128,785	3,549,180	590,786,840	99.3%	98.6%	704,021,143	100.9%
過年度分	77,936,394,000	79,078,797,887	78,513,993,842	78,505,159,357	8,835,485	3,507,796	570,131,734	99.3%	98.6%	677,599,842	100.9%
滞納繰越分	387,704,000	434,529,491	414,125,301	413,832,001	293,300	41,384	20,655,106	95.3%	91.2%	26,421,301	106.8%
滞納繰越分	1,214,608,000	2,627,894,487	1,182,508,455	1,182,169,575	338,880	111,674,293	1,334,050,619	45.0%	34.3%	△ 32,099,545	97.4%
1 市民税	30,780,675,000	32,462,537,542	31,254,929,377	31,254,929,377	6,882,375	69,590,413	1,138,017,752	96.3%	95.6%	481,136,752	101.6%
(1) 個人市民税	25,118,568,000	26,560,021,965	25,404,014,994	25,404,014,994	0	62,999,913	1,093,007,058	95.6%	95.0%	285,446,994	101.1%
現年課税分	24,686,554,000	25,271,680,559	24,951,344,312	24,951,344,312	0	187,680	320,148,567	98.7%	98.4%	264,790,312	101.1%
均等割	758,966,000	788,264,270	778,725,650	778,725,650	0	5,960	9,532,760	98.9%	98.5%	19,759,650	102.6%
所得割	23,927,588,000	24,483,416,289	24,172,618,662	24,172,618,662	0	181,820	310,615,807	98.7%	98.4%	245,030,662	101.0%
現年度分	24,585,985,000	25,157,646,320	24,854,342,854	24,854,342,854	0	176,396	303,127,070	98.8%	98.5%	268,357,854	101.1%
均等割	757,658,000	786,173,000	776,946,750	776,946,750	0	5,510	9,220,740	98.9%	98.5%	19,288,750	102.5%
所得割	23,828,327,000	24,371,473,320	24,077,396,104	24,077,396,104	0	170,886	293,906,330	98.9%	98.5%	249,069,104	101.0%
普徴徴収	4,638,611,000	5,227,742,000	4,953,488,405	4,953,488,405	0	176,396	274,077,199	94.8%	93.4%	314,877,405	106.8%
給与特徴	19,167,106,000	19,154,157,185	19,125,107,314	19,125,107,314	0	0	29,049,871	99.8%	99.8%	△ 41,998,686	99.8%
年金額分	780,268,000	775,747,135	775,747,135	775,747,135	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 4,520,865	99.4%
過年度分	100,569,000	114,034,239	97,001,458	97,001,458	0	11,284	17,021,497	85.1%	74.5%	△ 3,567,542	96.5%
均等割	1,308,000	2,091,270	1,778,900	1,778,900	0	350	312,020	85.1%	74.5%	470,900	136.0%
所得割	99,261,000	111,942,969	95,222,558	95,222,558	0	10,934	16,709,477	85.1%	74.5%	△ 4,038,442	95.9%
滞納繰越分	432,014,000	1,288,341,406	452,670,682	452,670,682	0	62,812,233	772,868,491	35.1%	32.5%	20,656,682	104.8%
均等割	13,687,000	40,407,530	14,197,560	14,197,560	0	1,970,040	24,239,930	35.1%	32.5%	510,560	103.7%
所得割	418,327,000	1,247,933,876	438,473,122	438,473,122	0	60,842,193	748,618,561	35.1%	32.5%	20,146,122	104.8%
(2) 法人市民税	5,662,107,000	5,902,515,577	5,891,796,768	5,891,796,768	6,882,375	6,590,500	450,101,694	99.2%	98.4%	195,689,758	103.5%
現年課税分	5,594,074,000	5,810,135,400	5,801,866,954	5,801,866,954	6,638,375	10,000	14,896,821	99.9%	99.0%	20,779,954	103.7%
均等割	1,519,132,000	1,537,680,300	1,535,491,290	1,535,491,290	1,751,750	1,930	3,938,830	99.9%	98.9%	16,359,290	101.1%
税割	4,074,942,000	4,272,455,100	4,266,375,664	4,266,375,664	4,886,625	8,070	10,957,991	99.9%	99.0%	191,433,664	104.7%
現年度分	5,369,693,000	5,616,727,000	5,608,722,803	5,602,374,828	6,347,975	0	14,352,172	99.9%	98.9%	239,029,803	104.5%
均等割	1,489,390,000	1,500,267,000	1,498,129,110	1,496,433,530	1,695,580	0	3,833,470	99.9%	98.9%	8,739,110	100.6%
税割	3,880,303,000	4,116,460,000	4,110,593,693	4,105,941,298	4,652,395	0	10,518,702	99.9%	98.9%	230,290,693	105.9%
過年度分	224,381,000	193,408,400	193,144,151	192,853,751	290,400	10,000	544,649	99.9%	99.9%	△ 31,236,849	86.1%
均等割	29,742,000	37,413,300	37,362,180	37,308,010	56,170	1,930	105,360	99.9%	99.9%	7,620,180	125.6%
税割	194,639,000	155,995,100	155,781,971	155,547,741	234,230	8,070	439,289	99.9%	99.9%	△ 38,857,029	80.0%
滞納繰越分	68,033,000	92,380,177	55,929,804	55,685,804	244,000	6,580,500	30,113,873	60.5%	31.0%	△ 12,103,196	82.2%
均等割	15,499,000	20,757,270	12,567,080	12,512,260	54,820	1,478,590	6,766,420	60.5%	31.0%	△ 2,931,920	81.1%
税割	52,534,000	71,622,907	43,362,724	43,173,544	189,180	5,101,910	23,347,453	60.5%	31.0%	△ 9,171,276	82.5%
2 固定資産税	34,100,164,000	34,820,543,683	34,186,963,142	34,185,319,942	1,643,200	34,081,931	601,141,810	98.2%	97.1%	86,799,142	100.3%
(1) 純固定資産税	33,886,459,000	34,606,838,883	33,973,258,342	33,971,615,142	1,643,200	34,081,931	601,141,810	98.2%	97.1%	86,799,342	100.3%
現年課税分	33,322,132,000	33,637,327,500	33,440,543,056	33,438,953,186	1,589,870	2,695,570	195,677,744	99.4%	98.5%	118,411,056	100.4%
土地	14,459,958,000	14,562,495,430	14,468,852,826	14,468,239,366	613,460	1,288,080	97,967,984	99.3%	98.7%	8,894,626	100.1%
家屋	14,054,945,000	14,183,592,170	14,087,847,770	14,087,250,460	597,310	1,328,990	95,012,720	99.3%	98.7%	32,902,170	100.2%
償却	4,807,229,000	4,886,239,900	4,883,842,460	4,883,463,360	379,100	79,500	2,697,040	100.0%	97.6%	76,613,460	101.6%
現年度分	33,269,778,000	33,564,424,600	33,362,212,896	33,360,625,926	1,586,970	2,681,120	193,135,554	99.4%	98.5%	92,434,896	100.3%
土地	14,456,749,000	14,565,621,630	14,467,435,706	14,467,435,706	613,460	1,278,940	96,906,984	99.3%	98.7%	11,300,166	100.1%
家屋	14,050,949,000	14,182,298,870	14,087,292,230	14,086,694,920	597,310	1,322,680	94,279,270	99.3%	98.7%	36,343,230	100.3%
償却	4,762,080,000	4,808,524,100	4,806,871,500	4,806,495,300	376,200	79,500	1,949,300	100.0%	97.6%	44,791,500	100.9%

(4) 令和3年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位:円)

年度	最終予算額 O	決定額 A	決算額 B=C+D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F=A-C-E	収入率		対予算
								B/A	前年度	
過年度分	52,354,000	80,884,900	78,330,160	78,327,260	2,900	15,450	2,542,190	96.8%	93.2%	B 25,976,160 O 149.6%
土地	3,209,000	1,873,800	803,660	803,660	0	9,140	1,061,000	42.9%	40.2%	△ 2,440,340 △ 25.0%
家屋	3,996,000	1,295,300	555,540	555,540	0	6,310	733,450	42.9%	40.2%	△ 3,440,460 △ 13.9%
債権	45,149,000	77,715,800	76,970,960	76,968,060	2,900	76,968,060	747,740	99.0%	97.5%	△ 31,821,960 △ 170.5%
滞納繰越分	564,327,000	969,511,383	532,715,286	532,661,956	53,330	31,385,361	405,464,066	54.9%	37.1%	△ 31,611,714 △ 94.4%
土地	223,399,000	432,148,167	210,841,648	210,814,388	27,260	15,776,311	205,557,488	48.8%	37.0%	△ 12,557,352 △ 94.4%
家屋	216,192,000	413,418,840	201,703,750	201,677,680	26,070	15,092,550	196,648,610	48.8%	37.0%	△ 14,488,250 △ 93.3%
債権	124,736,000	123,944,376	120,169,888	120,169,888	0	516,500	3,257,988	97.0%	50.2%	△ 4,566,112 △ 96.3%
(2) 交付金	213,705,000	213,704,800	213,704,800	213,704,800	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 200 △ 100.0%
3 軽自動車税	453,572,000	501,896,520	462,309,334	462,129,214	183,120	3,245,259	36,525,047	92.1%	91.8%	△ 8,737,334 △ 101.9%
環境性能割	20,363,000	19,764,800	19,764,800	19,764,800	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 598,200 △ 97.1%
種別	433,209,000	482,131,720	442,544,534	442,361,414	183,120	3,245,259	36,525,047	91.8%	91.5%	9,335,534 102.2%
現年課税分	423,551,000	445,062,400	433,165,852	433,011,052	154,800	7,900	12,043,448	97.3%	97.2%	9,614,852 102.3%
現年度分	423,286,000	444,899,700	433,009,152	432,854,352	154,800	7,900	12,037,448	97.3%	97.3%	9,723,152 102.3%
過年度分	265,000	162,700	156,700	156,700	0	0	6,000	96.3%	91.1%	△ 108,300 △ 59.1%
滞納繰越分	9,658,000	37,069,320	9,378,682	9,350,362	28,320	3,237,359	24,481,599	25.3%	27.2%	△ 279,318 △ 97.1%
4 市たばこ税	3,444,770,000	3,444,249,659	3,444,249,659	3,444,249,659	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 520,341 △ 100.0%
現年課税分	3,444,770,000	3,444,232,028	3,444,232,028	3,444,232,028	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 537,972 △ 100.0%
現年度分	3,444,770,000	3,444,232,028	3,444,232,028	3,444,232,028	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 537,972 △ 100.0%
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
滞納繰越分	0	17,631	17,631	17,631	0	0	0	100.0%	-	17,631 皆増
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
6 入湯税	14,205,000	12,206,691	12,206,691	12,206,691	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,998,309 △ 85.9%
現年課税分	14,205,000	12,206,691	12,206,691	12,206,691	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 1,998,309 △ 85.9%
現年度分	14,205,000	12,203,739	12,203,739	12,203,739	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 2,001,261 △ 85.9%
過年度分	0	2,952	2,952	2,952	0	0	0	100.0%	-	2,952 皆増
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
7 事業所税	3,470,401,000	3,581,495,500	3,580,373,700	3,579,927,300	446,400	0	1,568,200	100.0%	99.2%	109,972,700 103.2%
現年課税分	3,438,711,000	3,550,713,800	3,550,933,600	3,550,487,200	446,400	0	226,600	100.0%	99.2%	112,222,600 103.3%
現年度分	3,429,525,000	3,505,633,500	3,505,853,300	3,505,406,900	446,400	0	226,600	100.0%	99.2%	76,328,300 102.2%
過年度分	9,186,000	45,080,300	45,080,300	45,080,300	0	0	0	100.0%	99.7%	35,894,300 490.8%
滞納繰越分	31,690,000	30,781,700	29,440,100	29,440,100	0	0	1,341,600	95.6%	63.9%	△ 2,249,900 △ 92.9%
8 都市計画税	7,174,919,000	7,318,291,270	7,162,713,320	7,162,400,750	312,570	8,305,870	147,584,650	97.0%	97.0%	△ 12,205,680 △ 99.8%
現年課税分	7,066,033,000	7,108,498,400	7,060,357,050	7,060,057,710	299,340	647,030	47,793,660	99.3%	98.7%	△ 5,675,950 △ 99.9%
土地	3,949,810,000	3,970,604,890	3,943,636,130	3,943,468,930	167,200	362,070	26,773,890	99.3%	98.7%	△ 6,173,870 △ 99.8%
家屋	3,116,223,000	3,137,893,510	3,116,720,920	3,116,588,780	132,140	284,960	21,019,770	99.3%	98.7%	497,920 100.0%
現年度分	7,065,084,000	7,107,543,400	7,059,947,470	7,059,648,130	299,340	642,380	47,282,890	99.3%	98.7%	△ 5,136,530 △ 99.9%
土地	3,949,287,000	3,969,932,590	3,943,347,790	3,943,180,590	167,200	358,800	26,393,200	99.3%	98.7%	△ 5,939,210 △ 99.8%
家屋	3,115,797,000	3,137,610,810	3,116,599,680	3,116,467,540	132,140	283,580	20,859,690	99.3%	98.7%	802,680 100.0%
過年度分	949,000	955,000	409,580	409,580	0	4,650	540,770	42.9%	40.2%	△ 539,420 △ 43.2%
土地	523,000	282,300	288,340	288,340	0	3,270	360,690	42.9%	40.2%	△ 234,660 △ 55.1%
家屋	426,000	672,700	121,240	121,240	0	1,380	160,080	42.9%	40.2%	△ 304,760 △ 28.5%
滞納繰越分	108,886,000	209,792,870	102,356,270	102,343,040	13,230	7,658,840	99,790,990	48.8%	37.0%	△ 6,529,730 △ 94.0%
土地	61,037,000	118,065,770	57,603,350	57,595,900	7,450	4,310,190	56,159,680	48.8%	37.0%	△ 3,433,650 △ 94.4%
家屋	47,849,000	91,727,100	44,752,920	44,747,140	5,780	3,348,650	43,631,310	48.8%	37.0%	△ 3,096,080 △ 93.5%

(5) 令和3年度市税の概要

(単位:千円)

年度 税目	令和2年度 決算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正後予算額	令和3年度 決算額	差 引 き			増 減 率		
	①	②	③	④	④-①	④-②	④-③	④/①	④/②	④/③
市 税 合 計	79,557,367	76,368,706	79,438,706	80,110,628	553,261	3,741,922	671,922	100.7%	104.9%	100.8%
市 民 税	31,485,649	28,280,675	30,780,675	31,261,812	△ 223,837	2,981,137	481,137	99.3%	110.5%	101.6%
個人	25,527,805	23,818,568	25,118,568	25,404,015	△ 123,790	1,585,447	285,447	99.5%	106.7%	101.1%
法人	5,957,844	4,462,107	5,662,107	5,857,797	△ 100,047	1,395,690	195,690	98.3%	131.3%	103.5%
固 定 資 産 税	33,879,057	33,650,164	34,100,164	34,186,963	307,906	536,799	86,799	100.9%	101.6%	100.3%
土地	14,577,201	14,683,357	14,683,357	14,679,694	102,493	△ 3,663	△ 3,663	100.7%	100.0%	100.0%
家屋	14,224,562	14,161,137	14,271,137	14,289,552	64,990	128,415	18,415	100.5%	100.9%	100.1%
償却	4,857,580	4,591,965	4,931,965	5,004,012	146,432	412,047	72,047	103.0%	109.0%	101.5%
交付金	219,714	213,705	213,705	213,705	△ 6,009	0	0	97.3%	100.0%	100.0%
軽自動車税	449,478	453,572	453,572	462,309	12,831	8,737	8,737	102.9%	101.9%	101.9%
環境性能割	17,919	20,363	20,363	19,765	1,846	△ 598	△ 598	110.3%	97.1%	97.1%
種別割	431,559	433,209	433,209	442,544	10,985	9,335	9,335	102.5%	102.2%	102.2%
市たばこ税	3,265,015	3,444,770	3,444,770	3,444,250	179,235	△ 520	△ 520	105.5%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
入湯税	12,626	14,205	14,205	12,207	△ 419	△ 1,998	△ 1,998	96.7%	85.9%	85.9%
事業所税	3,333,808	3,370,401	3,470,401	3,580,374	246,566	209,973	109,973	107.4%	106.2%	103.2%
都市計画税	7,131,734	7,154,919	7,174,919	7,162,713	30,979	7,794	△ 12,206	100.4%	100.1%	99.8%
土地	3,981,918	4,010,847	4,010,847	4,001,239	19,321	△ 9,608	△ 9,608	100.5%	99.8%	99.8%
家屋	3,149,816	3,144,072	3,164,072	3,161,474	11,658	17,402	△ 2,598	100.4%	100.6%	99.9%

* 収入額ベース比較表

【市税決算額】

市税決算額は801億1,100万円と、前年度決算額と比較して、5億5,300万円、率にして0.7%の増となった。これは主に固定資産税および事業所税の増によるものである。

(当初予算比: 37億4,200万円の増、最終予算比: 6億7,200万円の増)

【主な税目の対前年度決算増減理由】

○ 個人市民税は、1億2,400万円(0.5%)の減少で、これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入および納税義務者数が減少したことによるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) +800万円

〈個人市民税の納税義務者数〉	(参考)
R2決算 224,929人	R3当初 219,608人
R3決算 224,482人(△447人)	
〈1人当りの給与収入額〉	(参考)
R2決算 446万6,144円	R3当初 435万4,490円
R3決算 442万8,772円(△3万7,372円)	

○ 法人市民税は、1億円(1.7%)の減少で、これは企業収益の増があったものの、法人税割において、税制改正により法人市民税率が引下げられたことによるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) +4,600万円

②税制改正 法人税割の税率改正 △7億9,300万円

〈改正内容〉 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下の税率を適用
標準税率 9.7%→6.0% 超過税率 12.1%→8.4%

〈業種ごとの税割額の増減〉
運輸通信業 △2億3,000万円 金融保険業 △7,500万円 サービス業 △6,400万円
化学工業 +1億8,500万円 機械器具 +1億2,700万円
※15ページに、分類ごとの法人市民税割調定額の比較表を掲載

○ 固定資産税・都市計画税は、3億3,900万円(0.8%)の増加で、これは主に、新增築等による家屋の増によるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) +3億1,400万円

②税制改正 (家屋)軽減措置^{※2}(1/2or全額軽減) △5億7,200万円 ※新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で全額補填
(償却)軽減措置^{※2}(1/2or全額軽減) △2億4,100万円 ※新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で全額補填

③その他 (家屋)家屋の新增築等による増 +9億7,000万円
(償却)大規模物流施設や大企業の工場新設等による増 +1億2,100万円

○ 軽自動車税は、1,300万円(2.9%)の増加で、これは主に、軽四乗用自家用車の新規登録台数の増加及び環境性能割の臨時的軽減措置がR3.12.31で終了したことによるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) (+2千円)

②税制改正 環境性能割の税率1%分軽減 △800万円 ※軽自動車税減収補填特別交付金で全額補填

〈軽四乗用自家用車登録台数〉
R2決算 軽四乗用自家用車 28,301台
R3決算 軽四乗用自家用車 28,708台(+407台)

○ 市たばこ税は、1億7,900万円(5.5%)の増加で、これは、売渡し本数は減少したものの、税制改正により税率が引き上げられたことによるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) -

②税制改正 税率の引上げ +2億4,600万円

〈改正内容〉
R2.10.1 千本当たり 5,692円→6,122円
R3.10.1 千本当たり 6,122円→6,552円

〈たばこ売渡本数〉
R2年度決算 556,165千本
R3年度決算 546,368千本(△9,797千本)

○ 事業所税は、2億4,700万円(7.4%)の増加で、これは主に、大規模物流施設の新設等によるものである。

①徴収猶予の特例^{※1}(R2繰越分) +2,100万円

③その他 大規模物流施設の新設等による増 +1億8,800万円

(※1) 徴収猶予の特例: 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業所等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例制度(令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納付期限をむかえる税目)

(※2) 軽減措置: 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度に限り、事業用家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税を軽減するもの(令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、対前年同期比50%以上の減少→全額軽減、30%以上50%未満→2分の1軽減)

〈市税収入率〉

令和3年度の市税収入率は97.5%と、前年度に比べ0.8ポイント上昇した。

内訳として、現年課税分は99.3%と、前年度に比べ0.7ポイント上昇、滞納繰越分は45.0%と、前年度に比べ10.7ポイント上昇した。

また、個人市民税で95.6%と、前年度に比べ0.7ポイント上昇した。

そのほかの税目の収入率は、「(8) 市税決算状況の推移」(20, 21 ページ) に掲載。

	令和2年度 決算①	令和3年度			増減 ②-①
		当初予算	最終予算	決算②	
市税全体	96.7%	97.0%	97.1%	97.5%	0.8%
現年課税分	98.6%	99.0%	99.1%	99.3%	0.7%
滞納繰越分	34.3%	42.4%	42.4%	45.0%	10.7%
個人市民税	94.9%	94.9%	95.2%	95.6%	0.7%
現年課税分	98.4%	98.4%	98.5%	98.7%	0.3%
滞納繰越分	32.5%	32.5%	32.5%	35.1%	2.6%

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で19億2,483万8千円となり、前年度に比べ7億3,634万1千円、率にして27.7%減となった。

また、徴収猶予の特例の影響3億8,938万9千円を除いても、前年度に比べ3億4,695万2千円減となった。

各税目の内訳は下表のとおり。

(単位:千円)

年度	令和2年度決算①			令和3年度決算②			増減(②-①)	
	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	前年比
市 民 税	1,402,585	52.7%	96.8%	1,138,018	59.1%	81.1%	△ 264,567	△ 18.9%
個 人	1,297,277	48.7%	92.9%	1,093,008	56.8%	84.3%	△ 204,269	△ 15.7%
法 人	105,308	4.0%	199.1%	45,010	2.3%	42.7%	△ 60,298	△ 57.3%
固 定 資 産 税	977,591	36.7%	119.7%	601,141	31.2%	61.5%	△ 376,450	△ 38.5%
軽自動車税	38,071	1.4%	96.0%	36,526	1.9%	95.9%	△ 1,545	△ 4.1%
市たばこ税	18	0.0%	皆増	0	0.0%	皆減	△ 18	△ 100.0%
特別土地保有税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
入湯税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
事業所税	31,462	1.2%	2837.0%	1,568	0.1%	5.0%	△ 29,894	△ 95.0%
都市計画税	211,452	8.0%	105.2%	147,585	7.7%	69.8%	△ 63,867	△ 30.2%
市 税 合 計	2,661,179	100.0%	106.1%	1,924,838	100.0%	72.3%	△ 736,341	△ 27.7%

〈不納欠損額〉

不納欠損額は市税合計で1億1,522万3千円となり、前年度に比べ443万6千円、率にして4.0%増となった。

詳細は、「(2) 不納欠損額税目別明細」(82, 83 ページ) に掲載。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。

さらに、平成30年度には納税課に職員5名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。

令和元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総括係長）を設置するとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の設定を実施した。

令和2年度からは悪質な滞納者に対して捜索を実施したことに加え、現徴収体制を積極的に運用した。

令和3年度は、個人市民税の滞納抑制及び収入率向上のため、個人住民税整理担当内「現年対策チーム」として2名を専任させ、現年課税分の徴収強化に取り組んだ。また、預貯金、生命保険、他都市照会を中心とした財産調査に、クレジットカード会社を追加するなど、財産調査の強化を図った。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web口座振替受付サービス」を運用開始。令和3年1月からキャッシュレス納付を導入し、今後利用率向上に向け、納税者への積極的な広報を実施している。

〈令和4年度市税収入確保に向けた取組〉

令和4年度予算である814億3,969万1千円以上を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し、次の取組を実施する。

- (1) 令和3年度に設置した個人住民税整理担当内「現年対策チーム」（2名）の取組み対象範囲を、特別徴収義務者や個人市民税に加え、他の税目も滞納している重複滞納者にも拡大し、職員1名増の3名体制で、滞納案件への早期着手、差押等の滞納処分に取組む。
- (2) 納税推進センターにおいて、会計年度任用職員6人で現年課税分の未納者
- (3) への電話・文書による納税勧奨を効果的に実施し、滞納額の圧縮に努める。
- (4) 納税管理担当、収入整理担当、徴収管理担当、納税第1担当、納税第2担当、納税第3担当、個人住民税整理担当及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取り組む。
- (5) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権（給与・預貯金・その他債権）の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (6) 現徴収体制を積極的に運用し、更なる進捗管理の徹底、詳細なスケジュールに基づく効率的な滞納整理の実施、滞納整理研修の充実による職員の滞納整理スキルの向上等に取り組む。
- (7) これまでの口座振替やコンビニ収納などのほか、キャッシュレス納付として令和3年1月から導入した「クレジット納付（Pay-easy納付を含む）、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ」に加え、令和4年4月から「d払い、J-Coin、auPAY」を追加し、納税者の更なる利便性向上を図る。
- (8) 令和3年度に差押や分納管理等の事務補助として増員された会計年度任用職員を活用し、職員が滞納処分により一層専念できる環境整備と財産調査の拡充を図る。
- (9) 悪質な滞納案件の早期解決を目指し、捜索を実施する。

〈参考：令和3年度日本経済の動向等〉

令和3年度の我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、令和3年9月末をもって、全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置はすべて解除され、行動制限も段階的に緩和されてきたこと等から、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる。

ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

こうした下で、令和3年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7%程度となり、GDPは令和3年中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は▲0.1%程度と見込まれる。

令和4年度については、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率は3.6%程度と見込まれる。GDPは過去最高となることを見込まれ、公的支出による経済の下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進していく。

7月の月例経済報告の中で、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」との基調判断が示されている。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区分	令和2年度		令和3年度		うち税割法人数	増減	
	調定額①	構成比	調定額②	構成比		②－①	②／①
建設業	402,704	9.5	333,433	8.1	2,096	△ 69,271	△ 17.2
製造業	1,619,451	38.2	1,790,660	43.5	1,554	171,209	10.6
食品	53,332	1.3	49,398	1.2	135	△ 3,934	△ 7.4
パルプ・紙・紙加工品	166,336	3.9	111,144	2.7	32	△ 55,192	△ 33.2
化学工業	585,663	13.8	765,662	18.6	132	179,999	30.7
窯業・土石製品	71,148	1.7	53,514	1.3	43	△ 17,634	△ 24.8
鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	261,999	6.2	214,056	5.2	406	△ 47,943	△ 18.3
機械器具	432,733	10.2	555,721	13.5	525	122,988	28.4
その他の製造	48,240	1.1	41,165	1.0	281	△ 7,075	△ 14.7
その他の業種	2,229,185	52.3	1,992,367	48.4	7,968	△ 236,818	△ 10.6
卸売・小売業	758,812	17.7	815,059	19.8	2,186	56,247	7.4
金融・保険業	287,630	6.8	209,939	5.1	167	△ 77,691	△ 27.0
不動産業	204,516	4.8	193,474	4.7	1,525	△ 11,042	△ 5.4
情報通信・運輸業	464,808	10.9	230,522	5.6	722	△ 234,286	△ 50.4
電気・ガス・熱供給・水道業	16,455	0.4	115,261	2.8	23	98,806	600.5
サービス業	496,964	11.7	428,112	10.4	3,345	△ 68,852	△ 13.9
合計	4,251,340	100.0	4,116,460	100.0	11,618	△ 134,880	△ 3.2

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	平成 29 年 度			平成 30 年 度		
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終
市 税	77,829,605	452,000	78,281,605	78,492,031	777,000	79,269,031
現年課税分	76,803,075	452,000	77,255,075	77,503,985	777,000	78,280,985
滞納繰越分	1,026,530	0	1,026,530	988,046	0	988,046
市 民 税	30,112,201	304,000	30,416,201	30,995,245	853,000	31,848,245
個 人	23,610,570	121,000	23,731,570	24,026,552	235,000	24,261,552
現年課税分	23,089,025	121,000	23,210,025	23,517,156	235,000	23,752,156
滞納繰越分	521,545	0	521,545	509,396	0	509,396
法 人	6,501,631	183,000	6,684,631	6,968,693	618,000	7,586,693
現年課税分	6,483,159	183,000	6,666,159	6,952,556	618,000	7,570,556
滞納繰越分	18,472	0	18,472	16,137	0	16,137
固 定 資 産 税	33,589,031	162,000	33,751,031	33,449,590	△ 30,000	33,419,590
純固定資産税	33,367,651	162,000	33,529,651	33,228,782	△ 30,000	33,198,782
現年課税分	32,995,019	162,000	33,157,019	32,868,736	△ 30,000	32,838,736
土地・家屋	28,129,208	116,000	28,245,208	27,943,914	0	27,943,914
償却資産	4,838,070	46,000	4,884,070	4,894,697	△ 30,000	4,864,697
過年度	27,741	0	27,741	30,125	0	30,125
滞納繰越分	372,632	0	372,632	360,046	0	360,046
交 付 金	221,380	0	221,380	220,808	0	220,808
軽自動車税	373,906	0	373,906	398,268	0	398,268
環境性能割	0	0	0	0	0	0
種別割	373,906	0	373,906	398,268	0	398,268
現年課税分	363,606	0	363,606	389,220	0	389,220
滞納繰越分	10,300	0	10,300	9,048	0	9,048
市たばこ税	3,473,232	△ 132,000	3,341,232	3,294,513	△ 46,000	3,248,513
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	18,616	0	18,616	17,361	0	17,361
現年課税分	18,615	0	18,615	17,361	0	17,361
滞納繰越分	1	0	1	0	0	0
事業所税	3,206,147	80,000	3,286,147	3,293,121	0	3,293,121
現年課税分	3,193,250	80,000	3,273,250	3,287,623	0	3,287,623
滞納繰越分	12,897	0	12,897	5,498	0	5,498
都市計画税	7,056,472	38,000	7,094,472	7,043,933	0	7,043,933
現年課税分	6,965,789	38,000	7,003,789	6,956,012	0	6,956,012
滞納繰越分	90,683	0	90,683	87,921	0	87,921

(単位：千円)

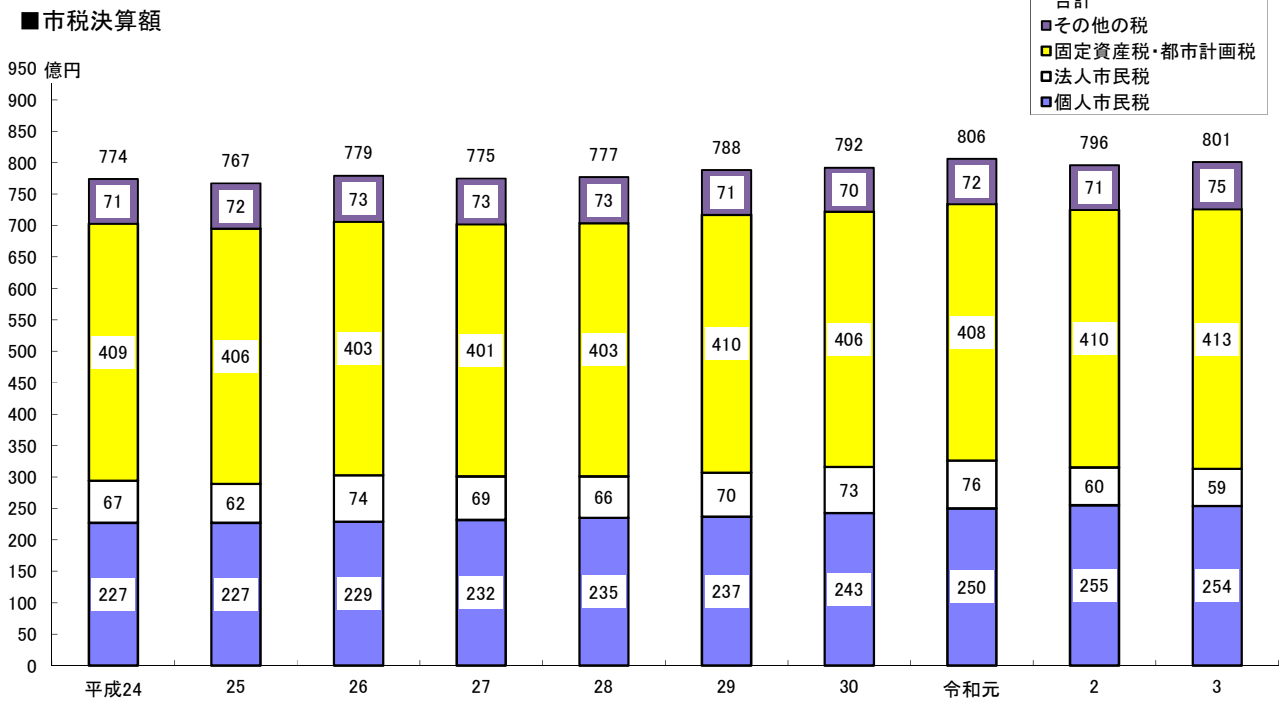
令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度
当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初
79,803,695	387,000	80,190,695	79,411,977	△ 300,000	79,111,977	76,368,706	3,070,000	79,438,706	81,439,691
78,892,514	387,000	79,279,514	78,599,331	△ 300,000	78,299,331	75,154,098	3,070,000	78,224,098	80,716,831
911,181	0	911,181	812,646	0	812,646	1,214,608	0	1,214,608	722,860
32,166,146	387,000	32,553,146	31,280,302	30,000	31,310,302	28,280,675	2,500,000	30,780,675	31,736,044
24,601,005	387,000	24,988,005	25,100,004	300,000	25,400,004	23,818,568	1,300,000	25,118,568	25,447,206
24,121,074	387,000	24,508,074	24,647,536	300,000	24,947,536	23,386,554	1,300,000	24,686,554	25,052,071
479,931	0	479,931	452,468	0	452,468	432,014	0	432,014	395,135
7,565,141	0	7,565,141	6,180,298	△ 270,000	5,910,298	4,462,107	1,200,000	5,662,107	6,288,838
7,545,749	0	7,545,749	6,168,852	△ 270,000	5,898,852	4,394,074	1,200,000	5,594,074	6,274,560
19,392	0	19,392	11,446	0	11,446	68,033	0	68,033	14,278
33,630,896	0	33,630,896	34,003,441	△ 280,000	33,723,441	33,650,164	450,000	34,100,164	35,032,202
33,404,621	0	33,404,621	33,784,076	△ 280,000	33,504,076	33,436,459	450,000	33,886,459	34,820,864
33,086,270	0	33,086,270	33,512,356	△ 280,000	33,232,356	32,872,132	450,000	33,322,132	34,583,023
28,206,650	0	28,206,650	28,597,806	△ 170,000	28,427,806	28,397,698	110,000	28,507,698	29,543,706
4,846,291	0	4,846,291	4,902,979	△ 110,000	4,792,979	4,452,080	310,000	4,762,080	5,007,240
33,329	0	33,329	11,571	0	11,571	22,354	30,000	52,354	32,077
318,351	0	318,351	271,720	0	271,720	564,327	0	564,327	237,841
226,275	0	226,275	219,365	0	219,365	213,705	0	213,705	211,338
415,305	0	415,305	441,901	0	441,901	453,572	0	453,572	492,490
6,353	0	6,353	22,075	0	22,075	20,363	0	20,363	41,526
408,952	0	408,952	419,826	0	419,826	433,209	0	433,209	450,964
396,194	0	396,194	410,288	0	410,288	423,551	0	423,551	441,170
12,758	0	12,758	9,538	0	9,538	9,658	0	9,658	9,794
3,201,739	0	3,201,739	3,195,555	0	3,195,555	3,444,770	0	3,444,770	3,439,852
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,262	0	19,262	19,522	0	19,522	14,205	0	14,205	14,481
19,262	0	19,262	19,522	0	19,522	14,205	0	14,205	14,481
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,275,530	0	3,275,530	3,316,580	0	3,316,580	3,370,401	100,000	3,470,401	3,371,505
3,272,593	0	3,272,593	3,315,755	0	3,315,755	3,338,711	100,000	3,438,711	3,363,856
2,937	0	2,937	825	0	825	31,690	0	31,690	7,649
7,094,817	0	7,094,817	7,154,676	△ 50,000	7,104,676	7,154,919	20,000	7,174,919	7,353,117
7,017,005	0	7,017,005	7,088,027	△ 50,000	7,038,027	7,046,033	20,000	7,066,033	7,294,954
77,812	0	77,812	66,649	0	66,649	108,886	0	108,886	58,163

(7) 市税予算額・決算額の推移

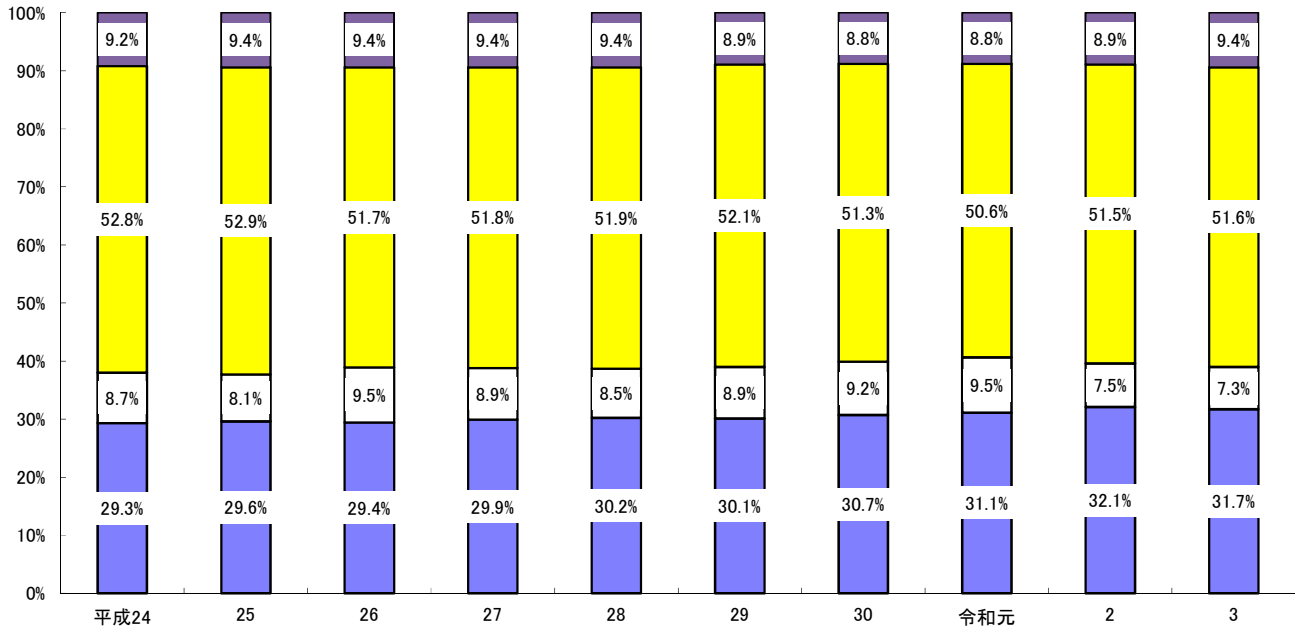
(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成4	87,140,289	106.4%	86,089,289	102.9%	86,332,062	103.3%	242,773	100.3%
5	89,647,553	102.9%	87,697,553	101.9%	87,284,303	101.1%	△ 413,250	99.5%
6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%
2	79,411,977	99.5%	79,111,977	98.7%	79,557,367	98.7%	445,390	100.6%
3	76,368,706	96.2%	79,438,706	100.4%	80,110,628	100.7%	671,922	100.8%

[図表4] 市税決算額の推移



■市税決算額の割合



(8) 市税決算状況の推移

区 分	平成 29 年 度			平成 30 年 度		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
市 税 総 計	82,444,911	78,767,750	95.5%	82,361,914	79,238,902	96.2%
現年課税分	78,572,506	77,629,039	98.8%	78,935,986	78,096,530	98.9%
(現年度)	78,191,747	77,282,670	98.8%	78,467,960	77,667,944	99.0%
(過年度)	380,759	346,369	91.0%	468,026	428,586	91.6%
滞納繰越分	3,872,405	1,138,711	29.4%	3,425,928	1,142,372	33.3%
市 民 税	32,655,024	30,724,237	94.1%	33,339,167	31,584,020	94.7%
個 人	25,603,373	23,739,519	92.7%	26,009,913	24,308,821	93.5%
現年課税分	23,715,354	23,211,348	97.9%	24,270,697	23,793,866	98.0%
(現年度)	23,578,843	23,099,699	98.0%	24,099,817	23,650,676	98.1%
均等割	745,500	731,845	98.2%	757,779	745,162	98.3%
所得割	22,833,343	22,367,854	98.0%	23,342,038	22,905,514	98.1%
(過年度)	136,511	111,649	81.8%	170,880	143,190	83.8%
滞納繰越分	1,888,019	528,171	28.0%	1,739,216	514,955	29.6%
法 人	7,051,651	6,984,718	99.1%	7,329,254	7,275,199	99.3%
現年課税分	6,979,570	6,964,482	99.8%	7,265,115	7,258,156	99.9%
(現年度)	6,792,495	6,780,388	99.8%	7,058,699	7,053,411	99.9%
均等割	1,541,929	1,539,182	99.8%	1,532,202	1,531,049	99.9%
税 割	5,250,566	5,241,206	99.8%	5,526,497	5,522,362	99.9%
(過年度)	187,075	184,094	98.4%	206,416	204,745	99.2%
滞納繰越分	72,081	20,236	28.1%	64,139	17,043	26.6%
固 定 資 産 税	35,195,336	33,864,293	96.2%	34,621,906	33,562,642	96.9%
純固定資産税	34,973,956	33,642,913	96.2%	34,401,098	33,341,834	96.9%
現年課税分	33,503,468	33,177,584	99.0%	33,131,822	32,861,732	99.2%
(現年度)	33,465,983	33,145,330	99.0%	33,092,571	32,828,422	99.2%
土 地	14,548,099	14,386,192	98.9%	14,577,276	14,442,582	99.1%
家 屋	14,026,441	13,870,341	98.9%	13,665,870	13,539,597	99.1%
償却資産	4,891,443	4,888,797	99.9%	4,849,425	4,846,243	99.9%
(過年度)	37,485	32,254	86.0%	39,251	33,310	84.9%
滞納繰越分	1,470,488	465,329	31.6%	1,269,276	480,102	37.8%
交 付 金	221,380	221,380	100.0%	220,808	220,808	100.0%
軽 自 動 車 税	429,802	387,585	90.2%	445,220	403,409	90.6%
環境性能割	0	0	-	0	0	-
種 別 割	429,802	387,585	90.2%	445,220	403,409	90.6%
現年課税分	393,872	378,014	96.0%	407,027	392,012	96.3%
(現年度)	393,573	377,722	96.0%	406,740	391,747	96.3%
(過年度)	299	292	97.7%	287	265	92.3%
滞納繰越分	35,930	9,571	26.6%	38,193	11,397	29.8%
市 た ば こ 税	3,330,999	3,330,999	100.0%	3,272,898	3,272,944	100.0%
現年課税分	3,330,999	3,330,999	100.0%	3,272,898	3,272,944	100.0%
(現年度)	3,330,999	3,330,999	100.0%	3,272,898	3,272,944	100.0%
(過年度)	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
特別土地保有税	0	0	-	0	0	-
入 湯 税	57,869	18,094	31.3%	17,285	17,285	100.0%
現年課税分	18,094	18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%
(現年度)	18,094	18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%
(過年度)	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	39,775	0	-	0	0	-
事 業 所 税	3,326,592	3,320,375	99.8%	3,336,355	3,329,853	99.8%
現年課税分	3,321,243	3,318,757	99.9%	3,333,495	3,329,240	99.9%
(現年度)	3,305,153	3,302,668	99.9%	3,284,386	3,282,693	99.9%
(過年度)	16,090	16,089	100.0%	49,109	46,547	94.8%
滞納繰越分	5,349	1,618	30.2%	2,860	613	21.4%
都 市 計 画 税	7,449,289	7,122,167	95.6%	7,329,083	7,068,749	96.4%
現年課税分	7,088,526	7,008,381	98.9%	7,016,839	6,950,487	99.1%
(現年度)	7,085,227	7,006,390	98.9%	7,014,756	6,949,958	99.1%
(過年度)	3,299	1,991	60.4%	2,083	529	25.4%
滞納繰越分	360,763	113,786	31.5%	312,244	118,262	37.9%

(単位：千円)

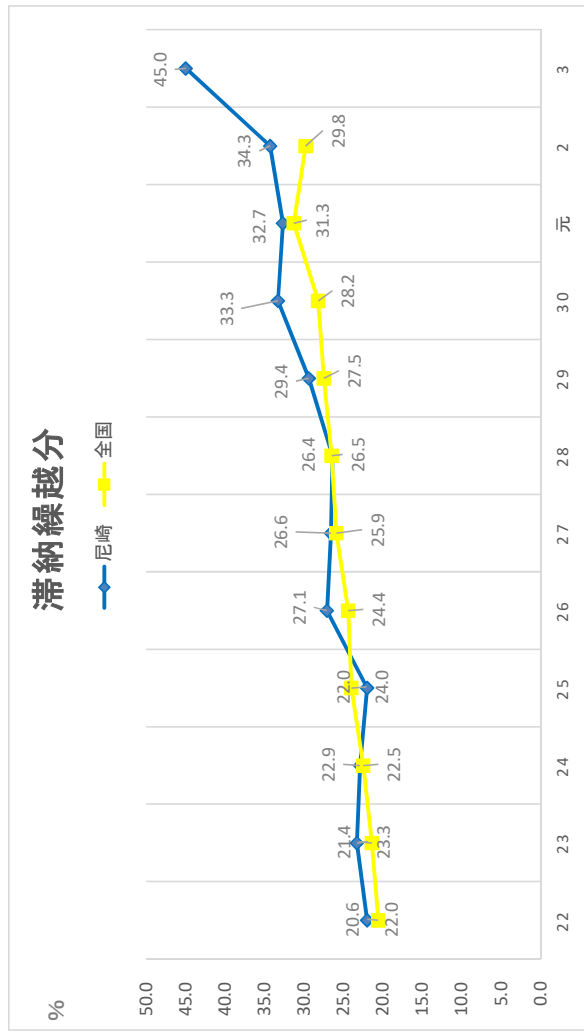
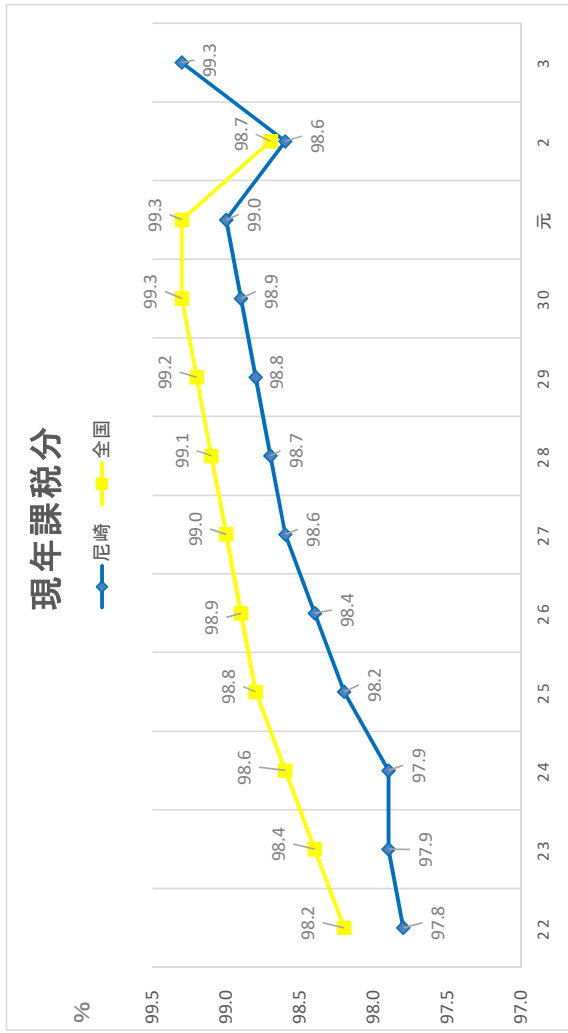
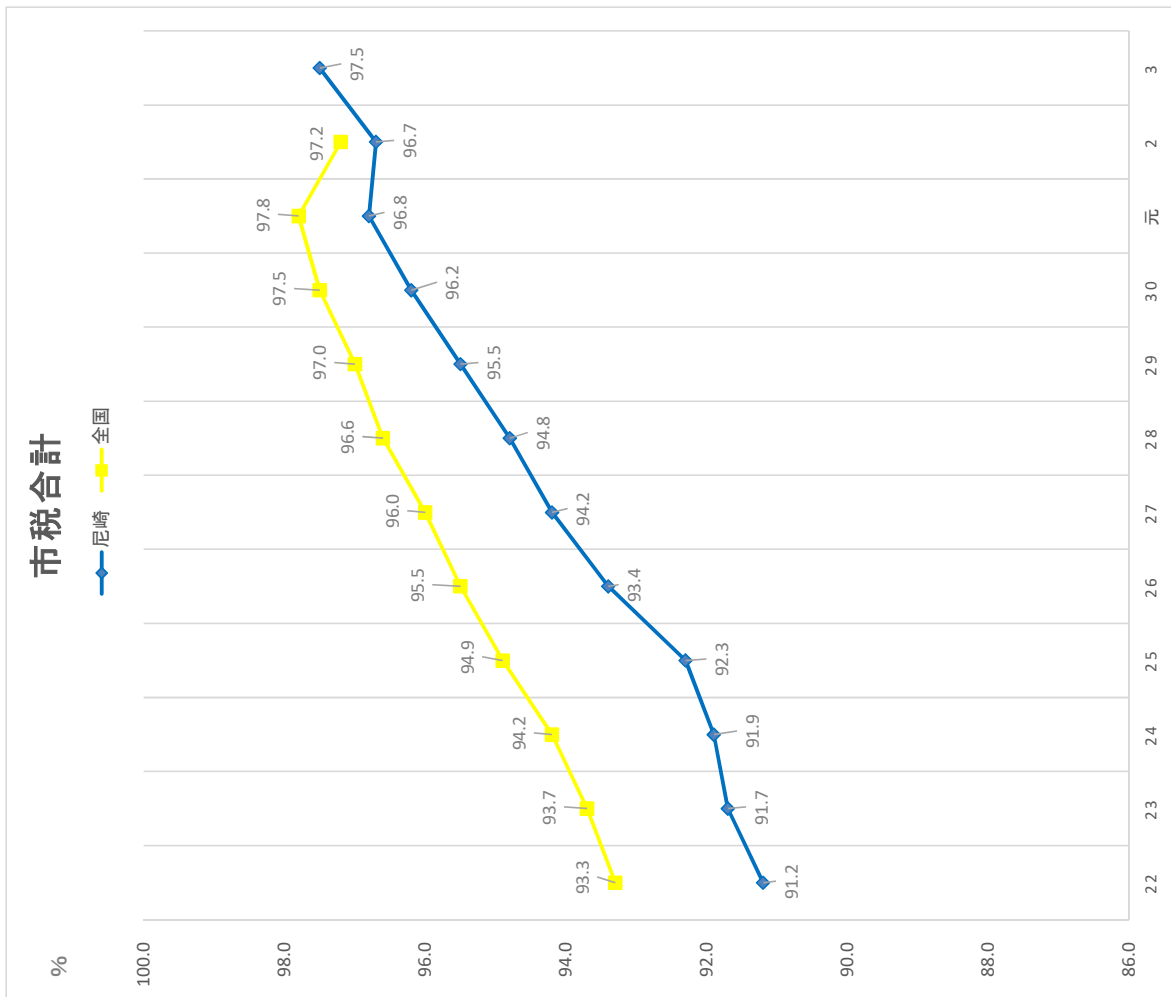
令和元年度			令和2年度			令和3年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
83,280,680	80,591,085	96.8%	82,312,493	79,557,367	96.7%	82,141,221	80,110,628	97.5%
80,446,638	79,664,249	99.0%	79,816,774	78,702,343	98.6%	79,513,326	78,928,119	99.3%
80,010,626	79,264,984	99.1%	79,370,780	78,295,619	98.6%	79,078,797	78,513,994	99.3%
436,012	399,265	91.6%	445,994	406,724	91.2%	434,529	414,125	95.3%
2,834,042	926,836	32.7%	2,495,719	855,024	34.3%	2,627,895	1,182,509	45.0%
34,241,423	32,690,247	95.5%	32,938,268	31,485,649	95.6%	32,462,538	31,261,812	96.3%
26,546,816	25,049,366	94.4%	26,881,175	25,527,805	94.97%	26,560,022	25,404,015	95.6%
24,984,330	24,548,965	98.3%	25,489,852	25,075,772	98.4%	25,271,680	24,951,344	98.7%
24,829,459	24,420,271	98.4%	25,352,987	24,973,752	98.5%	25,157,646	24,854,343	98.8%
772,131	760,716	98.5%	784,589	773,162	98.5%	786,173	776,947	98.8%
24,057,328	23,659,555	98.3%	24,568,398	24,200,590	98.5%	24,371,473	24,077,396	98.8%
154,871	128,694	83.1%	136,865	102,020	74.5%	114,034	97,001	85.1%
1,562,486	500,401	32.0%	1,391,323	452,033	32.5%	1,288,342	452,671	35.1%
7,694,607	7,640,881	99.3%	6,057,093	5,957,844	98.4%	5,902,516	5,857,797	99.2%
7,638,776	7,628,184	99.9%	6,004,391	5,941,512	99.0%	5,810,136	5,801,867	99.9%
7,473,529	7,467,562	99.9%	5,760,495	5,697,873	98.9%	5,616,727	5,608,723	99.9%
1,518,303	1,517,088	99.9%	1,509,155	1,492,752	98.9%	1,500,267	1,498,130	99.9%
5,955,226	5,950,474	99.9%	4,251,340	4,205,121	98.9%	4,116,460	4,110,593	99.9%
165,247	160,622	97.2%	243,896	243,639	99.9%	193,409	193,144	99.9%
55,831	12,697	22.7%	52,702	16,332	31.0%	92,380	55,930	60.5%
34,565,053	33,685,327	97.5%	34,892,423	33,879,057	97.1%	34,820,543	34,186,963	98.2%
34,338,778	33,459,052	97.4%	34,672,709	33,659,343	97.1%	34,606,838	33,973,258	98.2%
33,398,887	33,139,776	99.2%	33,860,831	33,357,931	98.5%	33,637,327	33,440,543	99.4%
33,372,922	33,118,589	99.2%	33,809,996	33,310,552	98.5%	33,556,442	33,362,212	99.4%
14,572,799	14,444,020	99.1%	14,615,755	14,423,897	98.7%	14,565,621	14,468,049	99.3%
13,937,587	13,814,421	99.1%	14,265,597	14,078,335	98.7%	14,182,297	14,087,292	99.3%
4,862,536	4,860,148	100.0%	4,928,644	4,808,320	97.6%	4,808,524	4,806,871	100.0%
25,965	21,187	81.6%	50,835	47,379	93.2%	80,885	78,331	96.8%
939,891	319,276	34.0%	811,878	301,412	37.1%	969,511	532,715	54.9%
226,275	226,275	100.0%	219,714	219,714	100.0%	213,705	213,705	100.0%
464,924	422,110	90.8%	489,677	449,478	91.8%	501,897	462,309	92.1%
6,184	6,184	100.0%	17,919	17,919	100.0%	19,765	19,765	100.0%
458,740	415,926	90.7%	471,758	431,559	91.5%	482,132	442,544	91.8%
420,328	405,970	96.6%	432,898	420,993	97.2%	445,063	433,166	97.3%
420,024	405,696	96.6%	432,568	420,692	97.3%	444,900	433,009	97.3%
304	274	90.1%	330	301	91.2%	163	157	96.3%
38,412	9,956	25.9%	38,860	10,566	27.2%	37,069	9,378	25.3%
3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,250	3,444,250	100.0%
3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%
3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%
0	0	-	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	18	18	100.0%
0	0	-	0	0	-	0	0	-
19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%
19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%
19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%	12,204	12,204	100.0%
0	0	-	0	0	-	3	3	100.0%
0	0	-	0	0	-	0	0	-
3,373,027	3,373,415	100.0%	3,362,346	3,333,808	99.2%	3,581,495	3,580,374	100.0%
3,366,525	3,367,260	100.0%	3,361,237	3,333,100	99.2%	3,550,713	3,550,934	100.0%
3,280,314	3,281,049	100.0%	3,348,247	3,320,148	99.2%	3,505,633	3,505,854	100.0%
86,211	86,211	100.0%	12,990	12,952	99.7%	45,080	45,080	100.0%
6,502	6,155	94.7%	1,109	708	63.8%	30,782	29,440	95.6%
7,315,160	7,098,893	97.0%	7,352,120	7,131,734	97.0%	7,318,291	7,162,713	97.9%
7,084,240	7,020,542	99.1%	7,152,273	7,057,761	98.7%	7,108,498	7,060,356	99.3%
7,080,826	7,018,265	99.1%	7,151,195	7,057,328	98.7%	7,107,543	7,059,947	99.3%
3,414	2,277	66.7%	1,078	433	40.2%	955	409	42.8%
230,920	78,351	33.9%	199,847	73,973	37.0%	209,793	102,357	48.8%

(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	平 成 29 年 度			平 成 30 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	78,767,750	100.0%	101.4%	79,238,902	100.0%	100.6%
市 民 税	30,724,237	39.0%	102.0%	31,584,020	39.9%	102.8%
個 人	23,739,519	30.1%	100.9%	24,308,821	30.7%	102.4%
均 等 割	750,796	1.0%	101.8%	763,214	1.0%	101.7%
所 得 割	22,988,723	29.2%	100.8%	23,545,607	29.7%	102.4%
法 人	6,984,718	8.9%	105.9%	7,275,199	9.2%	104.2%
均 等 割	1,568,792	2.0%	100.2%	1,562,243	2.0%	99.6%
税 割	5,415,926	6.9%	107.7%	5,712,956	7.2%	105.5%
固 定 資 産 税	33,864,293	43.0%	101.6%	33,562,642	42.4%	99.1%
土 地	14,628,375	18.6%	100.5%	14,689,091	18.5%	100.4%
家 屋	14,094,150	17.9%	103.3%	13,771,508	17.4%	97.7%
償 却 資 産	4,920,388	6.2%	101.2%	4,881,235	6.2%	99.2%
交 付 金	221,380	0.3%	84.1%	220,808	0.3%	99.7%
軽 自 動 車 税	387,585	0.5%	104.0%	403,409	0.5%	104.1%
環 境 性 能 割	0	0.0%	-	0	0.0%	-
種 別 割 (旧軽自動車税)	387,585	0.5%	104.0%	403,409	0.5%	104.1%
市 た ば こ 税	3,330,999	4.2%	94.6%	3,272,944	4.1%	98.3%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	18,094	0.0%	96.8%	17,285	0.0%	95.5%
事 業 所 税	3,320,375	4.2%	100.9%	3,329,853	4.2%	100.3%
都 市 計 画 税	7,122,167	9.1%	101.7%	7,068,749	8.9%	99.2%

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
80,591,085	100.0%	101.7%	79,557,367	100.0%	98.7%	80,110,628	100.0%	100.7%
32,690,247	40.6%	103.5%	31,485,649	39.6%	96.3%	31,261,812	39.0%	99.3%
25,049,366	31.1%	103.0%	25,527,805	32.1%	101.9%	25,404,015	31.7%	99.5%
778,243	1.0%	102.0%	788,461	1.0%	101.3%	792,924	1.0%	100.6%
24,271,123	30.1%	103.1%	24,739,344	31.1%	101.9%	24,611,091	30.7%	99.5%
7,640,881	9.5%	105.0%	5,957,844	7.5%	78.0%	5,857,797	7.3%	98.3%
1,549,948	1.9%	99.2%	1,527,838	1.9%	98.6%	1,548,059	1.9%	101.3%
6,090,933	7.6%	106.6%	4,430,006	5.6%	72.7%	4,309,738	5.4%	97.3%
33,685,327	41.8%	100.4%	33,879,057	42.6%	100.6%	34,186,963	42.7%	100.9%
14,609,027	18.1%	99.5%	14,577,201	18.3%	99.8%	14,679,694	18.3%	100.7%
13,974,616	17.3%	101.5%	14,224,562	17.9%	101.8%	14,289,552	17.8%	100.5%
4,875,409	6.1%	99.9%	4,857,580	6.1%	99.6%	5,004,012	6.3%	103.0%
226,275	0.3%	102.5%	219,714	0.3%	97.1%	213,705	0.3%	97.3%
422,110	0.5%	104.6%	449,478	0.5%	106.5%	462,309	0.6%	102.9%
6,184	0.0%	皆増	17,919	0.0%	289.8%	19,765	0.0%	110.3%
415,926	0.5%	103.1%	431,559	0.5%	103.8%	442,544	0.6%	102.5%
3,301,837	4.1%	100.9%	3,265,015	4.1%	98.9%	3,444,250	4.3%	105.5%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
19,256	0.0%	111.4%	12,626	0.0%	65.6%	12,207	0.0%	96.7%
3,373,415	4.2%	101.3%	3,333,808	4.2%	98.8%	3,580,374	4.5%	107.4%
7,098,893	8.8%	100.4%	7,131,734	9.0%	100.5%	7,162,713	8.9%	100.4%

[図表5] 市税収入率の推移



II 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31万円

★ 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人

- * 扶養家族のない人は、45万円
- * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,500円

（ほかに県民税2,300円（平成18年度から県民緑税800円含む。））

（※）平成26年度から令和5年度までに限り、防災・減災事業の財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ年額500円引上げ

所得割額 （前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

〔注〕 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数

2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔8.4/100〕

〔注〕 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成28年度	11,381	103.1%	197,127	101.2%
29	11,435	100.5%	200,744	101.8%
30	11,828	103.9%	204,028	103.5%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
3	10,894	94.7%	209,551	99.5%
4	11,500	105.6%	213,075	101.7%
給与所得者	4,360	100.0%	177,117	100.6%
営業等所得者	1,159	126.1%	8,952	139.6%
農業所得者	1	50.0%	10	111.1%
その他の所得者	5,434	104.1%	26,996	99.9%
(注1) 家屋敷等のみ	546	137.5%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
208,508	101.3%	197,127	101.2%	208,508	101.3%	平成28年度
212,179	101.8%	200,744	101.8%	212,179	101.8%	29
215,856	103.5%	204,028	103.5%	215,856	103.5%	30
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
220,445	99.3%	209,551	99.5%	220,445	99.3%	3
224,575	101.9%	213,075	101.7%	224,575	101.9%	4
181,477	100.6%	177,117	100.6%	181,477	100.6%	給与所得者
10,111	137.9%	8,952	139.6%	10,111	137.9%	営業等所得者
11	100.0%	10	111.1%	11	100.0%	農業所得者
32,430	100.6%	26,996	99.9%	32,430	100.6%	その他の所得者
546	137.5%	—	—	546	137.5%	家屋敷等のみ

係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数		計	総 所 得		
	所得税の納税義務			総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額
	あり	なし				
平成28年度	180,574	16,553	197,127	599,279,501	13,160,003	32,225
29	183,868	16,876	200,744	612,577,095	11,302,100	96,839
30	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733
3	192,530	17,021	209,551	673,321,833	8,890,023	61,018
4	195,678	17,397	213,075	703,931,773	13,014,295	90,299
10万円以下の金額	2,444	5,299	7,743	5,844,512	3,163,128	15,123
10万円を超え100万円以下	62,343	2,936	65,279	95,746,225	1,871,190	665
100万円 " 200万円 "	58,929	3,681	62,610	162,364,171	1,607,316	10,257
200万円 " 300万円 "	33,630	4,118	37,748	144,979,702	855,266	18,811
300万円 " 400万円 "	16,481	1,295	17,776	91,064,040	920,585	4,260
400万円 " 550万円 "	11,511	68	11,579	75,699,002	1,377,716	7,202
550万円 " 700万円 "	4,220	0	4,220	34,414,535	784,537	9,917
700万円 " 1,000万円 "	3,376	0	3,376	34,780,789	682,361	17,927
1,000万円を超える金額	2,744	0	2,744	59,038,797	1,752,196	6,137

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表12・58）（単位：人・千円）

金額等			所得控除額					
株式等に係る譲渡所得金額	上場株式等に係る配当所得金額	先物取引に係る雑所得金額	計	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料
3,587,364	217,486	371,798	616,648,377	9,587	4,191,447	106,329,250	2,120,611	6,221,566
3,024,252	132,096	252,353	627,384,735	4,008	4,302,657	110,486,329	2,219,252	6,444,693
5,198,801	306,765	204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453
8,153,309	227,530	183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880
2,578,889	153,872	152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052
3,973,147	196,112	245,640	686,687,773	2,943	3,785,020	121,078,634	3,200,412	6,897,408
3,973,147	316,451	318,117	721,644,082	2,919	4,660,444	123,689,186	3,910,273	7,084,978
394,151	11,036	31,209	9,459,159	0	190,751	1,104,090	42,687	128,637
456,747	20,812	48,127	98,143,766	254	1,155,183	19,247,346	430,655	1,526,717
447,285	27,023	50,643	164,506,695	2,214	947,526	32,554,835	619,747	1,993,149
255,944	18,268	40,035	146,168,026	257	641,106	28,033,219	593,415	1,521,934
131,836	26,264	53,715	92,200,700	0	437,318	16,864,768	503,031	829,984
122,167	14,939	57,268	77,278,294	0	406,428	12,941,317	488,340	577,095
576,013	12,475	8,149	35,805,626	0	205,964	5,003,409	278,145	209,038
142,363	24,857	1,400	35,649,697	123	259,930	4,203,594	370,330	166,763
1,446,641	160,777	27,571	62,432,119	71	416,238	3,736,608	583,923	131,661

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得					
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	ひとり親	勤労学生
平成28年度	165,368	1,967,700	1,118,900	114,140	—	0
29	172,333	1,961,200	1,123,600	109,200	—	0
30	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	—	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	—	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	—	8,060
3	193,268	2,015,740	378,040	—	900,900	7,800
4	201,522	2,089,540	395,460	—	903,000	8,580
10万円以下の金額	3,920	110,220	9,620	—	40,500	8,580
10万円を超え 100万円以下	35,550	805,020	204,360	—	471,000	—
100万円を超え 200万円以下	43,714	519,540	119,860	—	278,400	—
200万円を超え 300万円以下	39,856	255,440	45,760	—	102,600	—
300万円を超え 400万円以下	26,497	154,980	15,600	—	10,500	—
400万円を超え 550万円以下	21,497	115,160	260	—	0	—
550万円を超え 700万円以下	9,430	39,340	—	—	—	—
700万円を超え 1,000万円以下	9,132	36,480	—	—	—	—
1,000万円を 超える金額	11,926	53,360	—	—	—	—

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調 (表58・59) (単位：千円)

控 除 額					
配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害 者のうち 同居特障 加算分	基 礎	計
16,061,360	979,810	12,173,340	339,940	65,051,910	221,429,407
15,768,960	956,380	12,021,350	322,000	66,245,520	98,680,543
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,294,771
13,431,100	2,406,150	11,741,120	313,950	89,841,980	256,194,465
13,132,630	2,377,780	11,904,470	324,760	91,288,140	261,973,682
352,380	61,080	239,210	16,100	3,313,010	5,620,785
3,966,660	524,670	2,709,810	106,490	28,054,930	59,238,645
3,080,190	671,550	2,761,440	81,190	26,906,540	70,579,895
2,539,870	525,210	2,113,860	44,850	16,222,040	52,679,417
1,525,710	303,340	1,562,230	27,830	7,634,230	29,896,018
1,193,060	218,240	1,210,950	24,380	4,969,950	22,166,677
420,540	65,480	467,520	6,440	1,810,020	8,515,326
54,220	8,210	448,750	8,510	1,443,370	7,009,412
—	—	390,700	8,970	934,050	6,267,507

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区 分	課 税 標 準 額						計	算出税額
	総所得金額に 係るもの (注1)	分離長期譲 渡所得金額 に係るもの	分離短期 譲渡所得 金額に係 るもの	株式等に係 る譲渡所得 金額に係 るもの	上場株式 等に係る 配当所得 金額に係 るもの	先物取引 に係る雑 所得金額 に係るも の		
平成28年度	382,629,721	13,023,275	28,496	3,543,840	217,218	360,898	399,803,448	23,463,921
29	390,620,398	11,160,006	94,501	3,002,683	131,488	238,177	405,247,253	23,867,461
30	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278
3	417,257,954	8,783,140	59,317	3,956,843	195,414	240,640	430,493,308	25,423,407
4	442,111,485	12,897,449	87,839	5,960,568	314,725	307,633	461,679,699	27,103,921
10万円以下の金額	376,137	3,046,509	12,677	620,244	9,540	20,809	4,085,916	132,938
10万円を超え 100万円以下	36,507,735	1,871,143	664	240,568	20,784	48,114	38,689,008	2,252,723
100万円を超え 200万円以下	91,784,447	1,607,267	10,255	512,156	26,989	50,632	93,991,746	5,570,792
200万円を超え 300万円以下	92,300,448	855,233	18,806	786,050	18,236	40,015	94,018,788	5,587,672
300万円を超え 400万円以下	61,168,163	920,563	4,259	489,956	26,236	53,696	62,662,873	3,714,029
400万円を超え 550万円以下	53,532,435	1,377,690	7,200	543,189	14,915	57,259	55,532,688	3,271,449
550万円を超え 700万円以下	25,899,267	784,527	9,916	159,766	12,458	8,145	26,874,079	1,583,125
700万円を超え 1,000万円以下	27,771,429	682,347	17,927	235,862	24,837	1,398	28,733,800	1,695,316
1,000万円を 超える金額	52,771,424	1,752,170	6,135	2,372,777	160,730	27,565	57,090,801	3,295,877

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調（表12・59）（単位：千円）

税 額 控 除 額					税額 調整額	配当割 額及び 株式等 譲渡所 得割額 の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
399,119	317,428	195,477	15,173	927,197	2,887	47,205	32,338	21,716,612	737,682	22,454,294
402,380	341,303	332,446	16,028	1,092,157	3,281	30,385	32,028	21,960,734	748,876	22,709,610
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
409,883	455,429	841,276	14,807	1,721,395	1,924	40,346	34,424	22,881,396	743,922	23,625,318
413,640	485,035	1,183,515	22,454	2,104,644	1,788	53,755	28,976	24,156,323	758,435	24,914,758
9,380	6	3,749	62	13,197	29	438	244	112,941	6,089	119,030
149,222	21,796	23,201	990	195,209	1,212	3,609	21,369	2,001,154	30,170	2,031,324
136,992	174,616	126,206	1,772	439,586	547	6,639	6,031	4,962,117	155,872	5,117,989
59,433	227,709	205,673	1,610	494,425	0	4,558	1,231	4,724,537	362,921	5,087,458
26,632	58,610	172,609	1,341	259,192	0	8,190	101	3,257,007	189,539	3,446,546
17,339	2,216	182,879	1,770	204,204	0	5,700	0	3,047,701	13,844	3,061,545
6,314	0	97,872	1,207	105,393	0	4,907	0	1,472,825	0	1,472,825
5,035	82	111,475	1,694	118,286	0	5,430	0	1,571,600	0	1,571,600
3,293	0	259,851	12,008	275,152	0	14,284	0	3,006,441	0	3,006,441

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を									
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫
平成28年度	17	20,861	190,014	5,344	135,918	33,456	5,715	6,783	3,949	439
平成29年度	8	20,982	193,730	5,974	138,158	34,940	9,233	6,755	3,958	420
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414
令和3年度	15	17,638	203,198	11,894	143,905	42,426	23,086	6,932	1,454	—
令和4年度	13	20,907	206,417	14,121	148,228	45,189	31,837	7,193	1,521	—

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比
平成28年度	158,929	80.6%	101.6%	8,326	4.2%	100.8%	15	0.0%	136.4%
平成29年度	162,965	81.2%	102.5%	8,273	4.1%	99.4%	11	0.0%	73.3%
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.0%	9	0.0%	90.0%
令和3年度	175,347	83.7%	100.5%	6,365	3.0%	80.1%	9	0.0%	100.0%
令和4年度	176,164	82.6%	100.5%	8,874	4.2%	139.4%	10	0.0%	111.1%

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成28年度	502,766,136	81.5%	102.2%	25,614,954	4.2%	103.3%	56,957	0.0%	137.5%
平成29年度	518,232,063	82.6%	103.1%	25,437,722	4.1%	99.3%	44,882	0.0%	78.8%
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%
令和3年度	585,940,155	85.4%	103.0%	21,134,803	3.1%	81.4%	30,633	0.0%	116.4%
令和4年度	595,719,223	82.3%	101.7%	35,376,813	4.9%	167.4%	30,039	0.0%	98.1%

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比
平成28年度	18,658,055	83.1%	101.2%	945,238	4.2%	103.3%	2,281	0.0%	127.6%
平成29年度	19,093,468	84.1%	102.3%	931,708	4.1%	98.6%	1,788	0.0%	78.4%
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%
令和3年度	20,437,346	86.5%	98.5%	741,273	3.1%	77.4%	1,183	0.0%	115.2%
令和4年度	20,604,983	82.7%	100.8%	1,403,011	5.6%	189.3%	1,181	0.0%	99.8%

課税状況調（表19）（単位：人、千円）

行 っ た 納 税 義 務 者 数									障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
ひとり親	配偶者	配偶者特別	扶養	配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分に係る者	配当	住宅借入金等特別税額控除	外国税額	配当割額及び株式等譲渡所得割額	納税義務者			配偶者及び扶養親族		
									一般	特別	合計	一般	特別	合計
—	47,442	4,242	24,506	1,459	2,117	8,255	57	2,432	1,821	1,174	2,995	2,229	1,875	4,104
—	46,547	4,165	24,270	1,380	2,154	8,300	70	2,313	1,881	1,134	3,015	2,294	1,785	4,079
—	45,414	4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
—	41,984	7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
—	40,850	8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064
3,003	39,702	8,177	23,696	1,342	1,985	10,015	55	2,434	2,149	1,230	3,379	2,290	1,642	3,932
3,010	38,759	8,146	23,955	1,389	1,935	10,474	105	2,373	2,248	1,271	3,519	2,356	1,704	4,060

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：人）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	前年比	
27,686	14.0%	99.4%	194,956	98.9%	101.3%	2,171	1.1%	96.4%	197,127	101.2%	平成28年度
27,558	13.7%	99.5%	198,807	99.0%	102.0%	1,937	1.0%	89.2%	200,744	101.8%	平成29年度
26,855	13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度
26,432	12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度
25,864	12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度
26,133	12.5%	101.0%	207,854	99.2%	99.8%	1,697	0.8%	77.1%	209,551	99.5%	令和3年度
25,901	12.2%	99.1%	210,949	99.0%	101.5%	2,126	1.0%	125.3%	213,075	101.7%	令和4年度

課税状況調（表5～7・9・56）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	前年比	
59,147,799	9.6%	99.4%	587,585,846	95.3%	101.9%	29,062,531	4.7%	106.7%	616,648,377	102.2%	平成28年度
58,651,382	9.3%	99.2%	602,366,049	96.0%	102.5%	25,018,686	4.0%	86.1%	627,384,735	101.7%	平成29年度
56,980,044	8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度
55,867,882	8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度
54,465,808	8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度
56,267,628	8.2%	103.3%	663,373,219	96.6%	102.2%	23,314,554	3.4%	82.3%	686,687,773	101.4%	令和3年度
59,820,342	8.3%	106.3%	690,946,417	95.5%	104.2%	32,706,964	4.5%	140.3%	723,653,381	105.4%	令和4年度

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比	
1,867,620	8.3%	98.4%	21,473,194	95.6%	101.0%	981,100	4.4%	106.1%	22,454,294	101.2%	平成28年度
1,836,833	8.1%	98.4%	21,863,797	96.3%	101.8%	845,813	3.7%	86.2%	22,709,610	101.1%	平成29年度
1,782,775	7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度
1,738,047	7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	103.7%	24,015,469	103.1%	令和元年度
1,696,513	7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	85.2%	24,369,743	101.5%	令和2年度
1,660,026	7.0%	97.8%	22,839,828	96.7%	97.6%	785,490	3.3%	81.6%	23,625,318	96.9%	令和3年度
1,837,691	7.4%	110.7%	23,846,866	95.7%	104.4%	1,067,892	4.3%	136.0%	24,914,758	105.5%	令和4年度

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成28年度	197,127	125,751	37,406	17,929	12,176
29	200,744	129,747	37,449	17,873	11,917
30	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
3	209,551	141,743	36,529	17,818	10,295
4	213,075	144,910	36,990	18,076	10,060
1万円以下の金額	689	571	98	17	3
1万円を超え 2万円以下	641	524	102	14	1
2万円 " 3万円 "	917	796	92	21	8
3万円 " 4万円 "	1,061	956	83	16	6
4万円 " 5万円 "	1,024	901	104	16	3
5万円 " 6万円 "	730	601	108	17	3
6万円 " 7万円 "	695	551	115	23	5
7万円 " 8万円 "	698	522	143	24	9
8万円 " 9万円 "	658	511	122	20	4
9万円 " 10万円 "	630	450	148	28	4
10万円 " 15万円 "	3,558	2,431	967	130	21
15万円 " 20万円 "	3,477	2,421	888	128	30
20万円 " 25万円 "	3,637	2,600	861	145	18
25万円 " 30万円 "	3,539	2,534	836	128	30
30万円 " 35万円 "	3,207	2,180	867	116	33
35万円 " 40万円 "	3,232	2,261	824	117	24
40万円 " 45万円 "	3,669	2,671	813	134	39
45万円 " 50万円 "	3,655	2,706	758	153	27
50万円 " 55万円 "	3,511	2,605	715	148	36
55万円 " 60万円 "	3,650	2,781	674	144	43
60万円 " 65万円 "	3,708	2,833	676	143	46
65万円 " 70万円 "	3,800	2,907	665	157	59
70万円 " 80万円 "	7,552	5,896	1,195	307	122
80万円 " 90万円 "	7,427	5,848	1,077	327	133
90万円 " 100万円 "	7,657	6,040	1,063	352	147
100万円 " 120万円 "	14,609	11,360	2,009	749	373
120万円 " 160万円 "	26,102	19,749	3,580	1,628	866
160万円 " 200万円 "	21,899	15,336	3,198	1,939	1,086
200万円を超える金額	77,443	43,368	14,209	10,935	6,881

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表22）（単位：人）

等 の 人 員 別 納 税 義 務 者 数						
4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
3,283	485	73	21	2	0	1
3,177	476	89	15	1	0	1
3,084	495	88	12	1	1	0
2,829	449	78	12	1	0	0
2,693	429	77	12	2	0	0
2,665	428	60	10	3	0	0
2,538	423	68	10	0	0	0
1						
1						
1						
5	2	2				
8	1	1				
10	3					
10	1					
10	1					
4	2					
12						
10	1					
7						
7		1				
6	3	1				
12						
24	6	1	1			
34	6	1	1			
48	6	1				
98	17	3				
226	43	8	2			
277	54	8	1			
1,727	277	41	5			

(8) 扶養控除人員

課税状況調(表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成28年度	47,442	47,442	7,021	40,421
29	46,547	31,396	6,714	24,682
30	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
3	39,702	30,502	6,326	24,176
4	38,759	30,906	6,371	24,535
1万円以下の金額	68	67	19	48
1万円を超え 2万円以下	80	51	12	39
2万円 " 3万円 "	84	67	15	52
3万円 " 4万円 "	81	45	7	38
4万円 " 5万円 "	93	47	13	34
5万円 " 6万円 "	90	57	14	43
6万円 " 7万円 "	115	65	16	49
7万円 " 8万円 "	120	90	11	79
8万円 " 9万円 "	111	62	12	50
9万円 " 10万円 "	129	80	21	59
10万円 " 15万円 "	892	401	81	320
15万円 " 20万円 "	795	429	90	339
20万円 " 25万円 "	762	441	108	333
25万円 " 30万円 "	724	437	99	338
30万円 " 40万円 "	1,388	844	193	651
40万円 " 60万円 "	2,504	1,569	358	1,211
60万円 " 80万円 "	2,134	1,540	377	1,163
80万円 " 120万円 "	3,809	2,997	727	2,270
120万円 " 160万円 "	3,603	2,886	690	2,196
160万円 " 200万円 "	3,625	2,756	592	2,164
200万円を超える金額	17,552	15,975	2,916	13,059

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13) (単位: 千円)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額	給与所得控除額	特定支出 控除額	所得金額 調整控除額	給与所得金額
	所得税の納税義務		計					
	あり	なし						
平成28年度	154,144	13,358	167,502	725,183,756	217,825,925	1,268	—	507,356,503
29	157,188	13,592	170,780	745,099,570	223,071,791	460	—	522,027,319
30	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	—	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	—	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	—	573,583,418
3	169,539	14,099	183,638	813,290,794	222,267,248	942	1,612,209	589,410,395
4	170,426	14,330	184,756	828,349,402	225,594,384	3,012	1,649,662	601,102,344
10万円以下の金額	1,601	3,584	5,185	6,235,168	2,939,172	0	26,595	3,269,401
10万円を超え 100万円以下	46,780	1,872	48,652	103,864,738	36,019,261	0	368,162	67,477,315
100万円 " 200万円 "	54,614	3,532	58,146	213,289,121	66,835,264	4	327,786	146,126,067
200万円 " 300万円 "	32,123	4,021	36,144	189,692,165	53,706,591	0	138,514	135,847,060
300万円 " 400万円 "	15,621	1,259	16,880	114,071,392	29,460,899	843	55,226	84,554,424
400万円 " 550万円 "	10,646	62	10,708	88,177,814	20,035,906	0	216,910	67,924,998
550万円 " 700万円 "	3,693	0	3,693	35,744,745	6,919,553	0	208,722	28,616,470
700万円 " 1,000万円 "	2,907	0	2,907	32,808,246	5,359,976	0	172,537	27,275,733
1,000万円を超える金額	2,441	0	2,441	44,466,013	4,317,762	2,165	135,210	40,010,876

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

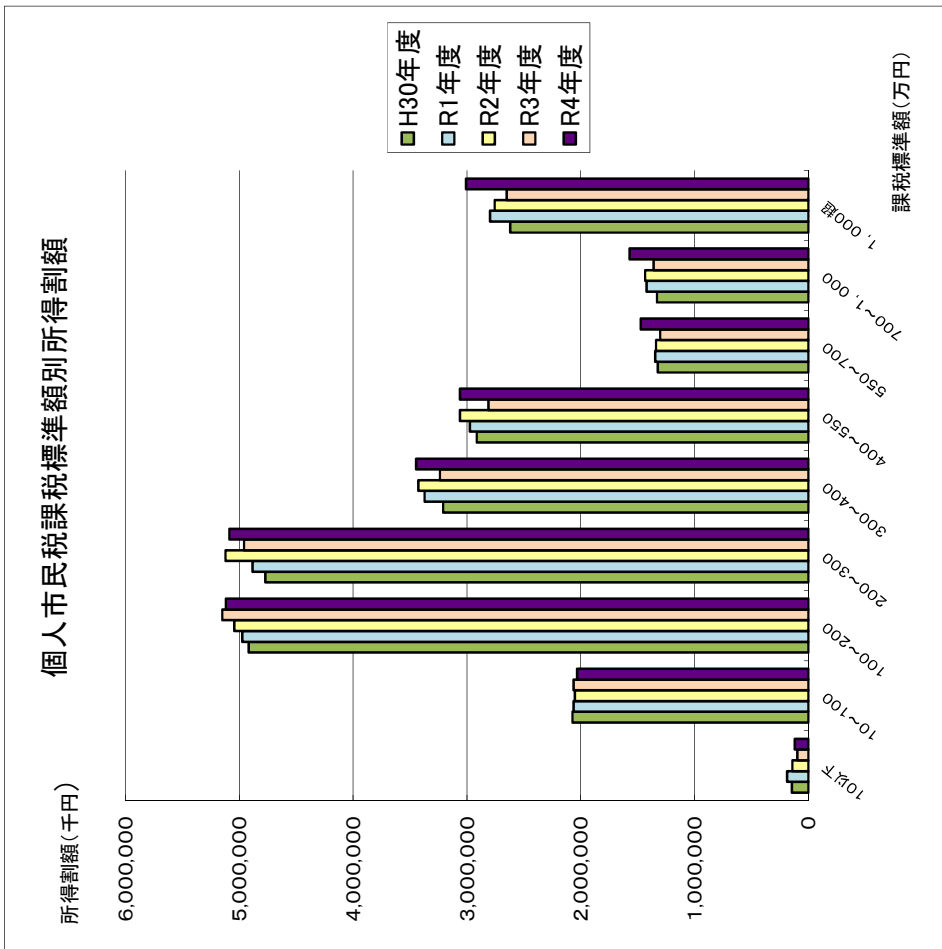
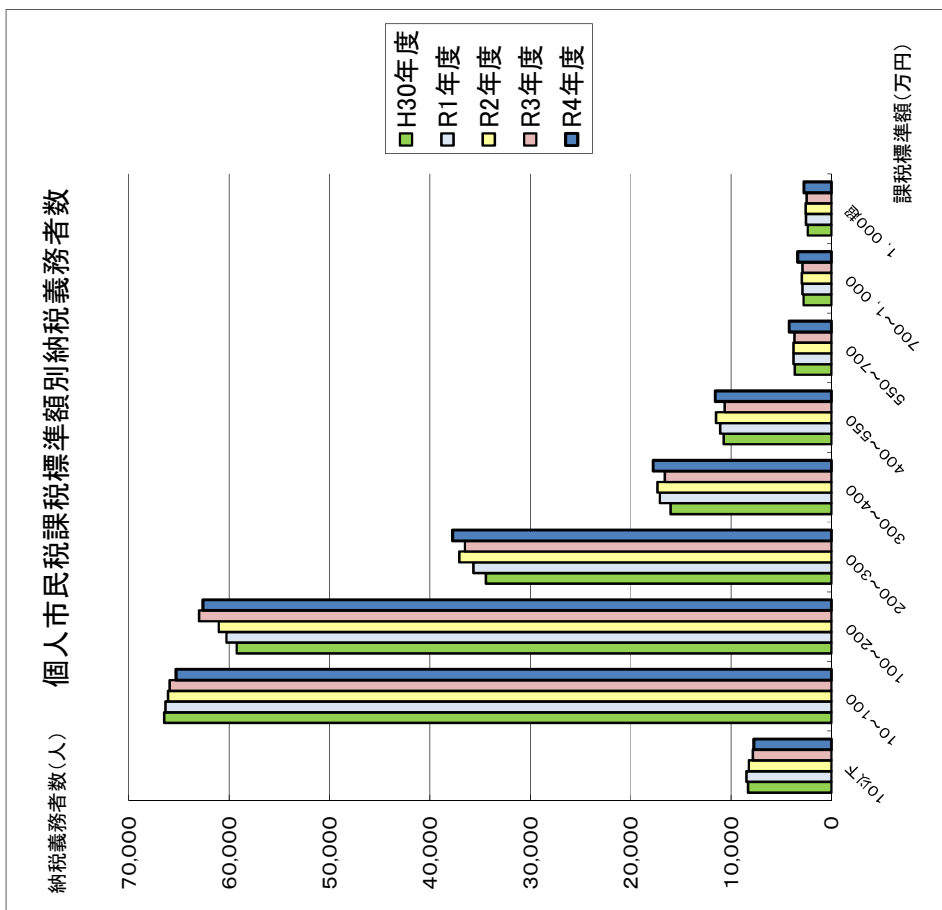
(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

課税状況調 (表24) (単位: 人)

区 分	青色申告者である 納税義務者数	青色事業専従者関係			白色事業専従者関係		
		事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者控除額 (千円)
平成28年度	9,801	2,328	2,123	4,322,404	435	415	208,382
29	9,773	2,189	2,016	4,010,688	391	378	188,367
30	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
3	9,703	1,753	1,632	3,174,389	244	235	182,466
4	10,815	1,979	1,840	3,667,364	327	314	247,143
5万円以下の金額	183	18	17	18,780	5	5	3,281
5万円を超え 10万円以下	160	24	23	27,363	6	6	4,893
10万円 " 20万円 "	266	40	38	50,855	12	12	7,448
20万円 " 40万円 "	547	76	67	99,391	14	14	10,487
40万円 " 120万円 "	2,008	285	266	393,786	68	65	50,204
120万円 " 160万円 "	823	110	103	163,371	23	21	18,109
160万円 " 200万円 "	784	133	125	198,691	20	19	13,882
200万円 " 300万円 "	1,414	276	261	414,051	44	42	34,099
300万円 " 550万円 "	2,226	416	383	718,292	75	71	57,600
550万円 " 1,000万円 "	1,380	343	316	714,216	49	48	38,040
1,000万円 " 2,000万円 "	712	180	169	489,881	9	9	7,380
2,000万円を超える金額	312	78	72	378,687	2	2	1,720

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11)個人市民税課税標準額別納税義務者数及U所得割額



(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

令和3年度から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられた。

なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて改正後のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額【改正後】	<参考> 給与所得控除額【改正前】
180万円以下	収入金額×40%－10万円 ※55万円に満たない 場合には55万円	収入金額×40% ※65万円に満たない 場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限）	
1,000万円超	195万円（上限）	220万円（上限）

3 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて改正後のようになる。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額【改正後】 (公的年金等に係る雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下)	<参考> 公的年金等控除額【改正前】
65歳未満	130万円以下	60万円	70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	
65歳以上	330万円以下	110万円	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が改正後の控除額から引き下げられる。

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度		
	法人数	調 定 額	構成比	法人数	調 定 額	構成比
建 設 業	877	361,876	6.9%	940	407,399	7.4%
製 造 業	683	2,330,972	44.4%	715	2,436,885	44.1%
(1) 食 料 品	51	73,966	1.4%	48	80,928	1.5%
(2) パルプ・紙・紙加工品	16	171,891	3.3%	18	159,924	2.9%
(3) 化 学 工 業	84	996,681	18.9%	88	877,290	15.8%
(4) 窯 業 ・ 土 石 製 品	27	68,092	1.3%	27	80,138	1.5%
(5) 鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	166	270,484	5.2%	179	377,485	6.9%
(6) 機 械 器 具	230	706,760	13.5%	245	788,709	14.2%
(7) そ の 他 の 製 造 業	109	43,098	0.8%	110	72,411	1.3%
卸 売 ・ 小 売 業	1,074	861,614	16.4%	1,103	928,604	16.8%
金 融 ・ 保 険 業	91	290,787	5.5%	89	328,440	5.9%
不 動 産 業	606	381,265	7.3%	646	445,633	8.1%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	255	432,228	8.2%	259	391,736	7.1%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6	8,824	0.2%	7	6,561	0.1%
サ ー ビ ス 業	1,212	583,000	11.1%	1,243	581,239	10.5%
合 計	4,804	5,250,566	100.0%	5,002	5,526,497	100.0%

(単位：社・千円)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
1,032	485,201	8.1%	1,006	402,704	9.5%	961	333,433	8.1%
756	2,865,864	48.2%	689	1,619,451	38.2%	685	1,790,660	43.5%
48	69,027	1.2%	47	53,332	1.3%	46	49,398	1.2%
19	175,237	2.9%	15	166,336	3.9%	16	111,144	2.7%
88	1,165,701	19.6%	76	585,663	13.8%	85	765,662	18.6%
30	170,421	2.9%	30	71,148	1.7%	25	53,514	1.3%
196	458,141	7.6%	173	261,999	6.2%	169	214,056	5.2%
263	768,740	12.9%	242	432,733	10.2%	242	555,721	13.5%
112	58,597	1.1%	106	48,240	1.1%	102	41,165	1.0%
1,103	987,754	16.6%	884	758,812	17.7%	907	815,059	19.8%
87	298,076	5.0%	92	287,630	6.8%	103	209,939	5.1%
685	257,738	4.3%	713	204,516	4.8%	758	193,474	4.7%
263	367,706	6.2%	345	464,808	10.9%	354	230,522	5.6%
6	6,348	0.1%	6	16,455	0.4%	8	115,261	2.8%
1,273	686,539	11.5%	1,265	496,964	11.7%	1,362	428,112	10.4%
5,205	5,955,226	100.0%	5,000	4,251,340	100.0%	5,138	4,116,460	100.0%

(2) 法人税割月別調定額の推移

区 分	平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
4 月	74,955	1.4%	79,420	1.4%
5 月	319,011	6.1%	358,362	6.5%
6 月	1,255,717	23.9%	1,336,152	24.2%
7 月	558,833	10.7%	651,764	11.8%
8 月	443,426	8.4%	458,205	8.3%
9 月	85,569	1.6%	200,112	3.6%
10 月	130,014	2.5%	142,364	2.6%
11 月	1,223,349	23.3%	1,351,031	24.5%
12 月	393,323	7.5%	416,409	7.5%
1 月	100,864	1.9%	89,096	1.6%
2 月	121,142	2.3%	137,167	2.5%
3 月	544,363	10.4%	306,415	5.5%
出納整理期間	※令和2年度よりシステム変更のため、			
合 計	5,250,566	100.0%	5,526,497	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
300 万円以下	3,816	35.4%	3,921	35.9%
300 万円を超え 500 〃	904	8.4%	966	8.8%
500 〃 1,000 〃	3,191	29.6%	3,175	29.1%
1,000 〃 3,000 〃	1,018	9.4%	1,014	9.3%
3,000 〃 5,000 〃	535	5.0%	533	4.9%
5,000 〃 1 億円以下	579	5.4%	583	5.3%
1 億円を超える	641	5.9%	616	5.7%
合 計	10,789	100.0%	10,923	100.0%

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
72,005	1.2%	84,118	2.0%	53,514	1.3%
431,057	7.2%	321,796	7.6%	296,385	7.2%
1,345,961	22.5%	950,926	22.3%	810,943	19.7%
807,029	13.6%	815,476	19.1%	605,120	14.7%
398,233	6.7%	312,659	7.4%	321,084	7.8%
144,675	2.4%	154,967	3.6%	168,775	4.1%
128,189	2.2%	95,795	2.3%	111,144	2.7%
1,419,683	23.8%	798,541	18.8%	950,902	23.1%
566,781	9.5%	334,767	7.9%	325,200	7.9%
93,437	1.6%	51,008	1.2%	69,980	1.7%
157,942	2.7%	71,204	1.7%	123,494	3.0%
390,234	6.6%	281,192	6.6%	288,152	7.0%
出納整理期間欄を設定		△ 21,109	△0.5%	△ 8,233	△0.2%
5,955,226	100.0%	4,251,340	100.0%	4,116,460	100.0%

(単位：社)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
4,125	37.4%	4,349	38.5%	4,566	39.3%
1,023	9.3%	1,069	9.5%	1,159	10.0%
3,160	28.7%	3,167	28.1%	3,175	27.3%
1,000	9.1%	1,008	8.9%	1,019	8.8%
543	4.9%	556	4.9%	572	4.9%
574	5.2%	561	5.0%	568	4.9%
598	5.4%	578	5.1%	559	4.8%
11,023	100.0%	11,288	100.0%	11,618	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成24年度	0.39929	0.60071	0.39929	0.60071
平成25年度	0.39928	0.60072	0.39918	0.60082
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017	0.39982	0.60018
令和3年度	0.39982	0.60018	0.39981	0.60019
令和4年度	0.39981	0.60019		

Ⅲ 固定資産税
都 市 計 画 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。
ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人
をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき
家屋：課税標準額が20万円未満のとき
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。

なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成30年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成30年度	26,609,812	628,122	187,940	—	—	—
令和元年度	26,639,115	619,057	188,813	—	—	—
令和2年度	26,668,863	603,936	187,186	—	—	—
令和3年度	26,712,005	591,121	183,750	—	—	4,141
令和4年度	26,737,437	568,323	184,541	—	—	4,141

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成30年度	140,227	1,176	530	—	—	—
令和元年度	140,553	1,155	534	—	—	—
令和2年度	140,853	1,120	528	—	—	—
令和3年度	141,449	1,102	523	—	—	18
令和4年度	141,791	1,057	520	—	—	18

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成30年度	2,704,018,667	7,665,074	3,629,892	—	—	—
令和元年度	2,705,286,088	7,420,972	3,589,106	—	—	—
令和2年度	2,706,928,703	6,494,835	3,468,539	—	—	—
令和3年度	2,737,381,141	5,830,659	3,187,173	—	—	36,299
令和4年度	2,737,603,251	4,957,391	3,050,069	—	—	36,196

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計 (延人員数)	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計				
823	3,225	4,048	213,702	3,037	4,375	4,612
858	3,261	4,119	214,969	3,052	4,228	4,709
882	3,266	4,148	215,366	3,053	4,058	4,822
918	3,077	3,995	215,624	3,084	4,351	5,318
972	3,436	4,408	217,560	3,105	3,751	5,200

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	597,606	305,608	1,719,276	28,329,088
—	—	597,605	302,208	1,707,683	28,346,798
—	—	597,769	305,023	1,693,914	28,362,777
—	—	597,481	382,813	1,759,306	28,471,311
—	—	597,299	382,658	1,736,962	28,474,399

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	1,543	3,552	6,801	147,028
—	—	1,543	3,565	6,797	147,350
—	—	1,536	3,583	6,767	147,620
—	—	1,536	3,581	6,760	148,209
—	—	1,526	3,586	6,707	148,498

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	29,405,096	17,106,659	57,806,721	2,761,825,388
—	—	29,418,709	17,140,876	57,569,663	2,762,855,751
—	—	29,417,067	17,249,631	56,630,072	2,763,558,775
—	—	30,222,694	21,098,620	60,375,445	2,797,756,586
—	—	30,197,613	20,590,418	58,831,687	2,796,434,938

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成30年度	1,010,505,999	2,597,128	1,219,924	—	—
令和元年度	1,009,889,578	2,518,566	1,207,402	—	—
令和2年度	1,013,098,153	2,210,572	1,167,770	—	—
令和3年度	1,008,625,261	1,938,354	1,046,558	—	—
令和4年度	1,011,701,038	1,665,527	990,873	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成30年度	101,605	11,542	17,997	—	—
令和元年度	101,541	11,306	17,797	—	—
令和2年度	101,489	10,138	17,195	—	—
令和3年度	102,464	9,294	15,988	—	—
令和4年度	102,375	8,169	15,301	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		平成30年度	令和元年度
棟 数	木 造	90,725	90,574
	非 木 造	41,151	41,261
	計	131,876	131,835
床 面 積 (㎡)	木 造	7,723,195	7,731,277
	非 木 造	17,252,520	17,278,772
	計	24,975,715	25,010,049
決 定 価 格 (千 円)	木 造	196,264,821	205,074,566
	非 木 造	819,586,420	832,002,876
	計	1,015,851,241	1,037,077,442
平 均 価 格 (円)	木 造	25,412	26,525
	非 木 造	47,505	48,152
	計	40,674	41,466
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	98.0%	104.5%
	非 木 造	97.0%	101.5%
	計	97.2%	97.2%

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専用住宅	共同住宅 寄宿舎	併用住宅	農家住宅	旅館・料亭 ホテル	事務所 銀行・店舗
平成30年度	26,644	34,882	12,267	—	8,837	18,652
令和元年度	27,587	39,097	12,562	—	8,837	19,749
令和2年度	28,589	42,064	12,907	—	9,007	21,379
令和3年度	27,413	40,843	12,624	—	9,197	21,570

※平成27年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は「専用住宅」

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	—	19,404,680	11,440,976	34,662,708	1,045,168,707
—	—	—	19,430,159	11,487,937	34,644,064	1,044,533,642
—	—	—	19,460,320	11,603,489	34,442,151	1,047,540,304
24,463	—	—	19,357,040	13,816,821	36,183,236	1,044,808,497
24,412	—	—	19,516,677	13,554,839	35,752,328	1,047,453,366

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	49,205	36,048	96,733
—	—	—	49,228	36,200	96,699
—	—	—	49,211	36,173	96,664
8,766	—	—	50,584	37,815	97,476
8,741	—	—	50,557	36,684	97,402

(固定資産概要調書第2表)

令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
90,143	79,940	80,355
41,283	25,788	26,397
131,426	105,728	106,752
7,716,121	7,731,272	7,791,325
17,318,956	17,384,158	18,045,166
25,035,077	25,115,430	25,836,491
213,189,720	205,756,671	216,474,694
842,905,026	858,046,225	904,868,200
1,056,094,746	1,063,802,896	1,121,342,894
27,629	26,614	27,784
48,670	49,358	50,145
42,185	42,357	43,402
104.0%	96.5%	105.2%
101.3%	101.8%	105.5%
101.8%	100.7%	105.4%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 場 倉 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
32,267	—	4,690	3,899	4,237	25,412
32,442	—	4,811	3,930	4,242	26,525
32,656	—	5,075	4,015	4,383	27,629
32,864	—	5,100	3,916	4,415	26,614

に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」を含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の				
	鉄骨 鉄筋 クリ ト	鉄筋 コン クリ ート	鉄骨 造	軽 鉄 骨 造	煉瓦 コン クリ ート 造	計	鉄骨 鉄筋 クリ ート	鉄筋 コン クリ ート	鉄骨 造	軽 鉄 骨 造	
平成30年度	57,676	60,645	41,548	36,949	16,994	53,962	63,390	45,526	37,301	13,180	
令和元年度	57,627	61,364	42,294	37,982	17,379	54,656	63,576	46,183	37,874	13,893	
令和2年度	57,626	61,679	43,210	38,873	17,608	55,110	63,581	46,937	38,400	14,340	
令和3年度	59,626	62,339	42,738	37,442	17,392	55,454	61,438	46,871	40,678	14,379	
令和4年度	59,687	62,768	43,519	38,638	17,883	56,013	60,778	47,103	42,407	15,000	

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成30年度	61,571,511	153,853,702	249,673	1,401,658	53,815,222
令和元年度	63,440,495	152,566,352	191,926	1,437,509	52,954,847
令和2年度	57,484,652	137,114,626	969,714	1,439,281	48,372,286
令和3年度	70,958,196	153,666,706	625,972	1,677,100	53,834,052
令和4年度	74,254,569	151,187,588	592,760	1,708,345	55,749,019

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成30年度	61,422,463	152,076,020	164,094	1,401,658	53,758,788
令和元年度	63,218,223	150,597,672	141,674	1,435,785	52,836,979
令和2年度	57,287,123	134,752,880	655,537	1,438,109	48,268,819
令和3年度	69,284,358	144,331,104	359,237	1,646,798	52,553,389
令和4年度	74,047,539	148,819,682	366,834	1,708,345	55,565,701

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調
交付金額の推移

区 分	平 成 3 0 年 度		令 和 元 年 度	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
国	2,731	94.3%	2,712	99.3%
地方公共団体	218,077	84.0%	223,563	102.5%
合 計	220,808	99.7%	226,275	102.5%

(固定資産概要調書第25～30表) (単位：円)

他			合 計							
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コト造	鉄骨造	軽鉄骨量造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
15,168	—	40,037	60,525	57,786	38,385	31,545	15,573	—	47,505	
15,379	—	40,466	60,536	58,573	39,014	32,575	15,806	—	48,152	
15,475	—	41,000	60,538	58,981	39,653	33,472	15,932	—	48,670	
14,784	—	42,144	60,403	59,645	41,192	32,487	15,396	—	49,358	
15,062	—	43,392	60,159	60,059	42,678	33,491	15,657	—	50,145	

(固定資産概要調書第70表) (単位：千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	270,891,766	81,203,387	—	81,203,387	352,095,153	98.4%
—	270,591,129	78,985,201	—	78,985,201	349,576,330	99.3%
—	245,380,559	76,747,713	—	76,747,713	322,128,272	91.5%
—	280,762,026	77,127,166	—	77,127,166	357,889,192	102.4%
—	283,492,281	75,397,986	—	75,397,986	358,890,267	111.4%

(固定資産概要調書第70表) (単位：千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	268,823,023	76,272,846	—	76,272,846	345,095,869	98.4%
—	268,230,333	74,323,928	—	74,323,928	342,554,261	99.3%
—	242,402,468	72,248,936	—	72,248,936	314,651,404	91.2%
—	268,174,886	72,766,907	—	72,766,907	340,941,793	99.5%
—	280,508,101	71,192,529	—	71,192,529	351,700,630	111.8%

(固定資産概要調書第89表) (単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
4,000	147.5%	3,994	99.9%	2,480	62.1%
215,714	96.5%	209,711	97.2%	208,858	99.6%
219,714	97.1%	213,705	97.3%	211,338	98.9%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成30年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093	132,515	5,523	138,038
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011	133,009	5,701	138,710
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314	132,966	5,832	138,798
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376	134,008	6,060	140,068
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563	134,340	6,330	140,670

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千 m ²)	床 面 積 (m ²)	決 定 価 格 (千 円)	課 税 標 準 額 (千 円)
平成30年度	28,328	24,975,715	3,777,676,629	2,346,365,885
令和元年度	28,347	25,010,049	3,799,933,193	2,367,870,130
令和2年度	28,362	25,035,077	3,819,653,521	2,389,162,146
令和3年度	28,471	25,115,430	3,861,559,482	2,379,983,991
令和4年度	28,473	25,836,491	3,917,777,832	2,454,620,678

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの 定格出力が0.6kW以下のもの		1,000円	2,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの		1,200円	2,000円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの		1,600円	2,400円	
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）		2,500円	3,700円	
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		2,400円	3,600円	
	三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc 以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）		4,700円	5,900円	
二輪の小型 自動車	総排気量が250ccを超えるもの		4,000円	6,000円	

〔注2〕

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc(0.6kW)以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（電気自動車以外の軽自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、取得の翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

区 分	軽 減 率
	軽 自 動 車 税 種 別 割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 (※自家用車に限る。)	75%軽減

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

区分	税率	
	自家用	営業用
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド車 ・天然ガス自動車	非課税	
・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック) 等	非課税	
・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック) 等	100分の1	100分の0.5
・令和12年度燃費基準55%達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック) 等	100分の2	100分の1
上記以外	100分の2	

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車					軽	
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc 以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成28年度	22,880	1,105	7,491	253	31,729	5,572	0
平成29年度	21,822	1,026	7,725	242	30,815	5,534	0
平成30年度	21,039	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	863	8,473	259	28,855	5,461	0
令和3年度	18,623	835	8,848	272	28,578	5,614	0
令和4年度	17,948	808	9,259	274	28,289	5,631	0

(2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車					軽	
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc 以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成28年度	45,760	2,210	17,978	936	66,884	20,059	0
平成29年度	43,644	2,052	18,540	895	65,131	19,922	0
平成30年度	42,078	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0
令和3年度	37,246	1,670	21,235	1,007	61,158	20,210	0
令和4年度	35,896	1,616	22,222	1,014	60,748	20,271	0

(課税状況調第33表) (単位:台)

自動車						計	2輪の 小型 自動車	合計
一般用			小型特殊自動車					
4輪以上			農耕用	特殊 作業用	小計			
乗用	貨物	小計						
26,459	10,570	37,029	0	442	448	43,043	4,489	79,261
26,954	10,453	37,407	0	441	441	43,043	4,489	78,347
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315
28,739	10,552	39,291	0	494	494	45,399	4,631	78,608
29,126	10,713	39,839	0	552	552	46,022	4,806	79,117

(課税状況調第33表) (単位:千円)

自動車						計	2輪の 小型 自動車	合計
一般用			小型特殊自動車					
4輪以上			農耕用	特殊 作業用	小計			
乗用	貨物	小計						
215,839	46,419	262,258	0	2,608	2,608	284,925	26,934	378,743
232,818	46,741	279,559	0	2,602	2,602	302,083	27,600	378,743
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381
282,816	50,500	333,316	0	2,915	2,915	356,441	27,786	445,385
295,707	51,793	347,500	0	3,257	3,257	371,028	28,836	460,612

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり6,552円
(旧3級品を含む)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成 2 9 年度	643,642	93.9%	3,330,999	94.6%
平成 3 0 年度	607,143	94.3%	3,272,898	98.3%
令 和 元 年 度	583,274	96.1%	3,301,837	100.9%
令 和 2 年 度	556,167	95.4%	3,265,033	98.9%
令 和 3 年 度	546,368	98.2%	3,444,232	105.5%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
平成29年度	本数	59,016	51,945	57,921	55,991	54,377	55,832	53,859
	調定	301,668	269,933	300,146	289,885	281,504	289,095	278,912
平成30年度	本数	52,391	50,353	51,986	52,673	51,361	54,804	69,119
	調定	270,474	263,088	271,374	274,850	268,017	286,027	361,363
令和元年度	本数	48,533	49,188	52,185	47,307	51,865	50,256	53,809
	調定	273,494	277,151	294,225	266,589	292,368	283,281	304,304
令和2年度	本数	46,386	46,020	47,224	47,670	50,477	47,378	64,323
	調定	264,030	261,948	268,798	271,338	287,313	269,675	366,125
令和3年度	本数	47,818	46,360	44,910	45,877	46,844	45,607	62,978
	調定	292,738	283,814	274,936	280,861	286,781	279,209	385,552

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
平成29年度	本数	53,643	50,718	56,935	47,303	46,102	(860)	643,642
	調定	277,763	262,786	294,892	245,357	238,688	370	3,330,999
平成30年度	本数	37,695	46,482	51,163	44,966	44,150	(32,026)	607,143
	調定	211,786	261,659	288,128	253,401	248,822	13,909	3,272,898
令和元年度	本数	44,511	46,025	46,620	49,276	43,699	(514)	583,274
	調定	253,357	261,972	280,478	265,362	248,737	519	3,301,837
令和2年度	本数	35,379	41,315	47,036	42,317	40,642	(24,242)	556,167
	調定	216,615	252,929	287,959	259,066	248,813	10,424	3,265,033
令和3年度	本数	34,680	42,168	48,838	40,251	40,037	(25,075)	546,368
	調定	227,230	276,295	319,987	263,724	262,322	10,783	3,444,232

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区分	保有分	取得分	(参考)ミニ保有税
課税対象 及び 納税義務者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課税標準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5月末日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5月末日

[注]

- その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 (2) ミニ保有税の経過措置を廃止
 (3) 保有期間10年超を課税対象から除外
 (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

[参考]

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
区 分	特 別 土 地 保 有 税	取 得	課税対象	筆数 39 面積 95,015 件数 10 税額 168,647	筆数 16 面積 97,441 件数 8 税額 83,712	筆数 60 面積 225,422 件数 11 税額 501,648	筆数 35 面積 98,830 件数 9 税額 194,626	筆数 45 面積 74,102 件数 8 税額 119,669
			免除	筆数 36 面積 85,075 件数 8 税額 128,196	筆数 15 面積 84,535 件数 7 税額 44,571	筆数 18 面積 185,286 件数 5 税額 365,976	筆数 6 面積 30,383 件数 1 税額 34,412	筆数 19 面積 45,898 件数 4 税額 68,475
			徴収猶予	筆数 1 面積 5,759 件数 1 税額 14,356	筆数 1 面積 12,906 件数 1 税額 39,141	筆数 41 面積 37,161 件数 5 税額 127,631	筆数 29 面積 68,447 件数 8 税額 160,214	筆数 16 面積 21,285 件数 2 税額 46,928
			納付	筆数 2 面積 4,181 件数 1 税額 26,095	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 1 面積 2,975 件数 1 税額 8,041	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 10 面積 6,919 件数 2 税額 4,266
		保 有	課税対象	筆数 94 面積 482,381 件数 32 税額 882,010	筆数 139 面積 616,203 件数 45 税額 919,889	筆数 120 面積 585,271 件数 38 税額 747,862	筆数 132 面積 719,677 件数 45 税額 847,635	筆数 244 面積 780,310 件数 49 税額 867,056
			免除	筆数 82 面積 462,813 件数 28 税額 806,754	筆数 124 面積 586,009 件数 38 税額 825,632	筆数 100 面積 548,770 件数 33 税額 658,937	筆数 109 面積 669,308 件数 38 税額 748,100	筆数 112 面積 689,712 件数 38 税額 754,060
			徴収猶予	筆数 12 面積 19,568 件数 4 税額 75,256	筆数 15 面積 30,194 件数 7 税額 94,257	筆数 7 面積 19,605 件数 4 税額 54,487	筆数 22 面積 47,394 件数 6 税額 95,883	筆数 125 面積 85,340 件数 10 税額 112,548
			納付	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 13 面積 16,896 件数 1 税額 34,438	筆数 1 面積 2,975 件数 1 税額 3,652	筆数 7 面積 5,258 件数 1 税額 448
		ミ ニ 保 有 税	課税対象	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
			免除	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
			徴収猶予	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
			納付	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
	合 計	課 税 対 象	筆数	133	155	180	167	289
			面積	577,396	713,644	810,693	818,507	854,412
			件数	42	53	49	54	57
			税額	1,050,657	1,003,601	1,249,510	1,042,261	986,725
		免 除	筆数	118	139	118	115	131
			面積	547,888	670,544	734,056	699,691	735,610
			件数	36	45	38	39	42
			税額	934,950	870,203	1,024,913	782,512	822,535
徴 収 猶 予	筆数	13	16	48	51	141		
	面積	25,327	43,100	56,766	115,841	106,625		
	件数	5	8	9	14	12		
	税額	89,612	133,398	182,118	256,097	159,476		
納 付	筆数	2	0	14	1	17		
	面積	4,181	0	19,871	2,975	12,177		
	件数	1	0	2	1	3		
	税額	26,095	0	42,479	3,652	4,714		

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況(現年度分)

(単位：人・千円)

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成29年度	452,349	96.8%	18,094	96.8%
平成30年度	404,183	89.4%	17,285	95.5%
令和元年度	450,189	111.4%	19,256	111.4%
令和2年度	291,228	64.7%	12,626	65.6%
令和3年度	288,586	99.1%	12,204	96.7%

VIII 事業所税



Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800㎡超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

VIII 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

年度	区分	事業		
		資産割		
		課 標 床 面 積	件 数	金 額
平成29年度		4,554,574	733	2,732,745
平成30年度		4,535,343	724	2,721,204
令和元年度		4,497,498	742	2,698,499
令和2年度		4,340,217	739	2,756,086
令和3年度		4,850,359	782	2,915,593
4月		290,584	49	174,348
5月		3,094,274	395	1,856,549
6月		53,991	26	32,393
7月		92,629	34	55,576
8月		89,510	30	53,704
9月		40,709	15	24,425
10月		89,205	31	53,522
11月		246,034	57	147,618
12月		48,030	13	28,877
1月		101,132	31	60,678
2月		660,177	85	396,104
3月		44,084	16	31,799

(単位：㎡・千円・人)

に 係 る 分				合 計	
従 業 者 割				件 数	金 額
従 業 者 数	課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
39,879	228,963,200	165	572,408	741	3,305,153
39,542	225,272,800	157	563,182	734	3,284,386
40,852	232,726,000	165	581,815	754	3,280,314
41,163	236,867,592	178	592,160	751	3,348,247
41,720	236,020,030	185	590,041	791	3,505,634
1,484	6,802,117	11	17,005	49	191,353
29,268	175,792,157	115	439,475	402	2,296,024
883	6,152,896	3	15,382	27	47,775
395	1,864,519	2	4,661	34	60,237
119	424,783	1	1,062	30	54,766
414	1,614,939	3	4,037	15	28,462
681	2,374,983	2	5,937	31	59,459
1,803	7,038,741	7	17,596	58	165,214
408	1,455,665	2	3,639	13	32,516
1,086	3,451,270	12	8,628	31	69,306
5,159	28,938,130	25	72,344	85	468,448
20	109,830	2	275	16	32,074

IX 滯 納 処 分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

	平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度		令和 元 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市民税 (個人)	15,859	238,739,971	10,744	160,636,451	8,064	125,849,476
市民税 (法人)	93	6,133,659	60	4,384,659	37	2,983,360
固定資産税	3,470	86,003,865	2,551	55,044,361	1,614	34,429,226
軽自動車税	3,264	9,249,379	2,401	7,618,697	1,516	5,104,437
事業所税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	21,072,860	-	13,416,270	-	8,406,490
計	22,686	361,199,734	15,756	241,100,438	11,231	176,772,989

(2) 不納欠損額税目別明細

区 分	平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度		令和 元 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市民税 (個人)	8,894	120,077,842	7,691	129,917,010	7,397	101,242,941
市民税 (法人)	111	7,465,781	87	6,742,328	126	9,299,611
固定資産税	1,885	56,532,956	2,338	116,669,011	2,072	65,500,353
軽自動車税	1,399	3,471,102	1,186	2,764,980	1,145	3,363,647
事業所税	3	3,385,200	0	0	2	347,000
入湯税	39	39,775,275	0	0	0	0
都市計画税	-	13,637,010	-	28,487,350	-	15,863,010
計	12,331	244,345,166	11,302	284,580,679	10,742	195,616,562

(3) 財産差押状況の推移

区 分	差 押 総 額			公売処分 による収入 ②	収入等 による解除 ③	年度末における 差押中のもの ① - (② + ③) = ④
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの	計 ①			
平成 2 9 年 度	930,379,160	482,528,089	1,412,907,249	3,001,500	655,430,820	754,474,929
平成 3 0 年 度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988	474,063,876
令和 元 年 度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137	447,488,539
令和 2 年 度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631	292,860,052
令和 3 年 度	292,860,052	328,252,541	621,112,593	7,475,288	242,013,142	371,624,163

(単位：円)

令和2年度		令和3年度		区分
件数	金額	件数	金額	
6,822	101,214,418	7,416	108,509,234	市民税（個人）
28	2,221,860	15	564,260	市民税（法人）
1,265	21,172,923	1,418	27,745,002	固定資産税
835	3,174,037	1,100	3,801,005	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
-	5,156,560	-	6,757,401	都市計画税
8,950	132,939,798	9,949	147,376,902	計

(単位：円)

令和2年度		令和3年度		区分
件数	金額	件数	金額	
3,992	56,092,949	4,731	62,999,913	市民税（個人）
72	4,426,676	96	6,590,500	市民税（法人）
942	38,498,414	1,201	34,081,931	固定資産税
867	2,281,462	856	3,245,259	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
0	0	0	0	入湯税
-	9,487,070	-	8,305,870	都市計画税
5,873	110,786,571	6,884	115,223,473	計

(単位：円)

④ の 内 訳				区分
不動産	債権	抵当権	その他	
516,291,174	185,296,411	35,432,441	17,454,903	平成29年度
246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889	平成30年度
224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632	令和元年度
48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770	令和2年度
99,154,844	269,567,112	688,435	2,213,772	令和3年度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調定 (A)		加入 (B)		振替 (C)		振替不能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 《普通徴収》	29	226,834	8,826,373,864	30,654	2,322,434,211	29,396	2,240,373,141	1,258	82,061,070	13.5%	26.3%	95.9%	96.5%
	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
	元	213,482	8,569,008,702	27,696	2,149,862,991	26,683	2,093,327,271	1,013	56,535,720	13.0%	25.1%	96.3%	97.4%
	2	223,832	8,843,648,900	27,628	2,171,190,176	26,749	2,121,186,476	879	50,003,700	12.3%	24.6%	96.8%	97.7%
	3	220,803	8,898,360,800	27,939	2,230,574,022	27,019	2,174,956,022	920	55,618,000	12.7%	25.1%	96.7%	97.5%
都市計画 固定資産税	29	561,563	40,558,073,900	185,404	15,026,790,220	180,146	14,812,530,020	5,258	214,260,200	33.0%	37.1%	97.2%	98.6%
	30	565,127	40,125,779,400	185,242	15,035,072,500	179,976	14,804,888,500	5,266	230,184,000	32.8%	37.5%	97.2%	98.5%
	元	568,136	40,469,230,200	185,759	15,529,722,800	180,623	15,278,836,400	5,136	250,886,400	32.7%	38.4%	97.2%	98.4%
	2	568,805	40,978,438,500	186,414	15,863,795,933	181,910	15,676,549,200	4,504	187,246,733	32.8%	38.7%	97.6%	98.8%
	3	577,031	40,748,108,000	188,255	16,322,836,520	183,650	16,117,916,420	4,605	204,920,100	32.6%	40.1%	97.6%	98.7%
軽自動車税	29	78,599	393,759,400	7,182	35,225,400	6,932	34,006,900	250	1,218,500	9.1%	8.9%	96.5%	96.5%
	30	78,419	407,327,400	7,077	35,787,300	6,852	34,612,400	225	1,174,900	9.0%	8.8%	96.8%	96.7%
	元	78,368	420,506,600	6,770	35,159,300	6,577	34,223,600	193	935,700	8.6%	8.4%	97.1%	97.3%
	2	78,321	433,032,400	6,707	35,786,300	6,554	35,005,400	153	780,900	8.6%	8.3%	97.7%	97.8%
	3	78,601	445,143,500	6,939	38,440,200	6,813	37,782,500	126	657,700	8.8%	8.6%	98.2%	98.3%
合計	29	866,996	49,778,207,164	223,240	17,384,449,831	216,474	17,086,910,061	6,766	297,539,770	25.7%	34.9%	97.0%	98.3%
	30	856,688	48,989,070,242	220,351	17,273,007,960	213,799	16,975,037,860	6,552	297,970,100	25.7%	35.3%	97.0%	98.3%
	元	859,986	49,458,745,502	220,225	17,714,745,091	213,883	17,406,387,271	6,342	308,357,820	25.6%	35.8%	97.1%	98.3%
	2	870,958	50,255,119,800	220,749	18,070,772,409	215,213	17,832,741,076	5,536	238,031,333	25.3%	36.0%	97.5%	98.7%
	3	876,435	50,091,612,300	223,133	18,591,850,742	217,482	18,330,654,942	5,651	261,195,800	25.5%	37.1%	97.5%	98.6%

XI 税 外 收 入



X I 税外収入（税務関係分）

(1) 税外収入決算状況の推移(税務関係分)

区 分	平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度		
	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
自動車重量譲与税	546,000	544,162	100.0%	539,000	550,460	101.2%
特別とん譲与税	2,100	2,639	110.4%	2,300	1,608	60.9%
地方揮発油譲与税	209,000	222,007	98.9%	205,000	223,459	100.7%
地方道路譲与税※1	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※2	-	-	-	-	-	-
利子割交付金	90,000	131,754	151.3%	134,000	132,149	100.3%
配当割交付金	417,000	474,105	136.4%	354,000	395,966	83.5%
株式等譲渡所得割交付金	399,000	478,887	219.5%	638,000	313,846	65.5%
法人事業税交付金※3	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	7,830,000	7,666,290	103.4%	8,250,000	8,055,974	105.1%
自動車取得税交付金	301,000	280,200	127.2%	361,000	341,742	122.0%
環境性能割交付金※4	-	-	-	-	-	-
地方特例交付金	320,000	321,208	103.0%	383,000	384,750	119.8%
交通安全対策特別交付金	70,000	66,272	94.6%	69,000	62,621	94.5%
督促手数料	9,765	8,868	93.9%	8,902	8,637	97.4%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	18,649	19,839	112.9%	19,883	18,184	91.7%
県税徴収交付金	670,086	688,956	101.5%	668,708	697,899	101.3%
軽自動車標識売払収入	1	15	93.8%	1	9	60.0%
物品売払収入	-	-	-	-	4	皆増
延滞金	191,758	177,335	95.1%	162,674	181,288	102.2%
加算金	1	0	-	1	12	皆増
軽自動車標識再交付実費弁償金	11	8	66.7%	12	9	112.5%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	1	50.0%	1	5	500.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	49	44	84.6%	49	42	95.5%
滞納処分費	1	101	12.2%	1	468	463.4%
納税通知書等発送用封筒広告収入	126	137	74.5%	122	141	102.9%
配当割額控除額等返還金	1	65	42.5%	1	15	23.1%
求償費	-	286	皆増	-	-	皆減
合 計	11,074,550	11,083,179	107.3%	11,795,656	11,369,288	102.6%

(※1) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし

(※2) 令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材

(※3) 令和2年度創設。法人市民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村へ

(※4) 令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金（R1.10.1施行）

(単位：千円)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
536,000	569,517	103.5%	556,000	563,480	98.9%	548,000	571,373	101.4%
2,000	1,442	89.7%	1,600	1,373	95.2%	1,400	709	51.6%
201,000	197,758	88.5%	194,000	193,674	97.9%	186,000	199,841	103.2%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
17,000	17,183	皆増	34,000	36,514	212.5%	34,000	36,938	101.2%
85,000	68,530	51.9%	63,000	73,373	107.1%	47,000	59,288	80.8%
392,000	444,120	112.2%	353,000	411,788	92.7%	337,000	602,326	146.3%
625,000	238,078	75.9%	343,000	478,104	200.8%	344,000	713,224	149.2%
-	-	-	740,000	654,466	皆増	945,000	1,101,489	168.3%
7,750,000	7,757,202	96.3%	9,176,000	9,427,900	121.5%	9,865,000	10,313,226	109.4%
152,000	160,749	47.0%	-	47	大幅減	-	-	皆減
60,000	45,283	皆増	140,000	91,334	201.7%	107,000	115,442	126.4%
466,000	466,208	121.2%	444,000	459,443	98.5%	1,272,000	1,263,150	274.9%
65,000	63,270	101.0%	63,000	70,292	111.1%	65,000	64,969	92.4%
9,027	9,290	107.6%	9,740	8,127	87.5%	9,729	6,077	74.8%
19,713	17,158	94.4%	18,133	15,612	91.0%	18,071	15,557	99.6%
687,305	696,741	99.8%	692,560	703,854	101.0%	685,832	717,067	101.9%
1	11	122.2%	13	0	皆減	13	89	皆増
-	-	-	-	-	-	-	-	-
160,858	155,822	86.0%	153,876	156,885	100.7%	145,933	144,834	92.3%
1	14	116.7%	1	9	64.3%	1	1,050	大幅増
11	9	100.0%	10	6	66.7%	9	7	116.7%
1	2	40.0%	1	1	50.0%	1	1	100.0%
47	46	109.5%	57	19	41.3%	45	0	皆減
1	0	皆減	1	1,179	皆増	1	178	15.1%
121	148	105.0%	119	151	102.0%	121	150	99.3%
1	300	大幅増	1	65	21.7%	1	521	801.5%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
11,228,088	10,908,881	96.0%	12,982,113	13,347,696	122.4%	14,611,158	15,927,506	119.3%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。

利用の促進や普及啓発に充てられる。

交付するもの。(令和2年度のみ3.4%、令和3年度以降は7.7%)
を創設。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
譲与額	544,162	550,460	569,517	563,480	571,373	
内訳	6月	158,843	143,320	158,080	147,894	164,423
	11月	224,554	224,510	237,736	231,086	233,527
	3月	160,765	182,630	173,701	184,500	173,423

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
譲与額	2,932	1,844	1,653	1,592	819	
前年比(%)	108.1%	62.9%	89.6%	96.3%	51.4%	
尼崎市	2,639	1,608	1,442	1,373	709	
尼崎市内訳	9月	1,342	989	697	908	455
	3月	1,297	619	745	465	254
案分率	尼崎市	0.8999	0.8718	0.8725	0.8625	0.8663
	西宮市	0.1001	0.1282	0.1275	0.1375	0.1337

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
譲与額	222,007	223,459	197,758	193,674	199,841	
内訳	6月	64,168	62,529	55,132	66,858	62,125
	11月	92,564	90,614	83,115	58,873	62,880
	3月	65,275	70,316	59,511	67,943	74,836

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
譲与額	0	0	0	0	0	
内訳	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

(6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
譲与額	-	-	17,183	36,514	36,938
内訳	9月	-	8,591	18,257	18,257
	3月	-	8,592	18,257	18,681

(7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	131,754	132,149	68,530	73,373	59,288	
内訳	8月	46,840	50,566	28,040	27,171	27,568
	12月	49,746	51,927	23,363	25,089	18,264
	3月	35,168	29,656	17,127	21,113	13,456

(8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	474,105	395,966	444,120	411,788	602,326	
内訳	8月	113,355	116,778	123,034	114,567	120,925
	12月	21,975	20,372	21,984	21,172	26,686
	3月	338,775	258,816	299,102	276,049	454,715

(9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	478,887	313,846	238,078	478,104	713,224	
内訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	478,887	313,846	238,078	478,104	713,224

(10) 法人事業税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		-	-	-	654,466	1,101,489
内 訳	8 月	-	-	-	405,300	532,164
	12 月	-	-	-	113,714	258,247
	3 月	-	-	-	135,452	311,078

(11) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		7,666,290	8,055,974	7,757,202	9,427,900	10,313,226
内 訳	6 月	1,839,047	1,974,295	2,018,211	2,154,378	2,031,988
	9 月	2,510,501	2,549,998	2,512,433	3,181,820	3,410,162
	12 月	1,359,833	1,428,316	1,074,749	1,699,015	2,163,933
	3 月	1,956,909	2,103,365	2,151,809	2,392,687	2,707,143

(12) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		280,200	341,742	160,749	47	-
内 訳	8 月	98,507	119,738	101,327	47	-
	12 月	92,671	103,277	59,422	-	-
	3 月	89,022	118,727	0	-	-

(13) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		-	-	45,283	91,334	115,442
内 訳	8 月	-	-	-	30,186	45,720
	12 月	-	-	13,613	33,815	28,107
	3 月	-	-	31,670	27,333	41,615

(14) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		321,208	384,750	466,208	459,443	1,263,150
内 訳	4 月	167,907	186,726	217,045	235,417	228,938
	9 月	153,301	198,024	249,163	224,026	219,053
	3 月	-	-	-	-	815,159

(15) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交 付 額		66,272	62,621	63,270	70,292	64,969
内 訳	9 月	35,074	32,787	32,631	36,337	34,443
	3 月	31,198	29,834	30,639	33,955	30,526

(16) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総額 (7月、10月、1月、4月)		688,956	697,899	696,741	703,854	717,067
納 税 義 務 者 割		643,989	649,635	660,147	663,720	670,191
通 知 書 割		0	0	0	0	0
払 込 金 額 割		881	738	654	446	324
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等		44,086	47,526	35,940	39,688	46,552

(17) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	
本 庁	総 額	件数	60,619	54,855	52,028	47,117	45,126
		金額	(5,332)	(5,252)	(5,368)	(4,818)	(4,143)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	18,732,700	17,077,900	16,068,300	14,513,500	14,468,400
		金額	33,362	27,963	24,057	22,227	19,697
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	(802)	(795)	(580)	(541)	(483)
		金額	9,768,000	8,150,400	7,043,100	6,505,800	5,764,200
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧 ※ 3	件数	19,470	19,825	19,922	17,183	16,471
		金額	(1,100)	(1,040)	(1,417)	(913)	(83)
	納 税 証 明 ※ 2	件数	7,648,000	7,817,500	7,612,500	6,694,000	7,082,400
		金額	-	-	-	483	1,719
	納 税 証 明 ※ 2	件数	-	-	-	-	(132)
		金額	-	-	-	144,900	476,100
	納 税 証 明 ※ 2	件数	7,787	7,067	8,049	7,224	7,239
		金額	(3,430)	(3,417)	(3,371)	(3,364)	(3,445)
納 税 証 明 ※ 2	件数	1,316,700	1,110,000	1,412,700	1,168,800	1,145,700	
	金額						
支 所 ・ 出 張 所 (サ ー ビ ス セ ン タ ー ・ 証 明 コ ー ナ ー)	総 額	件数	47,351	42,054	36,424	33,282	29,781
		金額	(3,850)	(4,219)	(4,023)	(3,904)	(3,378)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	13,050,300	11,350,500	9,720,300	8,813,400	7,920,900
		金額	37,094	31,874	26,940	24,111	20,419
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	(310)	(681)	(705)	(647)	(667)
		金額	11,035,200	9,357,900	7,870,500	7,039,200	5,925,600
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	6,234	6,207	5,716	5,288	5,334
		金額	(583)	(765)	(692)	(475)	(2)
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	1,695,300	1,632,600	1,507,200	1,443,900	1,599,600
		金額	-	-	-	59	339
	納 税 証 明	件数	-	-	-	-	(60)
		金額	-	-	-	17,700	83,700
	納 税 証 明	件数	4,023	3,973	3,768	3,824	3,689
		金額	(2,957)	(2,773)	(2,626)	(2,782)	(2,649)
納 税 証 明	件数	319,800	360,000	342,600	312,600	312,000	
	金額						
合 計	総 額	件数	107,970	96,909	88,452	80,399	74,907
		金額	(9,182)	(9,471)	(9,391)	(8,722)	(7,521)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	31,783,000	28,428,400	25,788,600	23,326,900	22,389,300
		金額	70,456	59,837	50,997	46,338	40,116
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	(1,112)	(1,476)	(1,285)	(1,188)	(1,150)
		金額	20,803,200	17,508,300	14,913,600	13,545,000	11,689,800
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	25,704	26,032	25,638	22,471	21,805
		金額	(1,683)	(1,805)	(2,109)	(1,388)	(85)
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	9,343,300	9,450,100	9,119,700	8,137,900	8,682,000
		金額	-	-	-	542	2,058
	納 税 証 明	件数	-	-	-	-	(192)
		金額	-	-	-	162,600	559,800
	納 税 証 明	件数	11,810	11,040	11,817	11,048	10,928
		金額	(6,387)	(6,190)	(5,997)	(6,146)	(6,094)
納 税 証 明	件数	1,636,500	1,470,000	1,755,300	1,481,400	1,457,700	
	金額						

(注) 件数のうち () 内は手数料免除分を再掲。

※ 1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※ 2 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※ 3 令和3年1月より固定資産課税台帳等の閲覧が追加。

※ 4 令和3年度の本庁の市県民税課税額証明には令和4年1月から実施している

オンライン申請分(25件:7,500円)も含んでいる。

※ 5 平成28年度よりサービスセンターの時間外交付は終了している。

※ 6 平成29年3月31日に証明コーナーは廃止されている。

XII 徵 收 經 費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	
税 収 入 額	(1) 市 税	77,459,503	77,659,392	
	(2) 個 人 の 県 民 税	15,465,971	15,682,779	
	(3) 合 計	92,925,474	93,342,171	
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	406,397	404,339
		(5) 諸 手 当	252,369	248,778
		(ア) 超 過 勤 務 手 当	11,187	9,164
		(イ) 税 務 特 別 手 当	20	44
		(ウ) そ の 他 の 手 当	241,162	239,570
		(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	153,627	149,348
		(7) 報 酬	106,050	114,327
		(8) そ の 他	772	499
		(9) 小 計	919,215	917,291
	費	物 件 費	(10) 旅 費	4,425
(11) 賃 金			43,900	40,877
(12) そ の 他			236,321	230,957
(13) 小 計		284,646	276,582	
報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-	
	(15) 納 税 組 合 奨 励 金	-	-	
	(16) 小 計	0	0	
そ の 他	(17) そ の 他	221,117	232,158	
合 計	(18) 合 計	1,424,978	1,426,031	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(19) 納 税 通 知 書 等 を 基 準 に し た 金 額	0	0	
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	1,696	687	
	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	623,178	628,326	
	(22) 合 計	624,874	629,013	
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	800,104	797,018	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.5%	1.5%	
	(25) (23) / (1)	1.0%	1.0%	

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、R2より(11)賃金は皆減(報酬で計上)

※R3より課税状況調(第39表)の項目変更に伴い、(6)共済組合負担金等が皆減(8)その他で計上)

課税状況調（39表）（単位：千円）

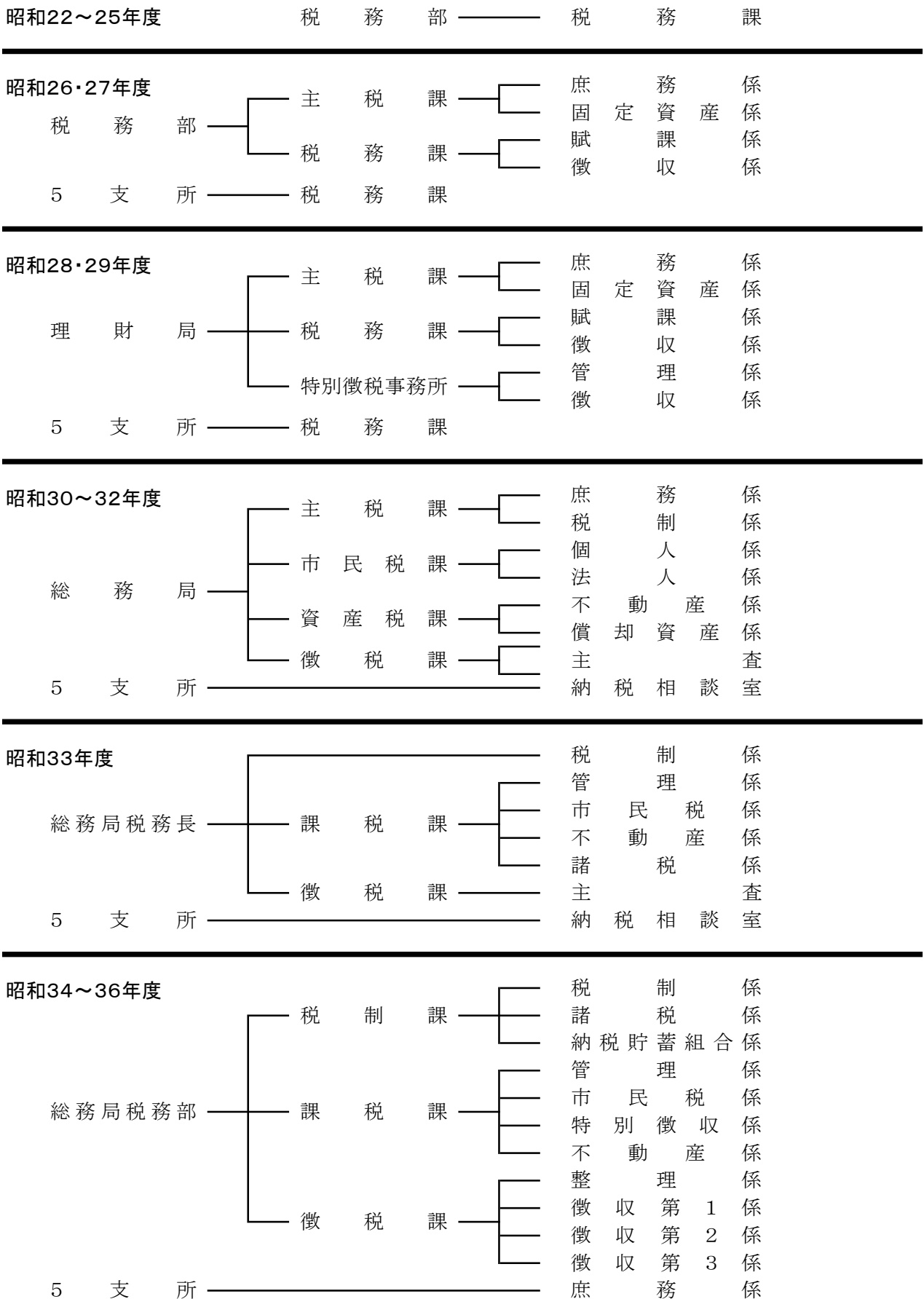
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
78,767,750	79,238,902	80,591,085	79,557,367	80,110,628
15,816,457	16,195,754	16,688,447	17,005,777	16,922,607
94,584,207	95,434,656	97,279,532	96,563,144	97,033,235
390,062	392,067	395,786	409,193	376,820
241,757	253,978	261,084	306,437	291,145
9,879	13,552	12,393	28,259	23,385
32	23	31	185	26
231,846	240,403	248,660	277,993	267,734
149,708	149,199	152,415	164,660	-
107,962	107,149	104,097	125,453	128,887
275	1,066	767	460	158,789
889,764	903,459	914,149	1,006,203	955,641
4,146	3,873	3,946	3,898	4,192
42,795	43,645	42,559	-	-
231,855	308,212	315,047	250,147	349,877
278,796	355,730	361,552	254,045	354,069
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
188,384	222,347	261,249	316,539	180,481
1,356,944	1,481,536	1,536,950	1,576,787	1,490,191
0	0	0	0	0
881	738	654	446	324
643,989	649,635	660,147	663,720	670,191
644,870	650,373	660,801	664,166	670,515
712,074	831,163	876,149	912,621	819,676
1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%
0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%

XIII 稅 務 機 構

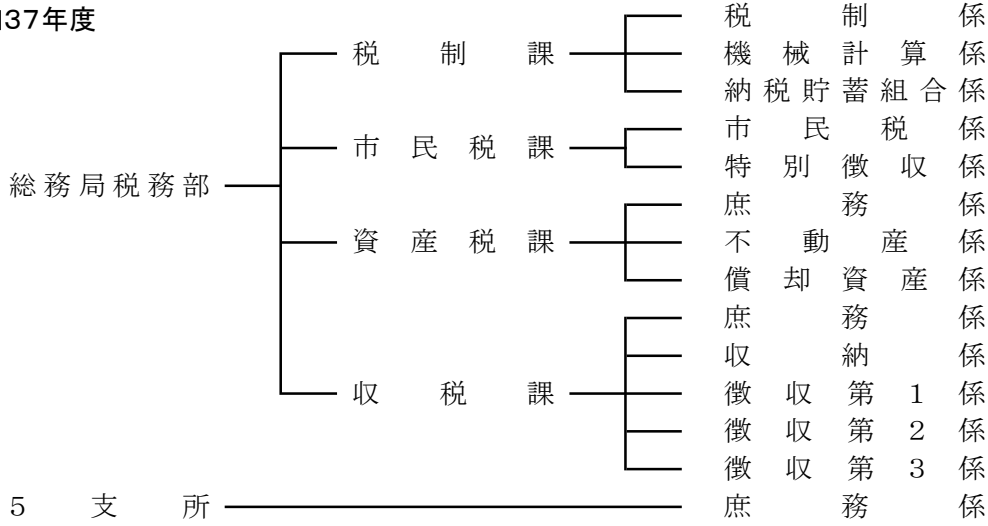


XIII 税務機構

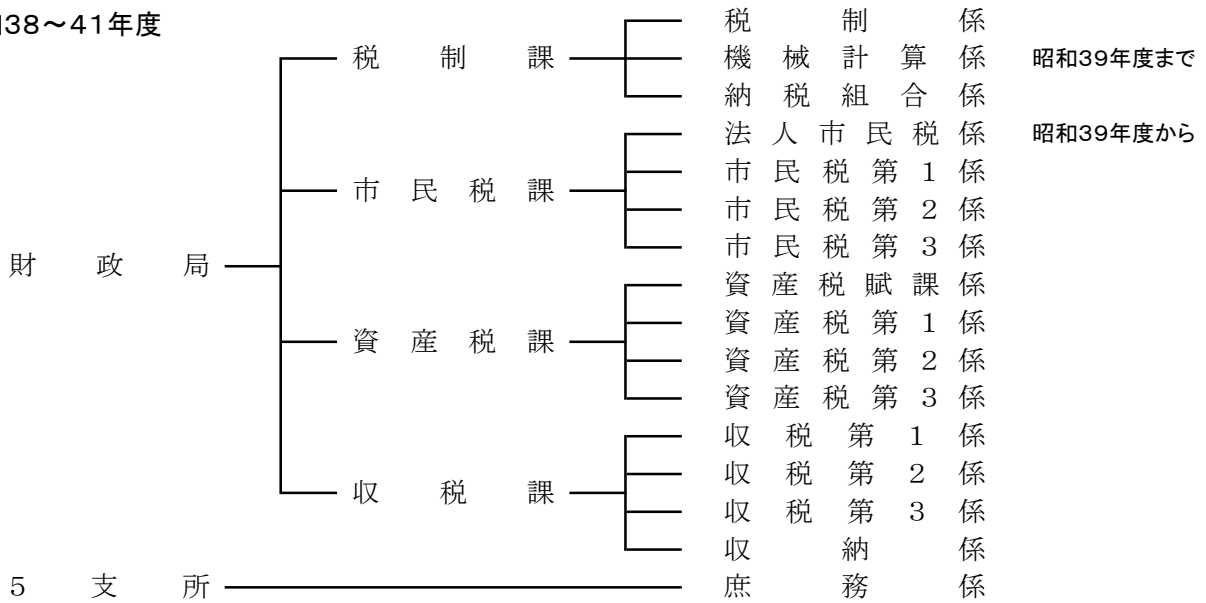
(1) 税務機構の変遷



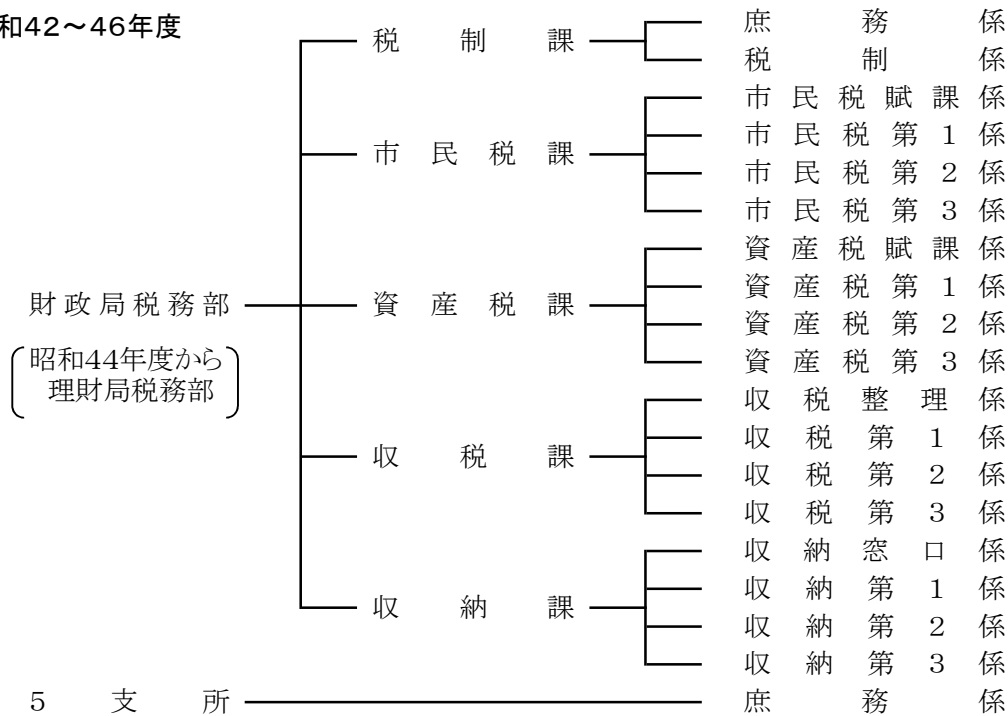
昭和37年度



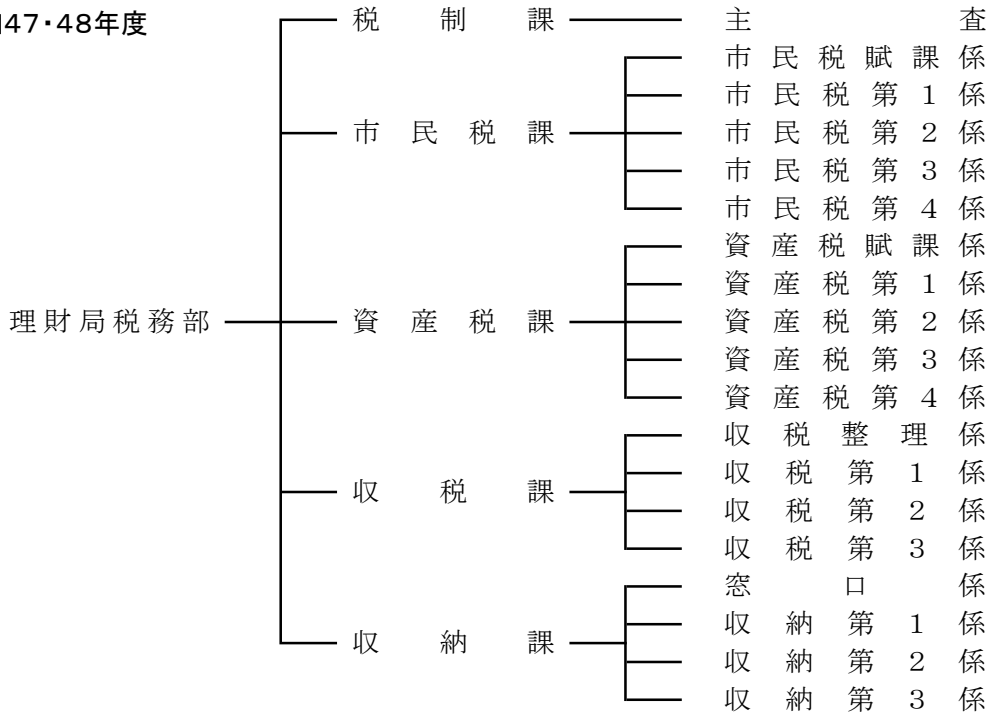
昭和38~41年度



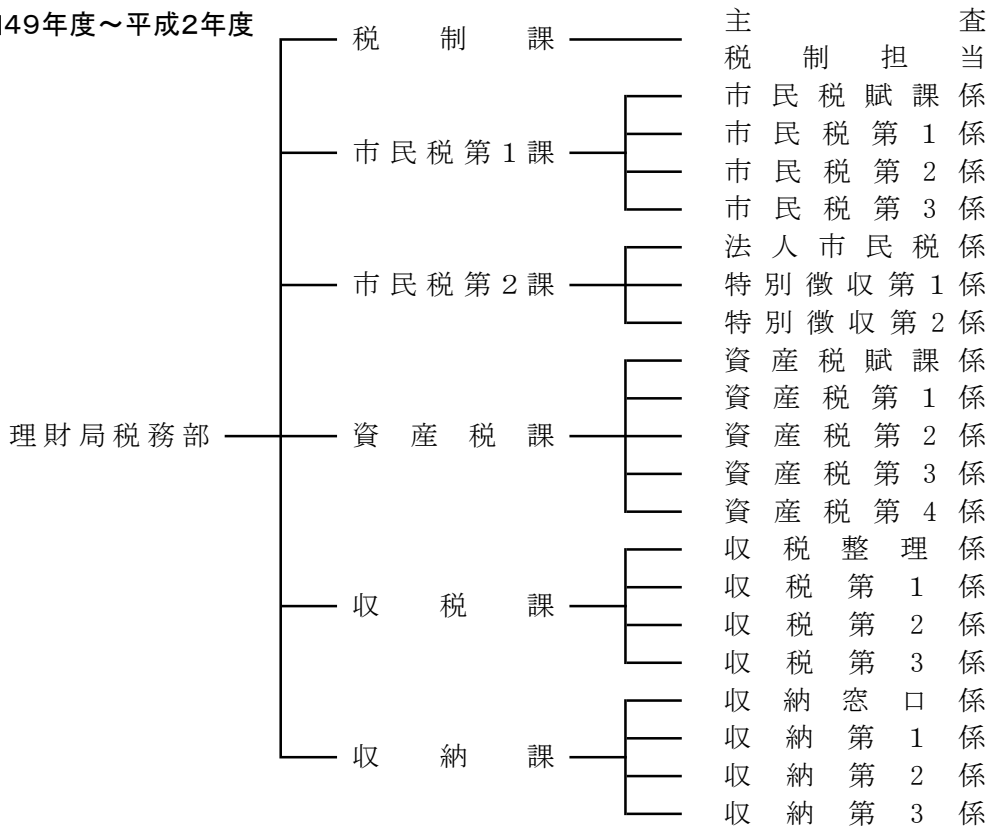
昭和42~46年度



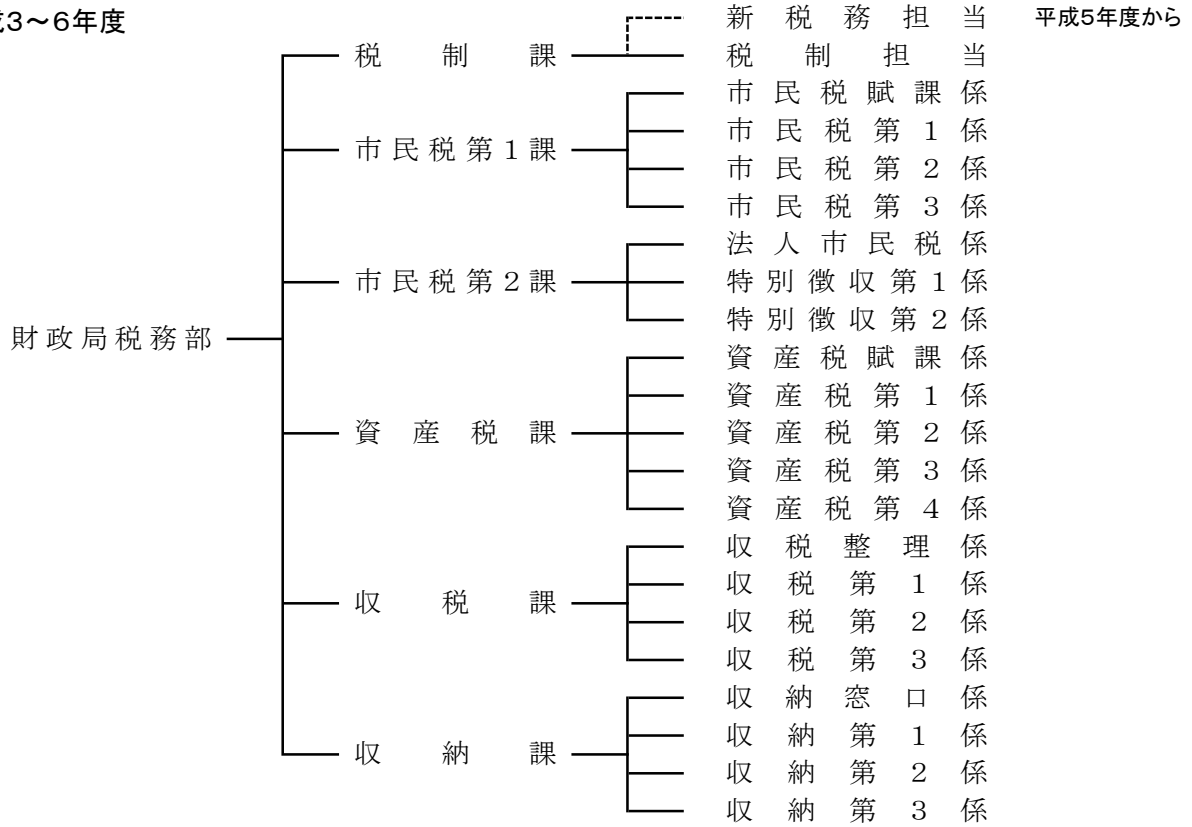
昭和47・48年度



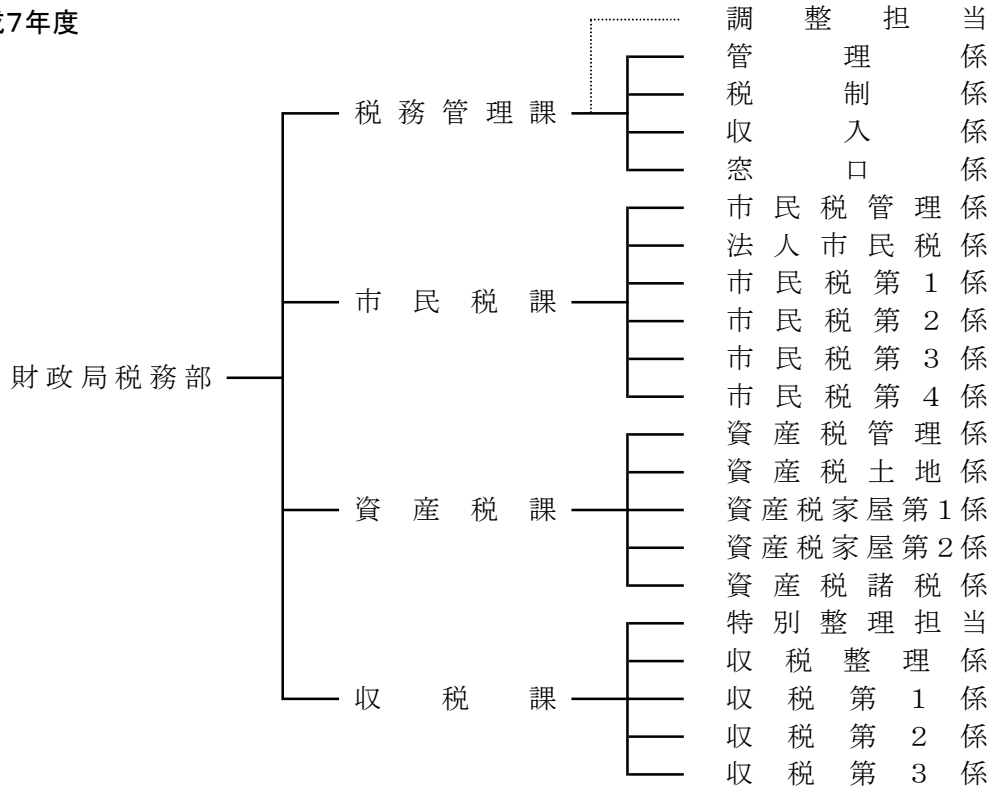
昭和49年度～平成2年度



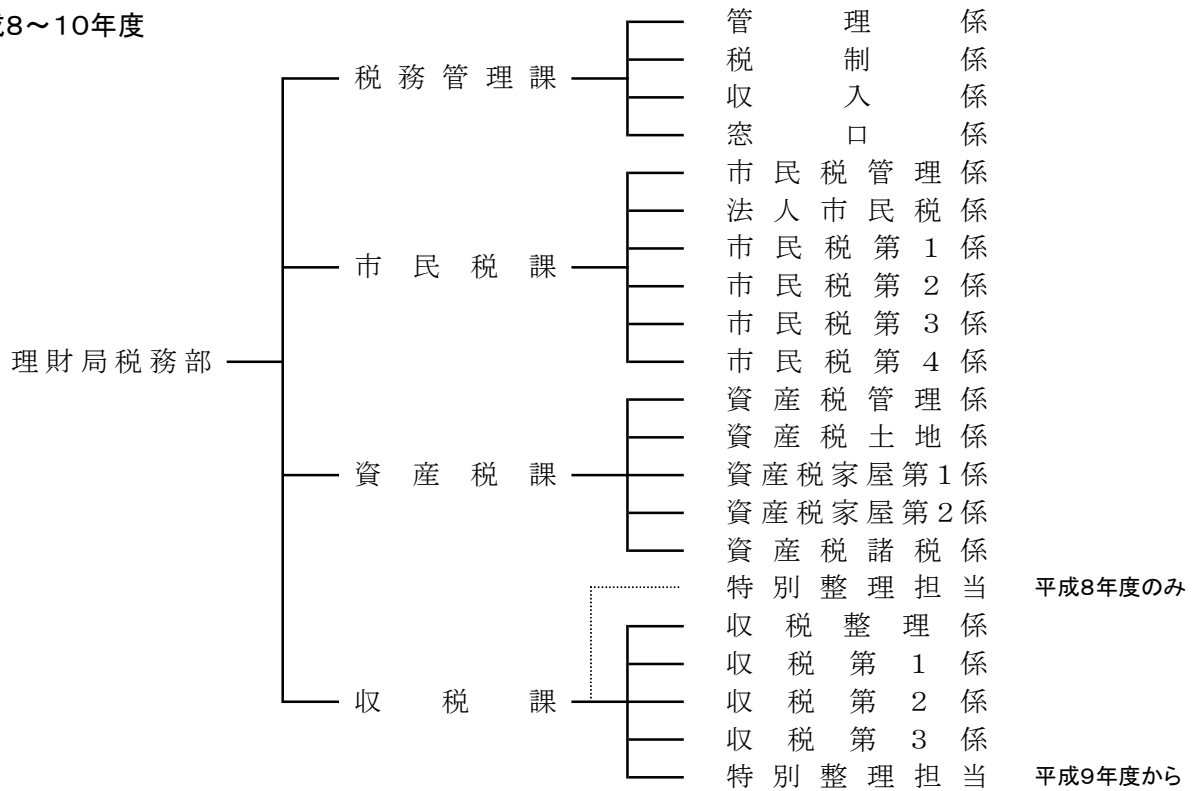
平成3～6年度



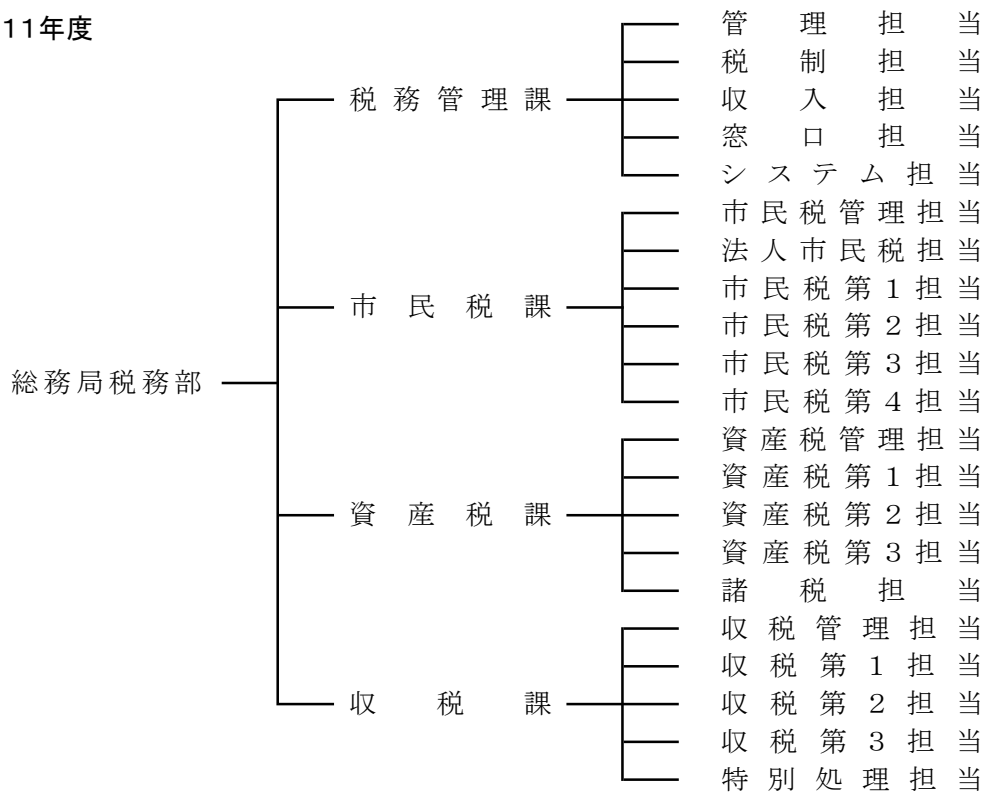
平成7年度



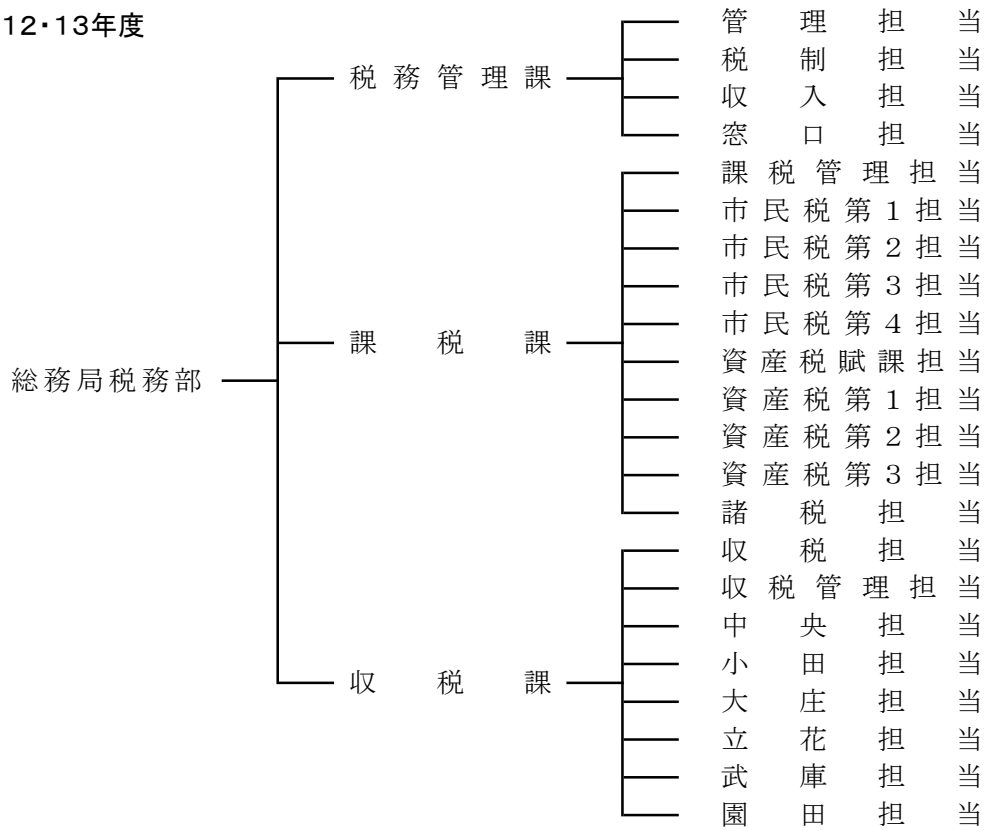
平成8～10年度



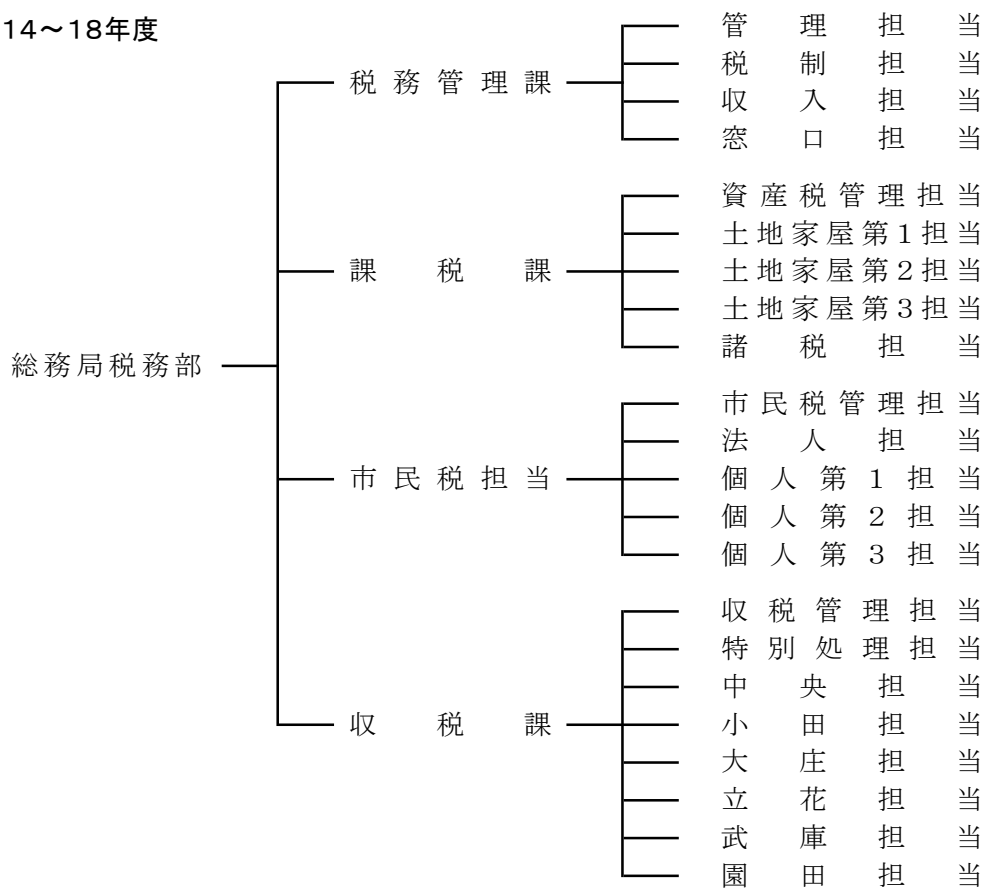
平成11年度



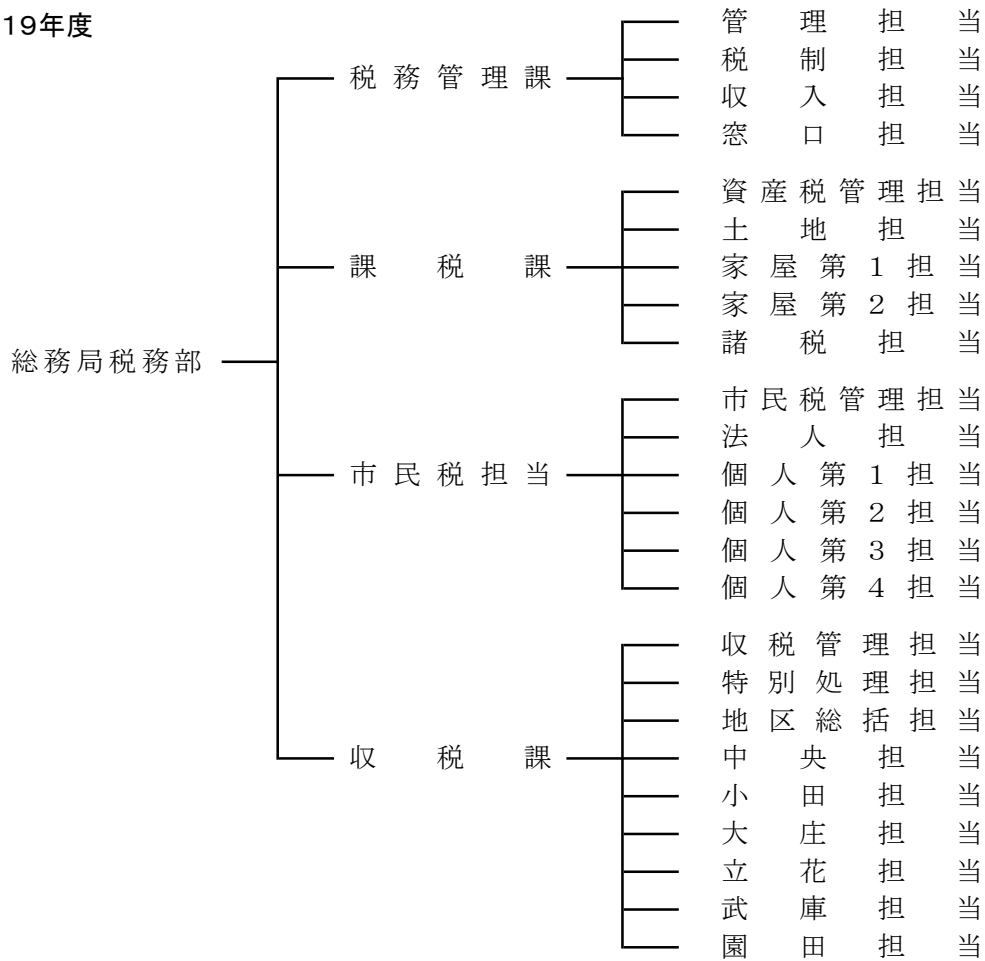
平成12・13年度



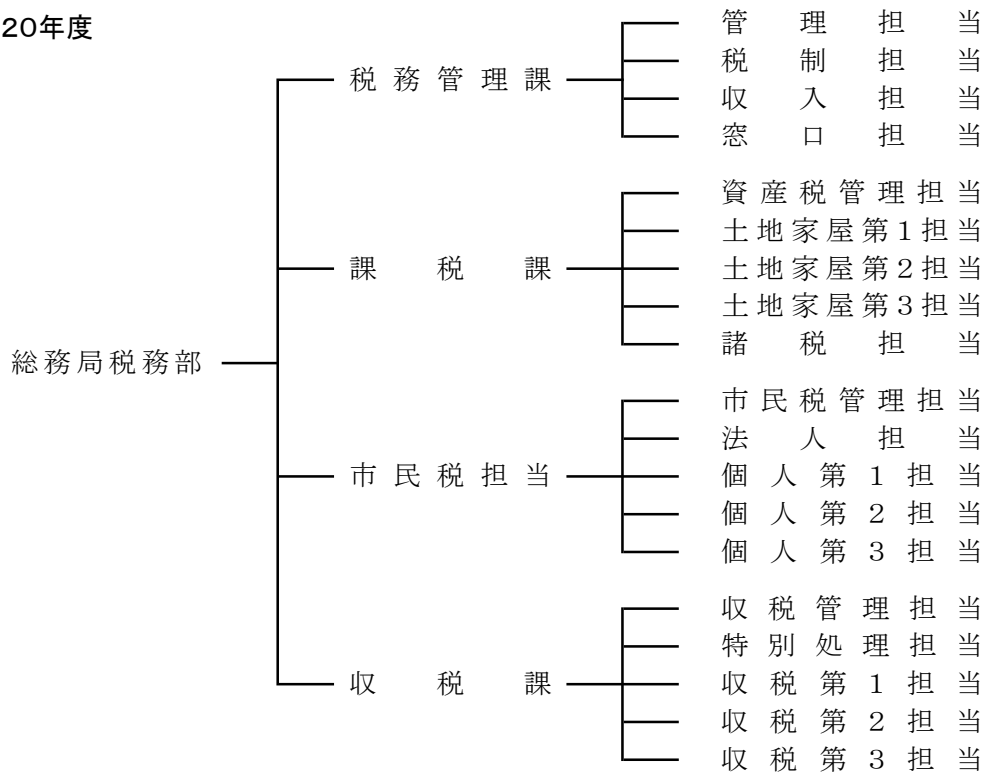
平成14～18年度



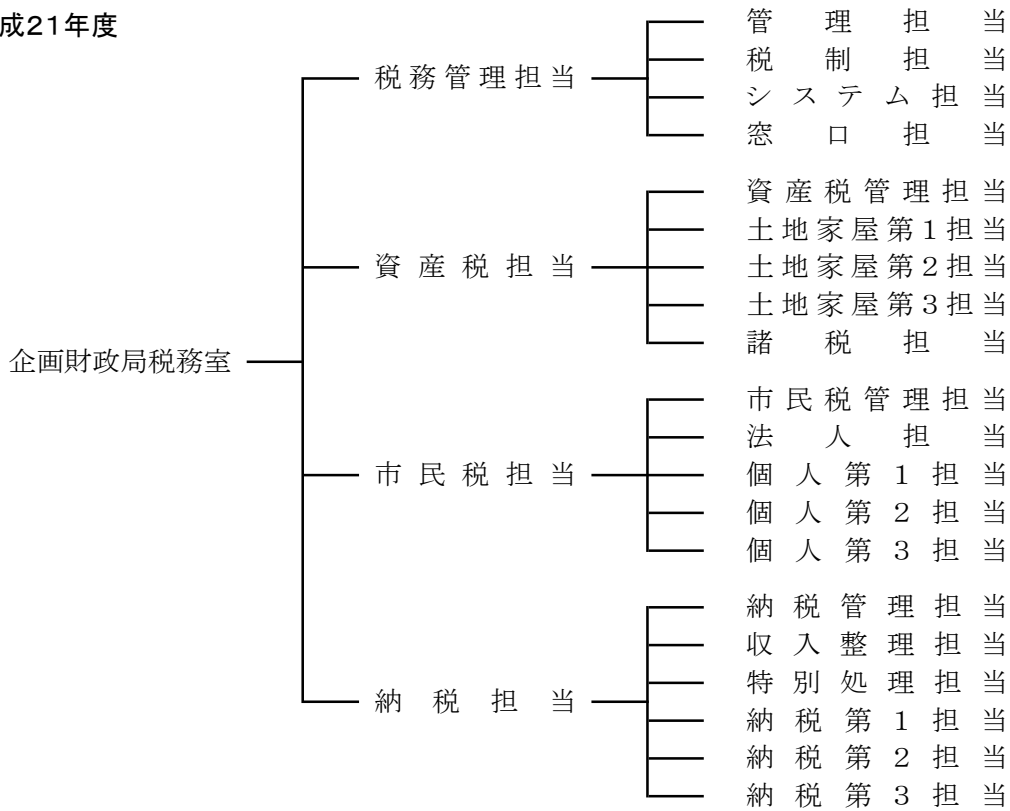
平成19年度



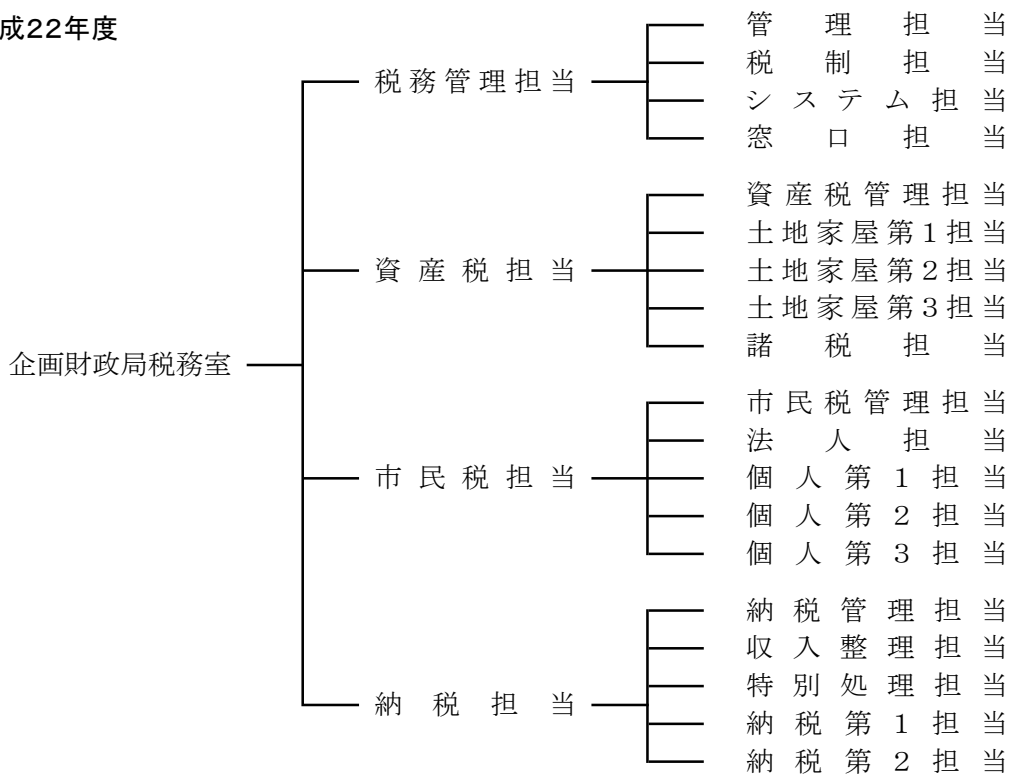
平成20年度



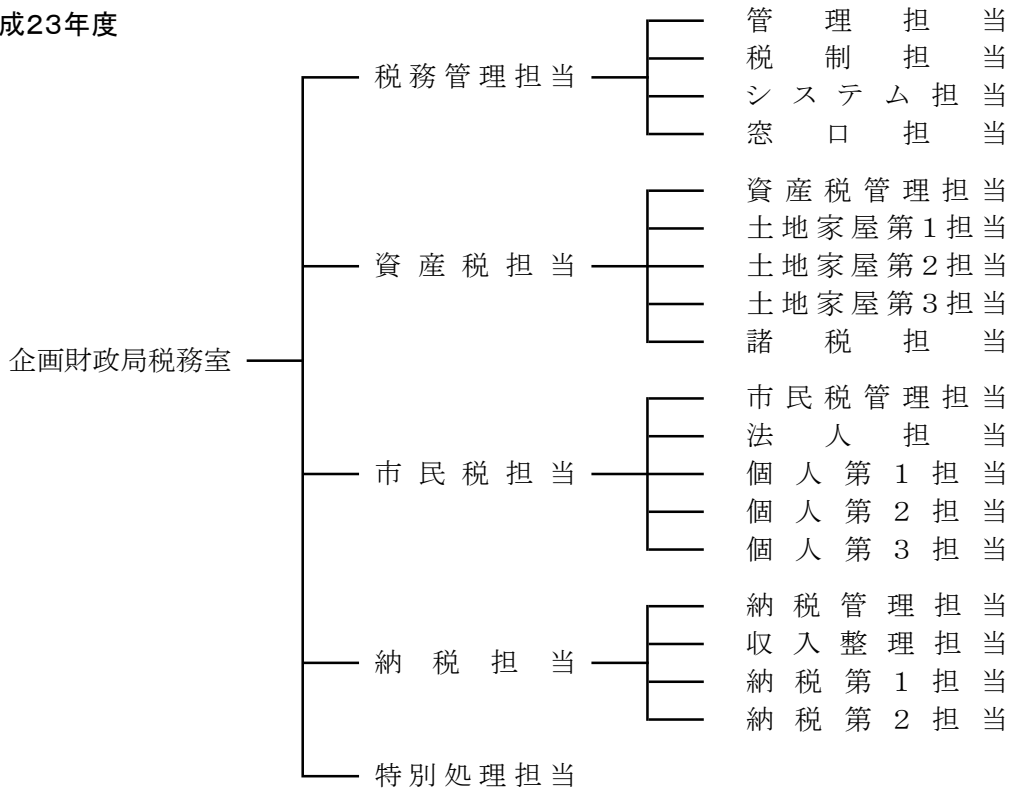
平成21年度



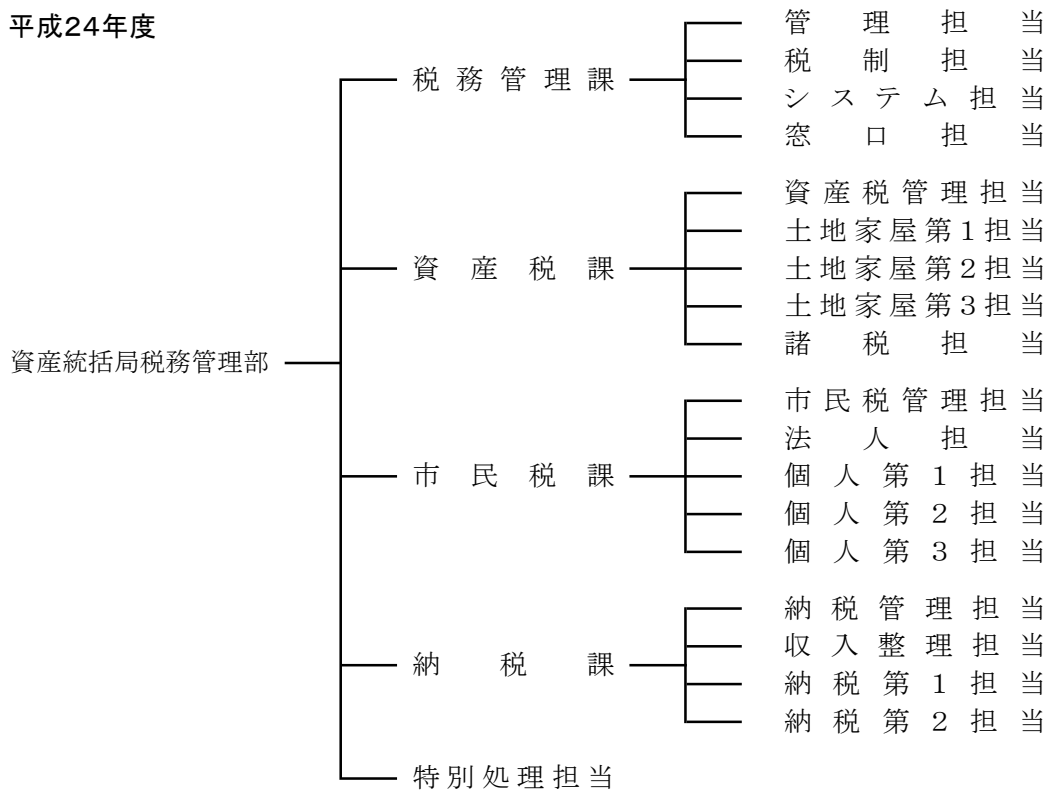
平成22年度



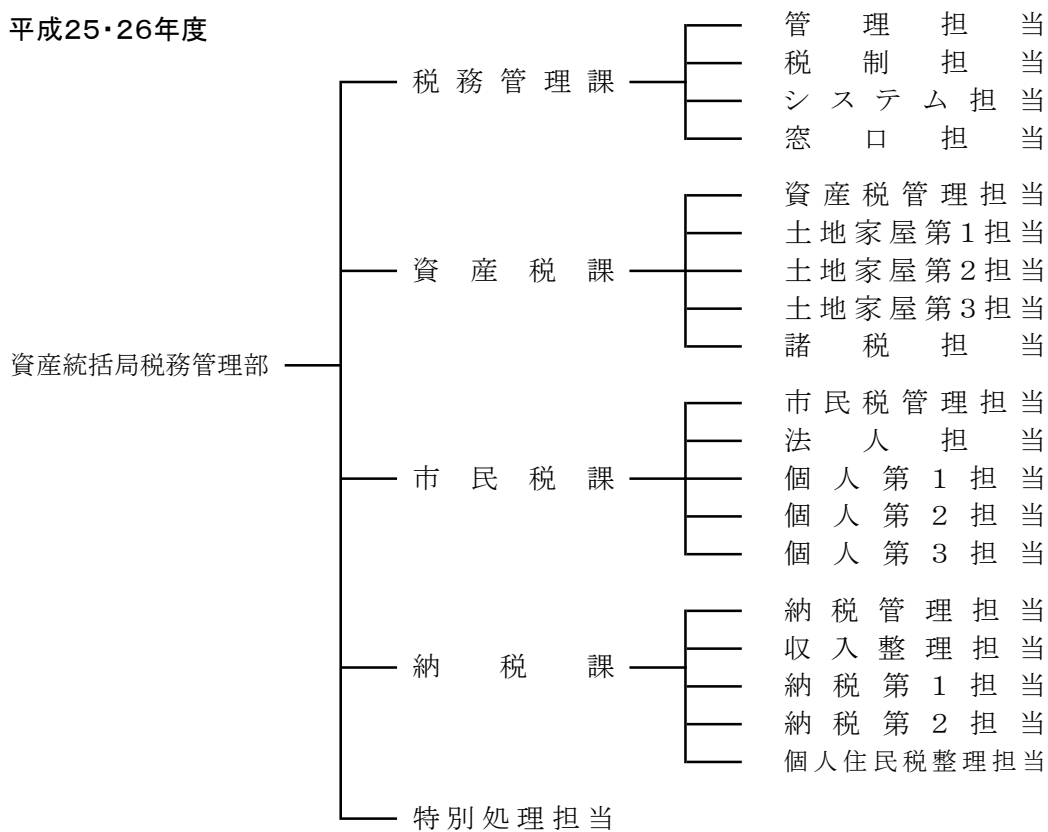
平成23年度



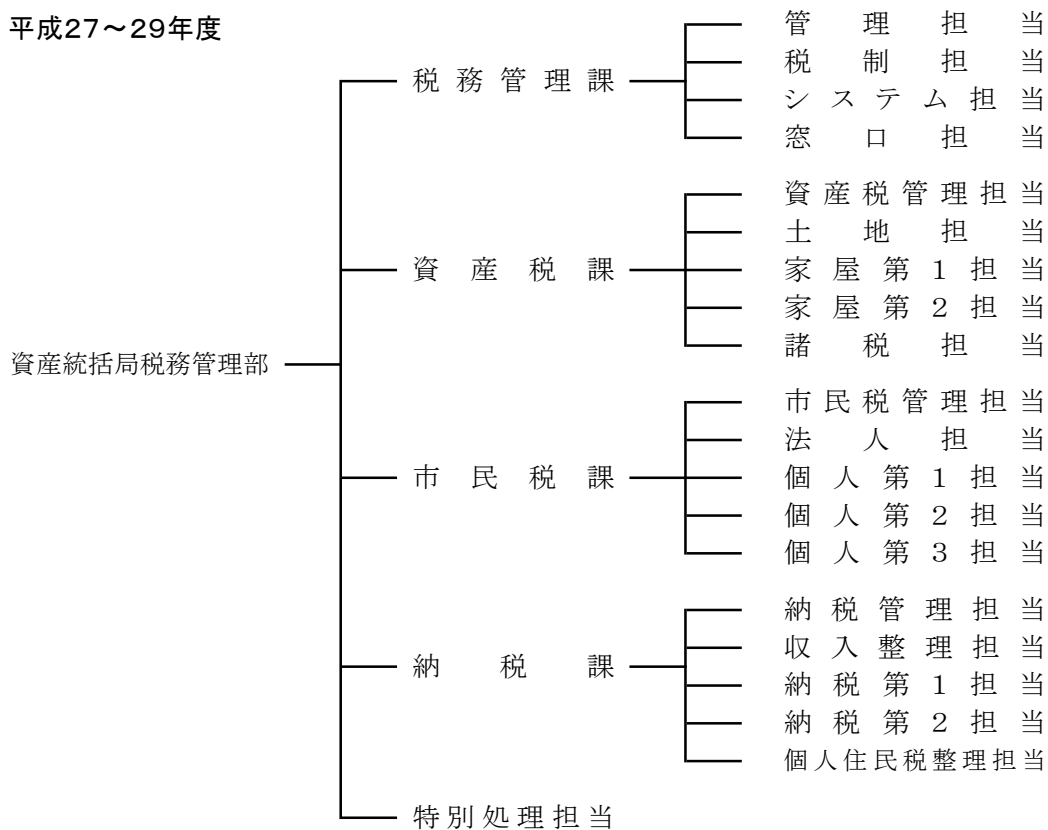
平成24年度



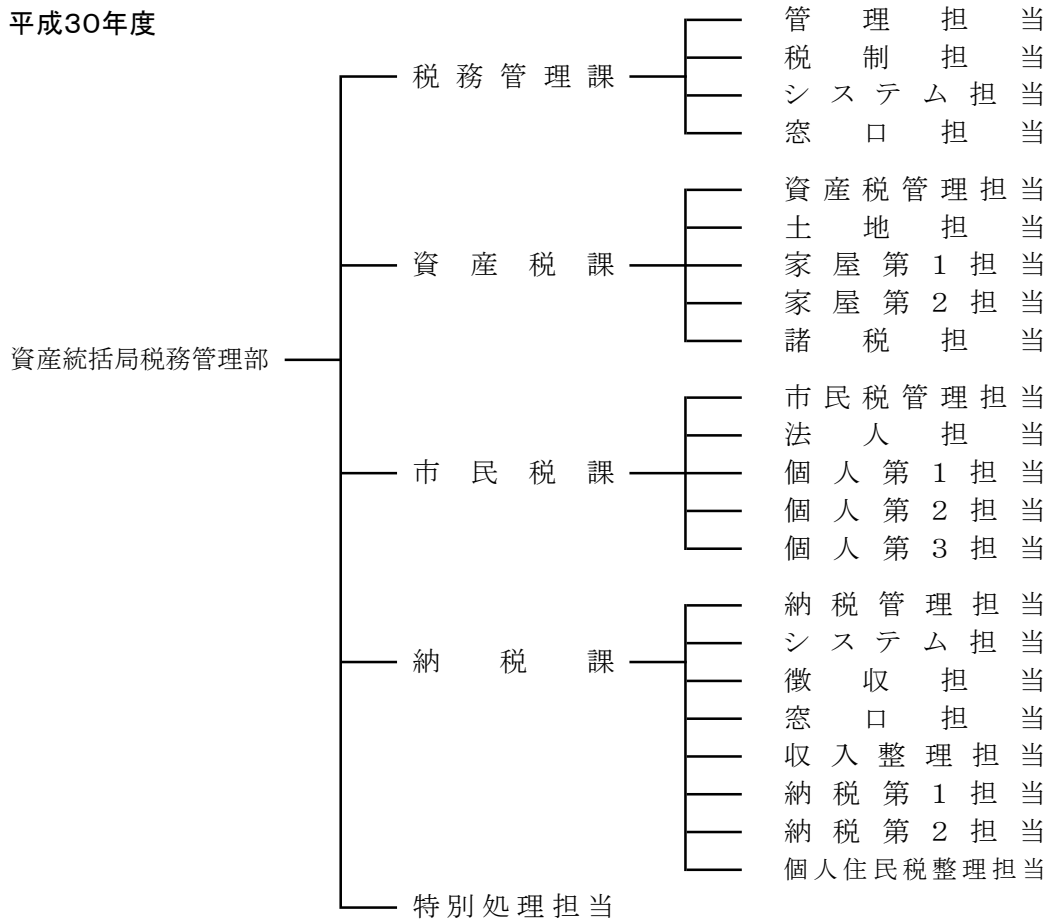
平成25・26年度



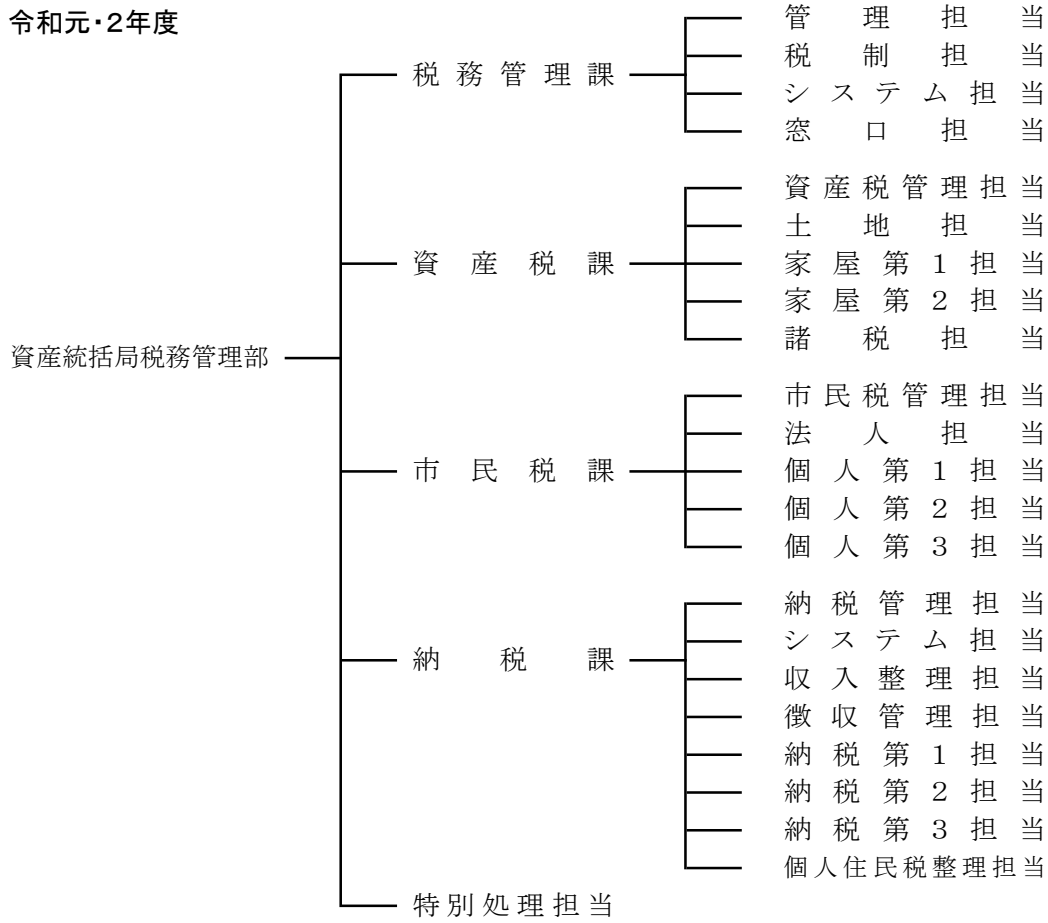
平成27～29年度



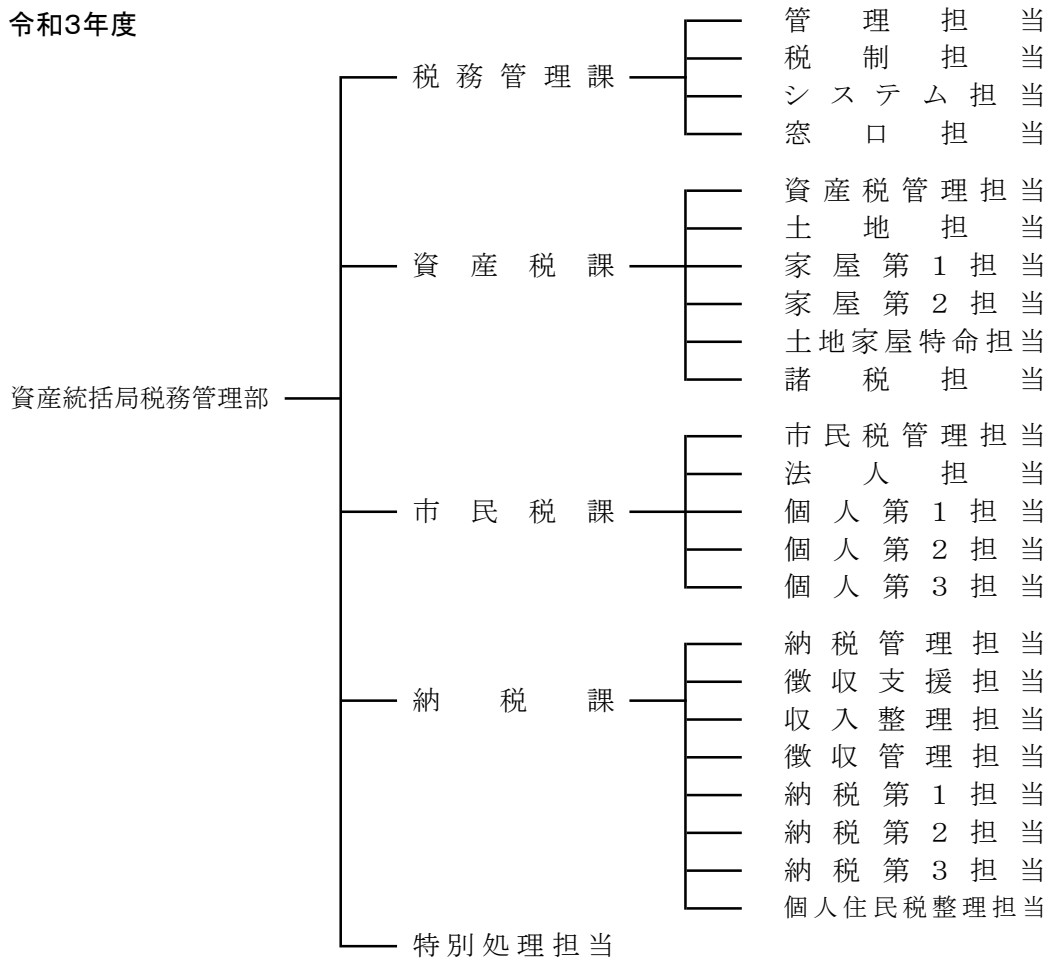
平成30年度



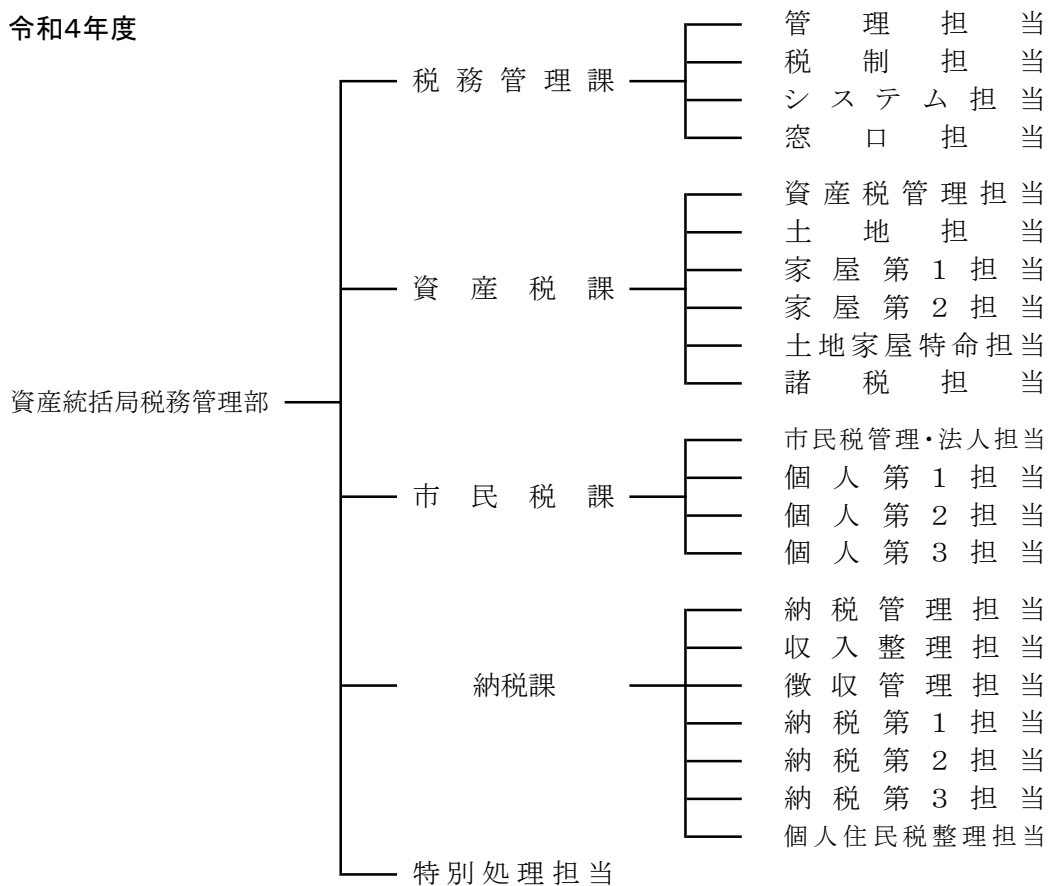
令和元・2年度



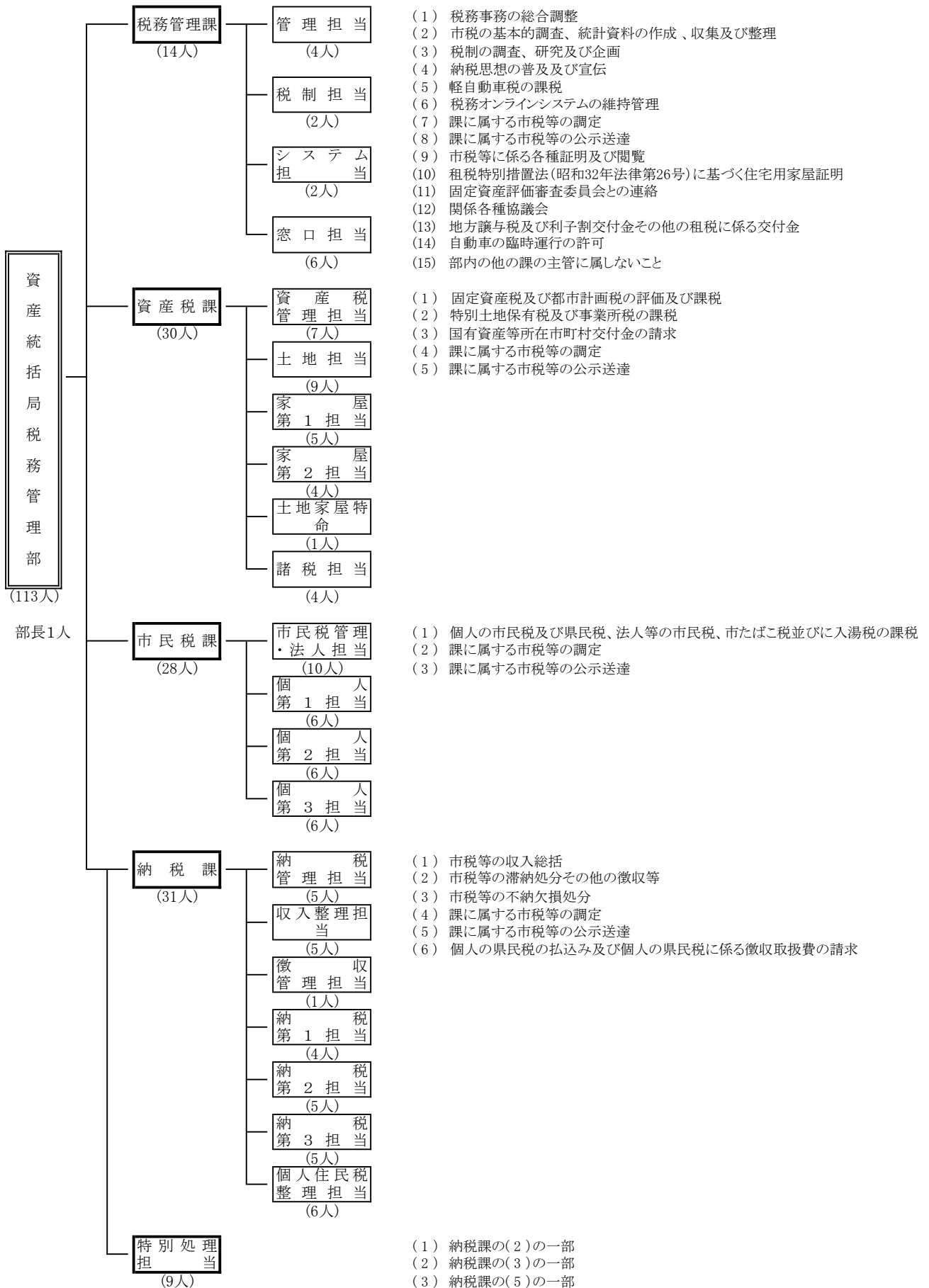
令和3年度



令和4年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和4年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理・法人担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係人員内訳の推移

(単位:人)

課名	係名	30年度	課名	係名	令和元年度	課名	係名	令和2年度	課名	係名	令和3年度	課名	係名	令和4年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	5
	税制担当	4		税制担当	4		税制担当	3		税制担当	2		税制担当	2
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	5		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6
	計	17		計	18		計	17		計	16		計	15
資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	8	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7
	土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	9
	家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	5		家屋第2担当	5		家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	4
	諸税担当	5		諸税担当	6		諸税担当	6		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1
										諸税担当	5		諸税担当	4
	計	30		計	31		計	32		計	31		計	30
市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	5	市民税課	市民税管理・法人担当	10
	法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	5		個人第1担当	6
	個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	7		個人第2担当	6
	個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第3担当	6
	個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	6			
	計	31		計	31		計	31		計	29		計	28
納税課	納税管理担当	4	納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5
	システム担当	1		システム担当	1		システム担当	1		徴収支援担当	1		収入整理担当	5
	徴収担当	1		収入整理担当	7		収入整理担当	5		収入整理担当	5		徴収管理担当	1
	窓口担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		納税第1担当	4
	収入整理担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	4		納税第2担当	5
	納税第1担当	8		納税第2担当	4		納税第2担当	5		納税第2担当	5		納税第3担当	5
	納税第2担当	2		納税第3担当	4		納税第3担当	5		納税第3担当	4		個人住民税整理担当	6
	個人住民税整理担当	5		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6			
	計	32		計	35		計	35		計	31		計	31
特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		9
	計	10		計	10		計	10		計	10		計	9
合計		120	合計		125	合計		125	合計		117	合計		113

(注) ①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

③令和元年度、令和2年度の納税管理担当の人数には、東京都派遣1人を含む。

XIV 参 考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	平成 29 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	21,136,500	102.1%	22,165,150	100.6%	21,507,747	101.1%
市 町 村 民 税	9,344,000	102.7%	10,003,243	100.8%	9,694,911	101.3%
個 人	7,398,300	102.5%	7,756,006	100.8%	7,470,790	101.4%
均 等 割	215,600	101.4%	228,758	100.5%	220,007	101.3%
所 得 割	7,182,700	102.6%	7,527,248	100.8%	7,250,783	101.4%
法 人	1,945,700	103.3%	2,247,237	100.6%	2,224,121	100.7%
均 等 割	406,500	101.5%	447,424	101.3%	439,852	101.5%
税 割	1,539,200	103.8%	1,799,813	100.4%	1,784,269	100.5%
固 定 資 産 税	8,984,400	101.9%	9,319,018	100.9%	9,025,404	101.5%
純固定資産税	8,895,700	101.9%	9,230,920	101.0%	8,937,306	101.5%
土 地	3,364,100	99.8%	3,490,846	99.3%	3,387,198	99.8%
家 屋	3,849,000	102.8%	4,021,255	101.9%	3,882,528	102.5%
償却資産	1,682,600	104.6%	1,718,819	102.3%	1,667,580	102.7%
交 付 金	88,700	98.7%	88,098	97.6%	88,098	97.6%
軽自動車税	250,600	102.6%	264,231	104.0%	248,597	104.3%
市町村たばこ税	922,800	100.6%	862,328	94.7%	862,315	94.7%
特別土地保有税	1,700	212.5%	6,144	42.6%	585	8.1%
入 湯 税	22,300	101.4%	23,267	100.8%	22,689	101.2%
事 業 所 税	366,600	101.5%	372,118	101.4%	371,200	101.4%
都 市 計 画 税	1,257,500	100.7%	1,309,385	100.7%	1,276,694	101.2%
そ の 他	-13,400	119.6%	5,416	111.7%	5,352	111.9%

(単位:百万円)

平成30年度						区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
21,809,200	103.2%	23,005,567	103.8%	22,423,452	104.3%	総計
9,974,800	106.8%	10,807,653	108.0%	10,532,437	108.6%	市町村民税
7,983,300	107.9%	8,362,739	107.8%	8,105,655	108.5%	個人
218,500	101.3%	230,123	100.6%	222,468	101.1%	均等割
7,764,800	108.1%	8,132,616	108.0%	7,883,187	108.7%	所得割
1,991,500	102.4%	2,444,914	108.8%	2,426,782	109.1%	法人
415,600	102.2%	449,064	100.4%	442,282	100.6%	均等割
1,575,900	102.4%	1,995,850	110.9%	1,984,500	111.2%	税割
9,030,600	100.5%	9,340,274	100.2%	9,083,165	100.6%	固定資産税
8,943,400	100.5%	9,252,870	100.2%	8,995,762	100.7%	純固定資産税
3,436,800	102.2%	3,537,630	101.3%	3,447,783	101.8%	土地
3,812,400	99.0%	3,969,958	98.7%	3,849,771	99.2%	家屋
1,694,200	100.7%	1,745,282	101.5%	1,698,208	101.8%	償却資産
87,200	98.3%	87,404	99.2%	87,403	99.2%	交付金
260,400	103.9%	273,483	103.5%	258,116	103.8%	軽自動車税
861,400	93.3%	850,249	98.6%	850,246	98.6%	市町村たばこ税
800	47.1%	5,252	85.5%	169	28.9%	特別土地保有税
22,700	101.8%	22,873	98.3%	22,364	98.6%	入湯税
372,500	101.6%	379,026	101.9%	378,270	101.9%	事業所税
1,304,300	103.7%	1,319,418	100.8%	1,291,420	101.2%	都市計画税
-18,300	136.6%	7,339	135.5%	7,265	135.7%	その他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	令 和 元 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	22,260,600	102.1%	23,408,159	101.7%	22,867,795	102.0%
市 町 村 民 税	10,258,400	102.8%	10,979,721	101.6%	10,720,345	101.8%
個 人	8,223,500	103.0%	8,567,579	102.4%	8,325,135	102.7%
均 等 割	222,000	101.6%	232,201	100.9%	225,147	101.2%
所 得 割	8,001,500	103.0%	8,335,378	102.5%	8,099,988	102.8%
法 人	2,034,900	102.2%	2,412,143	98.7%	2,395,210	98.7%
均 等 割	423,500	101.9%	452,215	100.7%	445,686	100.8%
税 割	1,611,400	102.3%	1,959,928	98.2%	1,949,524	98.2%
固 定 資 産 税	9,159,300	101.4%	9,522,165	101.9%	9,286,049	102.2%
純固定資産税	9,072,100	101.4%	9,434,918	102.0%	9,198,802	102.3%
土 地	3,470,700	101.0%	3,566,580	100.8%	3,485,345	101.1%
家 屋	3,900,500	102.3%	4,068,821	102.5%	3,957,813	102.8%
償 却 資 産	1,700,900	100.4%	1,799,517	103.1%	1,755,643	103.4%
交 付 金	87,200	100.0%	87,247	99.8%	87,247	99.8%
軽 自 動 車 税	269,900	103.6%	284,412	104.0%	269,231	104.3%
市町村たばこ税	874,500	101.5%	853,881	100.4%	853,879	100.4%
特別土地保有税	200	25.0%	2,662	50.7%	192	113.6%
入 湯 税	22,400	98.7%	23,099	101.0%	22,498	100.6%
事 業 所 税	379,100	101.8%	387,604	102.3%	386,702	102.2%
都 市 計 画 税	1,313,000	100.7%	1,343,358	101.8%	1,317,728	102.0%
そ の 他	-16,200	88.5%	11,257	153.4%	11,171	153.8%

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を平成29年度は△15,500百万円、平成30年度は△20,100百万円、令和元年度は△17,900百万円、令和2年度は△19,200百万円、令和3年度は△26,800百万円を含む。

(単位:百万円)

令和2年度						令和3年度		区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
22,308,600	100.2%	23,093,300	98.7%	22,456,957	98.2%	21,110,800	94.8%	総計
10,049,700	98.0%	10,515,710	95.8%	10,239,274	95.5%	9,097,400	88.7%	市町村民税
8,374,000	101.8%	8,656,360	101.0%	8,426,681	101.2%	8,022,500	97.6%	個人
224,400	101.1%	234,141	100.8%	227,556	101.1%	221,200	99.6%	均等割
8,149,600	101.9%	8,422,219	101.0%	8,199,125	101.2%	7,801,300	97.5%	所得割
1,675,700	82.3%	1,859,350	77.1%	1,812,593	75.7%	1,074,900	52.8%	法人
436,200	103.0%	449,038	99.3%	436,147	97.9%	427,300	100.9%	均等割
1,239,500	76.9%	1,410,312	72.0%	1,376,446	70.6%	647,600	40.2%	税割
9,356,000	102.1%	9,682,266	101.7%	9,380,072	101.0%	9,150,600	99.9%	固定資産税
9,269,500	102.2%	9,595,754	101.7%	9,293,560	101.0%	9,062,800	99.9%	純固定資産税
3,496,700	100.7%	3,580,588	100.4%	3,479,313	99.8%	3,485,200	100.4%	土地
4,027,500	103.3%	4,176,833	102.7%	4,040,303	102.1%	3,920,100	100.5%	家屋
1,745,300	102.6%	1,838,333	102.2%	1,773,944	101.0%	1,657,500	97.4%	償却資産
86,500	99.2%	86,512	99.2%	86,512	99.2%	87,800	100.7%	交付金
287,300	106.4%	299,308	105.2%	285,425	106.0%	289,100	107.1%	軽自動車税
878,600	100.5%	817,067	95.7%	817,068	95.7%	872,100	99.7%	市町村たばこ税
200	100.0%	2,390	89.8%	82	42.7%	100	50.0%	特別土地保有税
23,000	102.7%	12,919	55.9%	12,357	54.9%	13,900	62.1%	入湯税
388,400	102.5%	391,731	101.1%	384,463	99.4%	389,900	102.8%	事業所税
1,343,100	102.3%	1,363,131	101.5%	1,329,627	100.9%	1,322,800	100.7%	都市計画税
-17,700	109.3%	8,778	78.0%	8,589	76.9%	-25,100	154.9%	その他

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	96.6%	94.8%	97.0%	95.5%	97.5%	96.2%	97.7%	96.8%	97.2%	96.7%	97.5%
市 町 村 民 税	96.4%	93.4%	96.9%	94.1%	97.5%	94.7%	97.6%	95.5%	97.4%	95.6%	96.3%
個人均等割	95.4%	92.3%	96.2%	92.9%	96.7%	93.7%	97.0%	94.5%	97.2%	95.0%	95.7%
個人所得割	95.7%	92.0%	96.3%	92.7%	96.9%	93.5%	97.2%	94.4%	97.4%	95.0%	95.6%
法人均等割	98.1%	98.8%	98.3%	99.1%	98.5%	99.2%	98.6%	99.2%	97.1%	98.4%	99.3%
法人税割	99.0%	98.6%	99.1%	99.0%	99.4%	99.3%	99.5%	99.3%	97.6%	98.3%	99.2%
固 定 資 産 税	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.5%	96.9%	97.1%	98.2%
純固定資産税	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.4%	96.9%	97.1%	98.2%
土 地	96.5%	94.5%	97.0%	95.5%	97.5%	96.5%	97.7%	97.0%	97.2%	97.0%	97.9%
家 屋	96.0%	94.6%	96.6%	95.7%	97.0%	96.4%	97.3%	97.0%	96.7%	97.0%	97.9%
償却資産	96.6%	99.6%	97.0%	99.7%	97.3%	99.8%	97.6%	99.8%	96.5%	97.5%	99.9%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	93.9%	90.0%	94.1%	90.2%	94.4%	90.6%	94.7%	90.8%	95.4%	95.3%	92.1%
市町村たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	50.0%	-	9.5%	-	3.2%	-	7.2%	-	3.4%	-	-
入 湯 税	97.1%	32.0%	97.5%	31.3%	97.8%	100.0%	97.4%	100.0%	95.6%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	100.0%	98.1%	99.2%	100.0%
都 市 計 画 税	97.0%	94.6%	97.5%	95.6%	97.9%	96.4%	98.1%	97.0%	97.5%	97.0%	97.9%

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

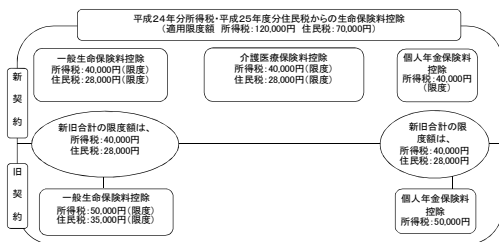
年度		25	26	27	28	29
市 町 村 民 税	個人		・ 防災・減災事業の財源確保のため均等割を500円引上げ			
		法人	・ 法人税割に係る税率の引下げ(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)			
	その他					
	固定資産税		・ 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設			・ 耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充
市町村たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,495円 (県たばこ税からの税源移譲)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円 	
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ) ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入 ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 		

30	令和元	令和2	令和3	令和4
<p>・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲</p>				
	<p>・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)</p>			
		<p>事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止</p>		
<p>・4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</p> <p>・10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</p>	<p>・4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円</p> <p>・10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき5,692円</p>	<p>・4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円</p> <p>・10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円</p> <p>・令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し 1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税</p>	<p>・4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円</p> <p>・10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,552円</p> <p>・令和3年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し 1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算 1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税</p>	
	<p>・10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる)</p> <p>・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分)</p> <p>・森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入)</p>	<p>・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで)</p>	<p>・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の9月延長(令和3年12月31日まで)</p> <p>・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長等(令和4年度・5年度分)</p>	

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧
ア 所得控除

年 度	平成 19	20	21	22	23	24
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
配偶者 扶養	配偶者控除 (一般)	380,000円 (70歳以上) 480,000円				配偶者控除 (一般) 380,000円 (70歳以上) 480,000円
	扶養控除 (一般)	380,000円 (16歳～22歳) 630,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円	同 左	同 左	同 左	扶養控除 (16歳～18歳) 380,000円 (19歳～22歳) 630,000円 (23歳～69歳) 380,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円
所得税	配偶者特別控除	380,000円以内				配偶者特別控除 380,000円以内
	住民税	配偶者控除 (一般) 330,000円 (70歳以上) 380,000円 扶養控除 (一般) 330,000円 (16歳～22歳) 450,000円 (70歳以上) 380,000円 (同居老親等) 450,000円 同居特別障害者 (上記の額に) 230,000円加算 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左
障害者 基礎 (夫) 勤労学生 老年者	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 (非同居) 400,000円 特別障害者 (同居) 750,000円	同 左
	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円 特別障害者 (非同居) 300,000円 特別障害者 (同居) 530,000円
社会 保険料	所得 税・ 住民税	1年中に支払った金額の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
小規模 企業共済 等掛金	所得 税・ 住民税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 25,000円以下 支払額の金額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	○ 旧契約 (平成23年12月31日以前の契約) に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約 (平成24年1月1日以後の契約) に基づく控除額 20,000円以下 支払額の金額 40,000円以下 支払額×1/2+10,000円 80,000円以下 支払額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額等は、下図参照
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 15,000円以下 支払額の金額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左
損害 保険料	所得税	廃止 (一部経過措置あり ⇒地震保険料控除)	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	長期 (10年以上) 10,000円 (限度) 短期 2,000円 (限度)	廃止 (一部経過措置あり ⇒地震保険料控除)	同 左	同 左	同 左
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円 (限度) ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円 (限度) ③ ①と②を併用 50,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	—	① 地震保険契約 25,000円 (限度) ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円 (限度) ③ ①と②を併用 25,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左
医療費	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い 金額の超過額 (限度額200万円) (所得税は昭和63年か ら)	同 左	同 左	同 左	同 左
雑損	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5万円 超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低い方 の金額-5,000円	同 左	同 左	「支出寄附金額」と「所得の 40%」のうちいずれか低い方の 金額-2,000円	同 左
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低い方 の金額-100,000円	同 左	以後、税額控除	—	—

25	26～29	30	令和元	2	3	4
同 左	同 左	同 左	同 左	480,000円以内	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	430,000円以内	同左
同 左	同 左	配偶者控除(一般) 380,000円以内 (70歳以上) 480,000円以内 扶養控除(16歳～18歳) 380,000円 (19歳～22歳) 630,000円 (23歳～69歳) 380,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	配偶者控除(一般) 330,000円以内 (70歳以上) 380,000円以内 扶養控除(16歳～18歳) 330,000円 (19歳～22歳) 450,000円 (23歳～69歳) 330,000円 (70歳以上) 380,000円 (同居老親等) 450,000円 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
○ 旧契約(平成23年12月31日以前の契約)に基づく控除額は、従前のとおり						
○ 新契約(平成24年1月1日以後の契約)に基づく控除額						
12,000円以下 支払額の全額						
32,000円以下 支払額×1/2+6,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
56,000円以下 支払額×1/4+14,000円						
56,000円超 28,000円						
※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様						
○ 合計限度額等は、下図参照						
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	①「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い金額の超過額(限度額200万円)又は②特定一般用医薬品等購入額で1万円を超過した額(限度額8万8千円)	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
-	-	-	-	-	-	-



イ税額控除

年 度	平成21～23	24・25	26・27	28・29
配 当 税 額	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25</p>	同 左	同 左	同 左
	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15</p>	同 左	同 左	同 左
	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2</p>	同 左	同 左	同 左
	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2</p>	同 左	同 左	同 左
控 除	<p>寄附金額 県民 税 市 民 税</p>	<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市市民6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市市民3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市市民6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市市民3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市市民6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市市民3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の20%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>
	<p>外国 税 額</p>	<p>外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除</p>	同 左	同 左
<p>調整 税 額</p>	<p>外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除</p>	同 左	同 左	同 左
<p>調整 税 額</p>	<p>所得税と市市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イ ロのいずれか小さい額の5%(市市民3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 [人的控除額の差の合計額-(調整控除対象課税所得金額-200万円)] ×5%(市市民3%、県民税2%) *下線部分が5万円を下回る場合には、5万円</p>	同 左	同 左	同 左

※ 上記の税額控除のほかには所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されてい
参考:市・県民税における住宅借入金等特別税額控除
対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、
所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
控除額……次のうちいずれか低い方の額
・所得税の住宅借入金等控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)
(平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

30・令和元	令和2	令和3	令和4
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左	同 左
同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左	同 左
同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左	同 左

(6) 市税税率の変遷

年度		平成 19	20・21	22 ～ 24	25	26	27							
区 分	個人	均等割	3,000円	同 左	同 左	同 左	3,500円	同 左						
		所得割	6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左						
	市 民 法 人	均等割	法人の資本等の金額区分		市町村の従業者数		税率 (年額)		法人の資本等の金額区分		市町村の従業者数		税率 (年額)	
			1	50億円を超えるもの	50人超	360万円	1	2～6に掲げる法人以外の法人	50人以下	6万円	2	1千万円以下のもの	50人超	6万円
					50人以下	49万2千円			50人以下	14万4千円			50人超	15万7千円
			2	10億円を超え50億円以下のもの	50人超	210万円	3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	15万7千円	3	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	18万円
					50人以下	49万2千円			50人以下	19万2千円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円
			3	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	19万2千円	5	10億円を超え50億円以下のもの	50人超	49万2千円
			50人以下	19万2千円			50人以下	210万円	6	50億円を超え100億円以下のもの	50人超	360万円		
			50人以下	18万円			50人以下	49万2千円			50人超	210万円		
		50人以下	15万6千円			50人以下	49万2千円			50人超	210万円			
		50人超	14万4千円			50人超	210万円			50人超	49万2千円			
		50人以下	6万円			50人以下	360万円			50人超	360万円			
		上記1～5に掲げる法人以外の法人等	6万円											
	税 割	昭和56年8月1日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
県民税・市 民税と 併課	均等割	1,800円(県民税の800円含む)		同 左	同 左	同 左	2,300円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
	所得割	4%		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
固定資産税	100分の1.4		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
都市計画税	100分の0.3		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え90cc以下 1,200円 90ccを超え125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,500円 家用 7,200円 四輪貨物用 営業用 3,000円 家用 4,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600円 その他作業用 4,700円 ・二輪小型自動車 4,000円 		同 左	同 左	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪 3,900円 四輪乗用 営業用 6,900円 家用 10,800円 四輪貨物用 営業用 3,800円 家用 5,000円 (平成27年3月31日以前に初回車 両番号指定を受けた車は同左) ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 課税免除 ・上記以外 同左 							
市たばこ税	1,000本につき 旧3級品以外…3,298円 旧3級品…1,564円 (平成18年7月1日から)		同 左	1,000本につき 旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成25年4月1日から)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・保有…100分の1.4 ・取得…100分の3 		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
入湯税	宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 1㎡ 600円 ・従業者割 100分の0.25 		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			

28	29	30	令和元	2	3	4
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は6%、その他の法人は8.4%	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪の軽自動車 3,600円 三輪 同 左 4,600円 四輪乗用 営業用 同 左 8,200円 家用 同 左 12,900円 四輪貨物用 営業用 同 左 4,500円 家用 同 左 6,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 同 左 その他作業用 5,900円 ・二輪の小型自動車 6,000円 	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> 〈軽自動車税〉 同左 〈環境性能割〉 ・令和2年度燃費基準+50%達成 (乗用車)※ <ul style="list-style-type: none"> 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+50%達成車 (2.5以下のトラック)※ <ul style="list-style-type: none"> 自家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+10%達成車 (乗用車または2.5以下のトラック)※ <ul style="list-style-type: none"> 自家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 <ul style="list-style-type: none"> 自家用 100分の2 営業用 100分の2 	同 左	同 左	同 左
(※初回車両番号指定を受けた月から起算し13年を経過した三輪以上の車は経年車重課)			※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る			
1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …2,925円 (平成28年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …3,355円 (平成29年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円(※) 旧3級品 …4,000円 (平成30年4月1日から) ※平成30年10月1日から は5,692円	1,000本につき 旧3級品以外 …5,692円 旧3級品 …4,000円(※) ※令和元年10月1日から は5,692円	1,000本につき (旧3級品を含む) …5,692円 令和2年10月1日から …6,122円 令和3年10月1日以降 …6,552円	1,000本につき (旧3級品を含む) …6,122円 令和3年10月1日以降 …6,552円	1,000本につき (旧3級品を含む) …6,552円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

(7) 尼崎市の税制

税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																															
・均等割 3,500円 ・所得割 6%	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																															
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円	50人超	144,000円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円	50人超	180,000円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円	50人超	480,000円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円	50人超	2,100,000円	6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円	50人超	3,600,000円	・法人税割 8.4%(※) ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人税の申告期限 申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																															
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																															
2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																															
	50人超	144,000円																															
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																															
	50人超	180,000円																															
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																															
	50人超	480,000円																															
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	2,100,000円																															
6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	3,600,000円																															
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産 1月31日 住宅用地 1月31日	第1期 4月1日～5月2日 第2期 7月1日～8月1日 第3期 12月1日～12月26日 第4期 2月1日～2月28日																															
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※1 ※2 三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円) 家用 10,800円 (7,200円) (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円) 家用 5,000円 (4,000円) (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべきものの記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～5月31日 ・環境性能割 申告期限と同じ																															
※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用 ※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課 ・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td colspan="2" rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	非課税		燃料電池自動車	プラグインハイブリッド車	天然ガス自動車	・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5	・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1	・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2		上記以外	100分の2											
区分		税率																															
	自家用	営業用																															
電気自動車	非課税																																
燃料電池自動車																																	
プラグインハイブリッド車																																	
天然ガス自動車																																	
・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5																															
・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1																															
・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2																																
上記以外	100分の2																																
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 6,552円		前月の販売分を毎月末日までに申告納付																															
保有については100分の1.4 取得については100分の3 法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満		保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																															
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) 〃 75円(上記以外の場合)		前月分について毎月15日までに申告納入																															
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下		法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																															
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税の納期と同一																															

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																																													
自動車重量譲与税 〔昭和46年12月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,300</td> <td rowspan="2">2,600</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>H26, 4, 1 ～</th> <th>H28, 4, 1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> <td rowspan="2">2,700</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,400</td> <td rowspan="2">2,800</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,900</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>9,900</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年5月から令和3年4月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置(免除、本則税率の25・50・75%軽減)が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率(円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000	その他	1両ごとに届出時	7,500	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	2,600	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600	区 分	単 位	税率(円)			自 家 用		事業用	H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	2,700	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	2,800	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100	その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800
		区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																																														
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																																														
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500																																																																																																																																													
	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000																																																																																																																																												
		その他	1両ごとに届出時	7,500																																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	2,600																																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600																																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																														
		自 家 用		事業用																																																																																																																																												
		H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																											
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																											
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100																																																																																																																																											
		その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800																																																																																																																																											
	平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化																																																																																																																																															

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の422/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。 (市町村分：407/422 都道府県分：15/422) ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000 (市町村分：407/431 都道府県分：24/431)</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p> <p>譲与割合（平成31年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更） ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度税制改正により1/4→1/3に変更 ・平成22年度税制改正により1/3→407/1,000に変更 ・平成31年度税制改正により407/1,000→422/1,000に変更 <p>ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受 ける 団 体	使 途	本 税 の 概 要												
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開港所在 市 町 村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する 場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する 場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する 場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する 場合純トン数1トン当たり	48円	60円			
	とん税	特別とん税													
開港への入港ごとに納付する 場合純トン数1トン当たり	16円	20円													
開港ごとに1年分を納付する 場合純トン数1トン当たり	48円	60円													
地方揮発油譲与税 (昭和30年8月創設)	都道府県 市 町 村	一般財源	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考〉 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>24,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。</p>	地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円	揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円	地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円	揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円
地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円													
揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円													
地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円													
揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円													
平成21年度以降、 地方道路譲与税 から名称を変更		平成21年 度以降、 道路特定 財源から 一般 財源化													
森林環境譲与税 (平成31年4月創設)	都道府県 市 町 村	一般財源	<p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。</p> <p>市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2～6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。</p>												
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>												
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>												

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期																															
特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。	9月 3月～8月収入分 3月 9月～2月収入分																															
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" data-bbox="220 622 1276 739"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア</td> <td style="padding-right: 10px;">指定市等譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="padding-right: 10px;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> 当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計 </td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">指定市等譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="padding-right: 10px;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> 当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計 </td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" data-bbox="220 795 1276 911"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア</td> <td style="padding-right: 10px;">市町村譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="padding-right: 10px;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> 当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計 </td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">市町村譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="padding-right: 10px;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> 当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計 </td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計	イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計	ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計	イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計	6月 3月～5月収入分 11月 6月～10月収入分 3月 11月～2月収入分							
ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計																											
イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計																											
ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計																											
イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計																											
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	<p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	私有林人口林面積	5/10	林業就業者数	2/10	人口	3/10	<p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100	9月 3月
<p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	私有林人口林面積	5/10	林業就業者数	2/10	人口	3/10	<p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100		
令和元年度	200																															
令和2年度から令和3年度	400																															
令和4年度から令和5年度	500																															
令和6年度～	600																															
私有林人口林面積	5/10																															
林業就業者数	2/10																															
人口	3/10																															
	市町村	都道府県																														
令和元年度	80/100	20/100																														
令和2年度から令和3年度	85/100	15/100																														
令和4年度から令和5年度	88/100	12/100																														
令和6年度～	90/100	10/100																														
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。</p> <p>(A - B ± C - D) の額 × 3 / 5</p> <p>A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額</p> <p>B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除還付金の合計額</p> <p>C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額</p> <p>D：利子割額徴収事務取扱費 [(A - B ± C) × 1%]</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	8月 3月～7月収入分 12月 8月～11月収入分 3月 12月～2月収入分																															
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。</p> <p>(A - B ± C - D) の額 × 3 / 5</p> <p>A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額</p> <p>B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額</p> <p>C：Bのうち他の都道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額</p> <p>D：配当割額徴収事務取扱費 [(A - B ± C) × 1%]</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	8月 3月～7月収入分 12月 8月～11月収入分 3月 12月～2月収入分																															

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要																																						
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 〔平成16年1月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																						
法 人 事 業 税 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人</td> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.0%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%</td> </tr> <tr> <td>特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%</td> </tr> <tr> <td>電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.85%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.48%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	課税標準	税率	資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%	資本金等の額	資本割 0.5%	所得	所得割 1.0%	資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%	特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%	付加価値額	付加価値割 0.37%	資本金等の額	資本割 0.15%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%	所得	所得割 1.85%	ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%	付加価値額	付加価値割 0.77%	資本金等の額	資本割 0.32%
法人区分	課税標準	税率																																							
資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%																																							
	資本金等の額	資本割 0.5%																																							
	所得	所得割 1.0%																																							
資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%																																							
特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%																																							
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%																																							
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%																																							
	付加価値額	付加価値割 0.37%																																							
	資本金等の額	資本割 0.15%																																							
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%																																							
	所得	所得割 1.85%																																							
ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%																																							
	付加価値額	付加価値割 0.77%																																							
	資本金等の額	資本割 0.32%																																							
地 方 消 費 税 交 付 金 〔平成9年4月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引(譲渡割)及び課税貨物の保税地域からの引取り(貨物割)に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率)</p> <p>100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで)</p> <p>63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで)</p> <p>78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																						
環 境 性 能 割 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減されていた。</p> <p>(税率) 非課税～2%</p>																																						

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B : 前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D : 配当割額徴収事務取扱費 $[(A - B \pm C) \times 1\%]$</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。 ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。 令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付） 令和3年度：$2 / 3 \dots$法人税割額 $1 / 3 \dots$従業者数 令和4年度：$1 / 3 \dots$法人税割額 $2 / 3 \dots$従業者数 令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 前年度3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算され、清算後の1/2に相当する額を下記のとおり按分し、市町村に対し交付する。 (従来分) 1/2を人口で、他の1/2を従業者数で按分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 全額を人口で按分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収（交付金を含む。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。 (交付割合) 令和元年度10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12 ※経過措置あり 令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて市町村に交付する。交付基準等は、自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。(平成28年税制改正大綱・平成31年税制改正大綱) 令和元年度から令和3年度まで：44.65/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額） 令和4年度以降：40.85/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額）</p> <p>(ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月収入-3月収入見込) + (4月～7月収入分)</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月 + 3月収入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による平成33年12月31日までの入居者を対象 e.令和3年度税制改正による令和4年12月31日までの入居者を対象</p> <p>「減収補てん特例交付金」 ①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの《平成20年度創設》 ②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの ③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p>
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 〔令和3年度創設〕	都道府県 市町村	一般財源	<p>新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に伴う軽減措置（令和3年度に限る）により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填。 (地方税法附則第65条)</p> <p>生産性革命の実現に向け設備投資を行った中小企業に対する、固定資産税の軽減措置額を国費補填。 (地方税法附則第64条)</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設 の費用に 充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付</p> <p>(交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円（地方税法施行令第8条の3） ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交付又は納付義務者	交付金又は納付金の客体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産 ⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産 (国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

議 与 等 の 基 準	議 与 等 の 時 期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分して交付する。</p> $\text{市 町 村 交 付 総 額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>各市町村における当該年度の固定資産税・都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>3月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて按分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて按分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月収入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月収入分</p>

算 定 標 準 等	算定率	算定時期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格</p> <p>○算定基準額の特例 （地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地 …1/6）</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 （初年度～5年度まで…1/2） （6年度～10年度まで…3/4）</p>	<p>1.4/10 0</p>	<p>前年の 3月31日</p>	<p>6月30日</p>

(9) 前納報奨金交付状況の推移(平成13年度制度廃止)

(単位:人、円、%)

年度	税目	調定額		前納利用者		交付額		前納率		1人当たり	
		人員	税額	人員	税額	人員	報奨金額	人員	税額	前納額	報奨金額
平成8年度	固定・都計税(土地・家屋)	100,977	29,639,521,300	50,734	6,576,738,400	46,196	139,933,010	50.2	22.2	129,632	3,029
	固定資産税(償却資産)	3,954	4,600,437,300	2,205	524,655,500	2,146	7,603,675	55.8	11.4	237,939	3,543
	市・県民税(普通徴収)	61,916	6,244,156,300	26,765	2,363,189,500	18,515	33,837,874	43.2	37.8	88,294	1,828
	合計	166,847	40,484,114,900	79,704	9,464,583,400	66,857	181,374,559	47.8	23.4	118,747	2,713
平成9年度	固定・都計税(土地・家屋)	104,237	29,375,926,300	55,930	6,926,355,600	49,611	74,844,072	53.7	23.6	123,840	1,509
	固定資産税(償却資産)	4,241	4,663,663,200	2,494	637,805,600	2,310	4,027,332	58.8	13.7	255,736	1,743
	市・県民税(普通徴収)	69,676	7,515,967,400	28,606	2,616,985,400	17,552	19,702,151	41.1	34.8	91,484	1,123
	合計	178,154	41,555,556,900	87,030	10,181,146,600	69,473	98,573,555	48.9	24.5	116,984	1,419
平成10年度	固定・都計税(土地・家屋)	106,507	30,085,214,111	56,405	7,172,822,111	50,110	88,264,782	53.0	23.8	127,166	1,761
	固定資産税(償却資産)	4,467	4,803,382,800	2,452	568,001,500	2,292	4,504,644	54.9	11.8	231,648	1,965
	市・県民税(普通徴収)	60,089	6,787,501,360	26,811	2,392,360,160	16,277	15,527,172	44.6	35.2	89,231	954
	合計	171,063	41,676,098,271	85,668	10,133,183,771	68,679	108,296,598	50.1	24.3	118,284	1,577
平成11年度	固定・都計税(土地・家屋)	108,401	30,716,574,968	57,870	7,367,000,268	51,798	92,250,526	53.4	24.0	127,303	1,781
	固定資産税(償却資産)	4,590	4,744,531,720	2,560	595,240,920	2,357	4,635,672	55.8	12.5	232,516	1,967
	市・県民税(普通徴収)	71,928	5,950,098,241	31,004	2,290,148,941	17,919	18,484,296	43.1	38.5	73,866	1,032
	合計	184,919	41,411,204,929	91,434	10,252,390,129	72,074	115,370,494	49.4	24.8	112,129	1,601
平成12年度	固定・都計税(土地・家屋)	110,586	29,891,960,370	60,379	7,617,360,270	54,334	79,834,752	54.6	25.5	126,159	1,469
	固定資産税(償却資産)	4,567	4,511,753,960	2,573	657,932,060	2,470	4,105,562	56.3	14.6	255,706	1,662
	市・県民税(普通徴収)	68,740	5,732,080,860	30,176	2,356,790,160	17,345	18,124,961	43.9	41.1	78,101	1,045
	合計	183,893	40,135,795,190	93,128	10,632,082,490	74,149	102,065,275	50.6	26.5	114,166	1,376

条	例	改正	率	額
交	付	率		
期	別	税	額	限度額
		平成5年度	平成6年度以降	平成9年度以降
		0.6/100	0.5/100	0.3/100
		20万円	20万円	10万円

※ ただし、報奨金額が200円未満のときは不交付